

参考資料

1. 上位・関連計画の整理

ここでは、恩納村及び沖縄県などにおける上位・関連計画での位置づけを整理する。

表－恩納村の上位関連計画

No	上位関連計画	計画期間・目標年次・策定年	策定機関
1	恩納村第6次総合計画 基本構想・前期基本計画（案）	基本構想： 令和5年度～令和14年度 後期基本計画： 令和5年度～令和9年度	恩納村
2	恩納村土地利用基本計画	令和4年度～令和13年度	恩納村
3	「サンゴの村宣言」/「サンゴのむらづくりに向けた行動計画」（改訂版）	平成30年宣言/令和2年改訂	恩納村
4	恩納村 第2期SDGs未来都市計画	第2期：2022～2024年	恩納村
5	恩納村第3次観光振興計画	平成29年度～平成38年度	恩納村
6	恩納村墓地整備基本計画	目標年次：平成27年度	恩納村
7	国指定史跡 山田城跡保存管理計画	平成24年3月策定	恩納村
8	恩納農業振興地域整備計画書	平成28年9月	恩納村
9	恩納村地域防災計画（改訂版）	令和2年6月改訂	恩納村
10	恩納村公共施設等総合管理計画	第1期(平成28年～平成37年)	恩納村

表－沖縄県等の上位関連計画

No	上位関連計画	計画期間・目標年次・策定年次	策定機関
1	沖縄21世紀ビジョン	目標年次：2030年（平成42年）	沖縄県
2	新・沖縄21世紀ビジョン基本計画	令和4年度～令和13年度	沖縄県
3	第5次沖縄県国土利用計画	目標年次：平成39年	沖縄県
4	“美ら島沖縄”風景づくり計画	－	沖縄県
5	緑の美ら島づくり行動計画	平成24年度～平成43年度	沖縄県
6	沖縄県景観評価システム	平成29年度から本格運用	沖縄県
7	沖縄ブロック新広域道路交通ビジョン・沖縄ブロック新広域道路交通計画	概ね20～30年間を対象とした中長期的なビジョン/2021年3月策定	沖縄県
8	国道58号恩納村海岸線地区 緑の再生・更新計画	－	沖縄総合事務局 道路管理課
9	太陽光発電の環境配慮ガイドライン	－	環境省

(1) 恩納村の上位関連計画

1 恩納村第6次総合計画基本構想・前期基本計画（案）		令和5年3月
計画期間	基本構想：令和5年度～令和14年度 前期基本計画：令和5年度～令和9年度	
<p>【基本構想】</p> <p>◆基本理念</p> <p>(1) 自然を愛し、人と自然が共生する美しい村</p> <p>(2) 人間を尊び、互いを支え合う心豊かで共生の村</p> <p>(3) 子どもたちの伸びゆく力を育て、活力ある村</p> <p>(4) 心も体も健康で、安心して暮らせる村</p> <p>(5) 魅力あふれる活力のある元気な村</p> <p>◆将来像</p> <p>恩の青 豊かな緑 輝く人々 未来へつなごう恩納村</p> <p>◆基本目標</p> <p>基本目標1 子どもたちが夢や希望をもち、のびのび輝く村【子育て・教育】</p> <p>基本目標2 生涯にわたる豊かな学びと歴史・文化が薫る村 【生涯学習・スポーツ・歴史・文化】</p> <p>基本目標3 誰もがいきいきと暮らせる健康福祉の村【保健・医療・福祉】</p> <p>基本目標4 恩納ブランドをいかした活力と魅力ある産業の村【産業・経済】</p> <p>基本目標5 美しい自然と調和した潤いのある村【環境】</p> <p>基本目標6 誰もが安全・安心で快適に暮らせる村【都市基盤・防災】</p> <p>基本目標7 村民と築く持続可能な村【行財政】</p> <p>【前期基本計画】</p> <p>基本目標2 生涯にわたる豊かな学びと歴史・文化が薫る村 基本施策2-2 文化の振興 (3) 山田城跡等文化財の保存・整備・活用</p> <p>基本目標5 美しい自然と調和した潤いのある村 基本施策5-1 自然環境の保全・創出 (3) 景観の保全と創出</p> <p>基本目標6 誰もが安全・安心で快適に暮らせる村 基本施策6-1 土地利用及び景観形成の調和 (2) 計画的な景観形成の推進</p>		

計画期間 令和4年度～令和13年度：用域見直しが5年ごとの為5年ごとに改訂

◆土地利用の目標像

「美しく豊かな自然及び歴史・文化と調和した集落づくり」

「村民の活力を育む貴重な村土の秩序ある有効利用」

「村民の福祉や心豊かさに寄与する情操の空間づくり」



これらを総称した土地利用の目標像

豊かな自然と歴史・文化に根ざした活力ある村土づくり

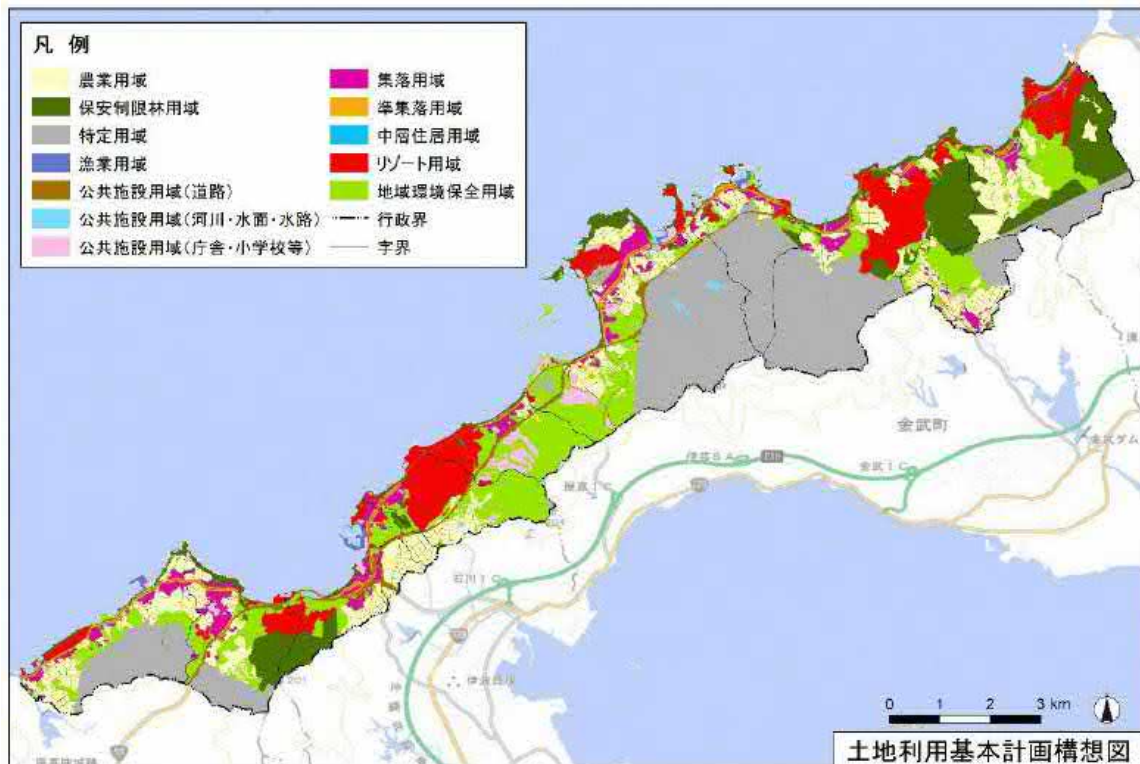
◆土地利用の基本方針

- (1) 計画的で秩序ある土地利用の推進
- (2) 豊かで美しい自然環境の保全
- (3) 自然環境と共生・調和する活力ある経済産業の振興
- (4) 安全・安心な土地利用の確立
- (5) 自然及び歴史文化に根ざした良好な集落環境の形成
- (6) にぎわいと魅力ある都市空間の形成

◆基本方針を実現するための方策

- (1) 土地利用に係る法律や条例等の適正運用
- (2) 計画的な土地利用整備の推進
- (3) 土地利用に係る環境保全及び安全性等の確保
- (4) 土地利用転換の適正化と有効利用の促進
- (5) 土地の調査と活用
- (6) 計画の推進

◆土地利用基本計画構想図



◆各土地利用用域の土地利用方針と立地基準

用域区分	区分内容	土地利用規制の基準
農業用域	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）における農用地で農業のために使用する区域とする。	ア農業用域は、農業及び林業以外の用途に使用してはならない。 イ承認された開発の場合でも自然景観との調和に配慮しなければならない。
保安制限林用域	自然環境の保全を行うため、他の利用及び開発を行えない区域とする。	環境保全以外の用途に使用してはならない。
特定用域	米軍及び自衛隊が使用している区域及び返還跡地の区域とする。	ア米軍及び自衛隊施設以外の用途に使用してはならない。 イその他の用途で開発、建築する際には用域の変更をしなければならない。
漁業用域	水産業に限定して使用する区域とする。	ア漁業用域は、水産業以外の用途に使用してはならない（漁業組合員自ら営業する場合を除く。） イ水産業に関する開発において、主要展望地からの展望に配慮し、かつ、自然景観との調和に配慮しなければならない。
公共施設用域	道路、河川、水路、水面、官公署用地等で公共施設に限定して使用する区域とする。	道路、河川、水路、水面、官公署用地等で公共施設に限定して使用する区域とする。
集落用域	住宅地、集落周辺平坦地で村民の生活基盤の区域とする。	ア容積率200%以下にすること。 イ住宅、共同住宅、寄宿舎の建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、住居の環境を害するおそれがない物については、村長の承認を得て建築物を建築する事が可能である。
準集落用域	住宅地、事業所用地、商業用地等を基盤とし主要道路に接する区域とする。	ア容積率200%以下にすること。 イ商業施設（売場面積500㎡以上）、作業所（原動機を使用するものは作業所面積150㎡以上）、営業用倉庫（150㎡以上）については、村長の承認を必要とする。 ウ住宅、共同住宅、寄宿舎、事務所、店舗の建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、住居の環境を害するおそれがない物については、村長の承認を得て建築物を建築する事が可能である。
中層住居用域	中層住居地、事業所用地、宿泊施設、レクリエーション施設等のリゾート施設として利用する区域とする。集落環境に影響を及ぼさない所で、集落用域とリゾート用域とのバッファゾーンとして位置づける。	ア商業施設（売場面積500㎡以上）、作業所（原動機を使用するものは作業所面積150㎡以上）、営業用倉庫（150㎡以上）については、村長の承認を必要とする。 イ住宅、共同住宅、寄宿舎、事務所、店舗、ホテル・旅館業の建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、近隣住居の環境を害するおそれがない物については、村長の承認を得て建築物を建築する事が可能である。
リゾート用域	宿泊施設、教養文化施設、レクリエーション施設等のリゾート施設として利用する区域とする。	ア開発区域内の傾斜地（地形勾配が20度を超える傾斜地をいう。）の面積が原則として開発区域内の80%を超えないこと。 イ開発及び建築については、特に自然景観との調和及び主要展望地からの展望に配慮しなければならない。 ウ汚水、排水等については、三次処理をし、BOD（生物化学的酸素消費量）、COD（化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質量）とも10mg/ℓ以下、PH（水素イオン濃度5.8～8.6）としなければならない。 エ住宅、共同住宅、寄宿舎、事務所、店舗、ホテル・旅館業の建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、

		住居の環境を害するおそれがない物については、村長の承認を得て建築物を建築する事が可能である。
(続き)		
用域区分	区分内容	土地利用規制の基準
地域環境保全用域	前各号の用域以外の集落周辺林地、斜面林地、山地、森林、御嶽、遺跡、史跡、墓地等、当該地域は、環境保全を優先的に図るべき区域とする。	アいかなる開発、建築及び行為に関しても、村長の承認を得なければならない。 イ土地改変率20%以内であること。 ウ色彩及び形態が自然景観との調和を保つこと。 エ開発区域内の80%以上の緑地（既存樹林地及び植生地又は新たに植樹若しくは植栽を行った土地をいう。）を保全すること。

3 サンゴのむらづくりに向けた行動計画（改訂版）	2020年度改訂
◆基本理念 環境負荷が少ない持続的発展が可能な社会の構築に向け、以下のように基本理念を位置付け 1) 優しさと誇り 2) 人づくりと協働 3) 交流と活力 4) 共生と持続	
◆具体的な活動内容（案）（関連部分を抜粋）	
	事業内容、具体的な事業
4) 生活環境・産業振興	<p><役場の取り組み></p> <p>■赤土等流出防止対策の推進 農地等から流出する赤土等を防止するため、農業環境コーディネーターの配置を行うとともに、農家等に対する支援を行う。また、開発に伴う赤土等の海域への流出の防止を図る。 (具体的な事業) ・農業環境コーディネーターの配置（農林水産課） ・島と海を守る環境保全型農業促進事業（沖縄県農林水産部営農支援課） ・多面的機能支払交付金事業（農林水産課） ・水産多面的機能発揮対策事業（農林水産課） ・県土保全条例の推進（企画課）</p> <p>■緑化の推進 事業者、各種団体、村民と協働し、花と緑のむらづくりを推進するとともに、緑の適切な管理を行う。 (具体的な事業) ・道路等の公共スペースの緑化の推進（建設課、商工観光課、農林水産課） ・街路樹等の適切な維持管理（建設課、商工観光課、農林水産課）</p> <p>■漁港施設の快適性の向上 漁港施設内の清掃や所有者不明の漁船・ボート、粗大ごみの処分を行う。また、レジャー客等で漁港施設の利用が煩雑化していることから、施設利用のルール作りを進める。 (具体的な事業) ・漁港施設内における環境美化事業（仮）（農林水産課） ・漁港施設利用のルール作り（農林水産課）</p> <p><各主体の取り組み></p> <p>【村民の取り組み】 ・庭先の緑化をはじめ、身近な地域の緑化活動に積極的に参加・協力します。</p> <p>【漁協の取り組み】 ・漁港施設内の清掃や不法放置船舶の発生抑制等、観光地としてイメージアップにつながる環境美化に取り組みます。 ・漁港施設内に設置された観光客向けトイレ・シャワーの適切な維持管理を行います。</p> <p>【農家の取り組み】 ・農地からの赤土の流出防止に取り組む等、自然環境に配慮した営農活動を行います。 ・漁港施設内に設置された観光客向けトイレ・シャワーの適切な維持管理を行います。</p> <p>【事業者の取り組み】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水施設への接続や合併浄化槽の設置に積極的に取り組むとともに、適切な維持管理を行います。 ・自然環境に負荷の少ない製品の積極的な利用を行います。 ・事業所の敷地や建物の緑化等、身近な地域の緑化活動に積極的に参加・協力します。
--	---

4 恩納村第2期SDGs未来都市計画	令和4年3月
計画期間	令和4年度（2022年度）～令和6年度（2024年度）
<p>◆2030年のあるべき姿</p> <p>①サンゴに優しいライフスタイル 行政としてサンゴを保全するだけでなく、村民の生活の中に、自然環境の保全を習慣づけるような様々な施策を講じる。エシカル商品の推進、省エネの啓発活動、自然環境について学ぶ等、サンゴに優しいライフスタイルを村民へ普及（環境基本計画を策定）する。また、（仮称）環境税（持続的なむらづくり推進税）（※1）を導入することにより、自然環境保全に対する財源を確保し、地域の暮らしと共生する持続的な村づくりを実現する。 ※1（仮称）環境税（持続的なむらづくり推進税）利用者や宿泊者から徴収し持続的なまちづくりに資する取り組みの財源とする。</p> <p>②世界水準のスマート・エコリゾート 豊かな自然環境の保全と活用、OISTの最先端の環境分野の研究成果等を活用した、観光リゾート地における先駆的な基盤整備や各種商品・アクティビティ開発、観光PRの強化及び人材育成等の取組みが進むことにより、リゾートと環境が共生した、サンゴにやさしいライフスタイルが体感できる世界水準のスマート・エコリゾートの確立を目指す。これによって観光客の満足度の向上、持続可能な地域経済の確保による豊かな村民生活が実現している。 その活動の一環として、UNEPが推進するGreen Fins（環境に優しいダイビングの教授方法）を導入することなどを通じ、世界一の持続可能な海のリゾート地として発展させる。</p> <p>③ネイティブが活躍するむら 観光・リゾート産業や農林漁業に対する環境技術を導入し、地元の人々や産業と連携することで、高質かつ持続可能なサービスが集積したリゾート地を形成する。その結果、一次産業から三次産業まで村民各々の個性に合わせた高付加価値な雇用を生むことができる。「誰ひとり取り残さない」村民全員参加型社会を実現し、住民が自己実現できるだけでなく、格差解消に向けた積極的な打ち手になる。</p> <p>◆4 地方創生・地域活性化への貢献 本事業は2022年度を目標年次としている 第5次総合計画の重点取組み、および恩納村まち・ひと・しごと創生総合戦略の目指すべき将来の方向を強化発展させる事業となっている。</p>	

5 恩納村第3次観光振興計画		平成29年3月
計画期間	平成29年度(2017年度)～平成38年度(2026年度)	
◆将来像 風と光が流れ 時を忘れる村 恩納村		
◆基本目標 1) 豊かな地域資源の活用 2) 誰もが安全・安心で快適に過ごせる環境づくり 3) 観光PRの強化及び人材育成		
◆個別施策等の展開(関連部分を抜粋)		
基本方針	施策(大項目)	施策(中項目)
1) 豊かな地域資源の活用	(3) 自然資源や歴史文化資源等を活用した周遊マップ等の整備	①国頭方西海道の整備や案内サインの設置、集落内の歴史資源等を活用した散策マップの作成等、本村の歴史文化資源を活かした散策ルート の環境整備を行う。
		②村民や観光客等から意見を募り、本村の優れた眺望ポイントを選出した「恩納村おすすめ風景20選」の作成を行う。 ③村民や来村者が「昔からあるありのままの風景」を楽しむことができるよう、地域との連携による散策ルートの設定や集落環境の維持・保全を図るフットパス※を推進する。 ※フットパス：イギリスを発祥とする森林や田園地帯、古い町並み等、昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くこと
2) 誰もが安全・安心で快適に過ごせる環境づくり	(1) 観光インフラの整備	①景観ポイントでの駐車場や遊歩道、サイクリングロード、電子看板(デジタルサイネージ※)を活用した案内板等の整備等を行い、海や緑を眺めながらゆったりとドライブや散策ができる環境整備を行う。 ※デジタルサイネージ：映像表示装置とデジタル技術を用いた広告媒体。屋外・店頭・公共施設などに、液晶ディスプレイやプロジェクターを設置して広告や各種案内を表示するもの
	(2) 観光リゾート地にふさわしい景観の形成	①恩納村景観むらづくり条例に基づき、観光リゾート地にふさわしい景観の形成を図る。 ②沿道の緑化や無電柱化の促進等による観光リゾート地にふさわしい道路景観の形成を図る。 ③国道58号沿道や集落内の花いっぱい運動(CGG運動※)を展開し、歩きながら楽しめる道路・集落景観の形成を図る。 ※CGG運動：クリーン・グリーン・グレイシャス(Clean Green Gracious)運動。ふるさとを美しく清潔にする運動、緑と花でつつむ運動、心を育てる運動を指す ④営農活動で使用する緑肥※を景観に優れた作物とすることで、美しい農村景観の形成が図れるよう支援する。 ⑤“おんなサンセット海道”や観光施設周辺等における定期的な除草作業等を行い、観光リゾート地にふさわしい景観の形成を図る。

6 恩納村墓地整備基本計画		平成17年3月
目標年次	平成27年度(概ね10年間)	
◆墓地に関する基本方針(一部抜粋) 将来の恩納村のむらづくりを図るうえで、限りある村土を有効に利用していくことが求められている。しかし、無秩序に墓地が分散・拡散していくことは生活環境や観光産業の振興など村の土地利用上大きな支障となる。 そのため、村の土地利用計画や農業及び観光振興策等と整合性を図りながら、今後の墓地需要を見据えたうえで、計画的な墓地の設置及び管理を行うものとする。 恩納村の墓地政策は、墓地団地及び墓地区域の2つの方法により推進するものである。 墓地区域はこれまでどおり個人墓を受け入れる地域であり、既存の墓地が集積する地区を中		

心に墓地区域を指定し、今後新たに設置される墓地もその中に集約化を図るものである。

墓地団地は、村が経営者となって作る墓地で、墓地団地整備後、個人に永代使用権を与えるものである。

村民の移行は、自宅に近い場所に墓地の設置を望んでおり、また、各字とも既存の墓地集積地（墓地区域候補地）が存在することなどから、墓地団地及び墓地区域は、基本的に各集落に設けるものとする。

◆墓地団地及び墓地区域の適地の考え方

墓地団地及び墓地区域の設定にあたっては、周辺地域の住環境や風光明媚な観光地として景観の保全、農業の振興、村の将来土地利用の観点、更に墓地設置を規制する関連法を踏まえ、基本的に以下の場所での設定は行わないものとする。

○生活環境：集落の中、住宅に近接する場所など

○**景観：幹線道路や主要な観光地から見える場所など**

○農業振興：ほ場整備など生産基盤整備が行われている地域など

○その他：個別法により設置できない箇所→**自然公園特別区域（自然公園法）、保安林（森林法）**

7 国指定史跡 山田城跡保存管理計画

平成 24 年 3 月

◆山田城跡の保存管理の基本方針（一部抜粋）

(1) 史跡の本質的価値を構成する諸要素の取扱い

史跡の保存管理をするうえで必要に応じて各種調査を実施し、より正確な本質的価値の把握とそれを踏まえた適切な保存管理方法へと反映できるように努める。

(2) 本質的価値を構成する要素以外の要素の取扱い

史跡にとって重要なものや地域の歴史を物語るものなどについては、史跡の本質的な価値や景観を損なうものではない限り、現状維持を原則とする。特に動植物に関しても、地域の特性を示すものとして保護に努める。

(3) 植生管理への配慮

樹木や草などについては、斜面保護、植生保護・景観維持のために原則として現状維持とし、防災上必要な場合もしくは遺構損壊の恐れがある場合、眺望確保が必要な場合は十分な検討の上、伐採し枯損した樹木や倒木については適宜整理を行う。

(4) 防災・安全への配慮

指定地内及び隣接地において急斜面地が存在する。検討に当たっては、斜面及びその周辺の現況と類似例等に基づき、安定性・永続性・環境景観・維持管理等の総合的な検討を行い、特に史跡にふさわしい景観となるよう十分に配慮する。

◆整備の将来像（関連部分を抜粋）

整備のイメージとして、史跡本体部分と本体以外の部分、指定地外の3つの区分を行い、地区ごとの将来像についてまとめる。

○史跡指定地外の周辺整備について

史跡の周辺景観を損なわないよう配慮し、利活用しやすい環境を整える。

◆公開・活用について（関連部分を抜粋）

(1) 史跡等を活かした地域づくりを推進する

山田城跡を地域のシンボルとして位置付け、地域が城跡に親しみや誇りを持つことを期待し、周辺から城跡が眺望できる視点場の形成を検討する。また、山田城跡からの周辺の眺望が、良好な景観となるような地域づくりを行う。

(2) 地域の歴史遺産と連携した普及・啓発活動を推進する

山田城跡下には、「ムラウチ」と呼ばれる集落が14世紀頃から戦前まで機能しており、史跡一帯には、国指定史跡「国頭方西海道」や「仲泊遺跡」などの文化財が多く所在する。それ

らの文化財を一体として公開・活用活動を実施する。

8 恩納農業振興地域整備計画書	平成 28 年 9 月
<p>第 1 農用地利用計画</p> <p>1 土地利用区分の方向</p> <p>(1) 土地利用の方向</p> <p>ア 土地利用の構想</p> <p>本農業振興地域整備計画を策定するにあたっては、「沖縄県国土利用計画」、「沖縄県土地利用基本計画」、「恩納村土地利用計画」等における土地利用の原則及び「第 2 次沖縄県環境基本計画」における環境配慮の指針、「生物多様性おきなわ戦略」の趣旨等を踏まえるとともに、地域住民の意向等を反映するものとした。なお、本村の農業振興上必要とする生産基盤や近代化施設等の整備にあたっては、自然環境の保全に十分配慮するとともに、必要な環境配慮等について環境担当課との相互調整を行うものとする。また、「文化財保護法」及び「沖縄県文化財保護条例」により保護されている周知の埋蔵文化財包蔵地や史跡名勝、天然記念物の取り扱いについては、文化財担当課との相互調整を行うものとする。</p>	
<p>第 2 農業生産基盤の整備開発計画</p> <p>1 農業生産基盤の整備及び開発の方向</p> <p>必要に応じたほ場整備や比較的整備率の低いかんがい排水事業の整備に努めるとともに、農道整備事業等を積極的に推進するものとする。</p>	
<p>第 8 生活環境施設の整備計画</p> <p>1 生活環境施設の整備の目標</p> <p>農村特有の自然環境や景観及び歴史風土等を活かしつつ、農業生産及び生活環境の両面にわたる一体的かつ総合的な整備を推進し、農業者が生涯にわたって生活を営む場としての集落機能の維持強化と住民の連帯感の高揚を図るとともに、人間性豊かな魅力に満ちた農村社会の形成を目指して、〈安全性〉〈保健性〉〈利便性〉〈快適性〉〈文化性〉の向上に努める。</p>	

9 恩納村地域防災計画（改訂版）	令和 2 年 6 月
<p>第 1 編基本編</p> <p>◆防災対策の基本理念および施策の概要</p> <p>(1) 周到かつ十分な災害予防対策</p> <p>(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p>(3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興対策</p> <p>◆想定する災害</p> <p>1. 地震災害（津波災害、液状化を含む） 2. 風水害 3. 大規模事故</p> <p>4. 危険物等災害 5. 海上災害 6. 放射線災害</p> <p>第 2 編 災害予防編 第 1 章 地震・津波災害予防計画</p> <p>◆地震・津波災害予防計画の基本方針等</p> <p>1. 地震・津波に強いむらづくり 2. 地震・津波に強い人づくり</p> <p>3. 地震・津波災害応急対策活動の準備 4. 津波避難体制等の整備</p> <p>◆地震・津波に強いむらづくり</p> <p>○都市基盤の整備</p> <p>2. 都市の防災構造化</p> <p>(2) 都市の防災構造化に関する事業の実施</p>	

ア) 都市基盤施設等の整備

イ) 緑地の整備・保全

土砂災害の危険性が高い山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を推進する。

ウ) 避難地・避難路の確保、誘導標識等の設置

都市基幹公園等の広域避難地、住区基幹公園の一次避難地を計画的に配置・整備し、必要に応じ下水処理場等のオープンスペースを利用した避難地及び避難路を確保するとともに、誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化する。

エ) 共同溝等の整備

オ) 防災拠点の確保

○建築物の対策

2. ブロック塀対策

(1) 調査及び改修指導

村は、ブロック塀等の地震による倒壊危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや、生け垣の構築を奨励する。

◆津波避難体制等の整備

3. 津波に対する警戒避難体制・手段の整備

(3) 避難ルート及び避難ビルの整備

エ) 津波避難場所の指定・整備

津波避難場所は、海拔 5 m 以上で想定される浸水深以上の海拔高度を有する高台等とし、避難後も孤立せず、津波の状況に応じてさらに安全な場所へ移動できる場所の指定や整備を行う。

10 恩納村公共施設等総合管理計画

平成 28 年

◆計画期間 第 1 期(平成 28 年～平成 37 年) 第 2 期(平成 38 年～平成 47 年)

平成 29 年度からスタートする「恩納村第 5 次総合計画」「後期基本計画」「地域総合戦略」ともこの構想の柱として位置づけ、5 年ごとに計画の検証、見直しを実施。

◆公共施設等の定義

地方自治体が所有する「公有財産」のうち、地方自治法第 244 条第 1 項に規定する施設のこと、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために地方公共団体が設ける施設です。

◆対象とする公共施設等と配置状況 など

本村には、全部で 61 の施設があり、延べ床面積は 7 万㎡近くになります。

標高が低い沿岸部に道路、建物が密集する地形であり、公共施設等についても標高が低いエリアに施設が集中しています。公共施設等は、災害時の避難場所としても重要な拠点施設であることから、災害時の公共施設等の位置づけも明確にしておく必要があります。

恩納村財政運営と資産管理の基本方針

◆課題に基づく基本方針の方向性

2 恩納村の公共施設(ハコモノ)、インフラ施設運営方針

○公共施設等の現状を財務面、品質面、供給面からデータを比較分析し、村民目線で最適な量の施設を保有する「総量の最適化」に取り組む

○公共施設等の長寿命化や維持管理費の削減に取り組む、村民目線で質の向上に努める

○民間の技術・ノウハウ、資金などを活用し、村民や利用者のサービス向上に取り組む

(2) 沖縄県等の上位関連計画

1 沖縄 21 世紀ビジョン		平成 22 年 3 月
目 標 年 次	2030 年	
<p>◆基本理念 時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな「美ら島」おきなわ</p> <p>◆5つの将来像</p> <p>(1) 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島 (2) 心豊かで、安全・安心に暮らせる島 (3) 希望と活力にあふれる豊かな島 (4) 世界に開かれた交流と共生の島 (5) 多様な能力を発揮し、未来を拓く島</p> <p>◆将来像実現に向けた展開方向（関連部分を抜粋）</p> <p>1) 沖縄グリーン・イニシアティブ ・自然環境の持続的な利活用に向けて、利用区分（ゾーニング）や環境収容力（キャリング・キャパシティ）の考え方に基づくルール・仕組みづくりを行うとともに、先進的な自然環境の保全・再生を推進する。</p> <p>2) 沖縄伝統文化・芸術の創造と活用</p> <p>3) 千年悠久の人間にやさしいまちづくり ・県民の生活や観光に不可欠な地域資源である沖縄固有の景観・風景・風土を重視し、時間とともに価値が高まっていく「価値創造型のまちづくり」（景観 10 年、風景 100 年、風土 1000 年）を実現する。</p>		

2 新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）		令和 4 年 5 月
計 画 の 期 間	令和 4 年度（2022 年度）～令和 13 年度（2031 年度）	
<p>◆施策展開の基本的指針 「安全・安心で幸福が実感できる島」の形成</p> <p>◆施策展開の 3 つの枠組み ▶SDGs の三側面と「沖縄 21 世紀ビジョン」の将来像とを連動させ、社会・経済・環境の 3 つの枠組みの統合的取組による各種施策を展開</p> <p>◆計画概念図</p>		
<p>The diagram illustrates the conceptual framework of the plan. At the center is a green circle labeled '社会' (Society), with the text '平和で生き生きと暮らせる「誰一人取り残すことのない優しい社会」の形成' (Formation of a peaceful, vibrant society where no one is left behind). Below this is a red circle labeled '「安全・安心で幸福が実感できる島」の形成' (Formation of an island where safety and security are felt, and happiness is realized). To the left is a blue circle labeled '環境' (Environment), with the text '人々を惹きつけ、ソフトパワーを具現化する「持続可能な海洋島しょ圏」の形成' (Formation of a sustainable marine island region that attracts people and realizes soft power). To the right is an orange circle labeled '経済' (Economy), with the text '世界とつながり、時代を切り拓く「強しなやかな自立型経済」の構築' (Construction of a strong, self-reliant economy that connects with the world and opens up the future). Five future visions are arranged around the center: Vision 1 (left), Vision 2 (top), Vision 3 (right), Vision 4 (top-right), and Vision 5 (bottom). Vision 1: '沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島' (Island valuing Okinawan nature, history, tradition, and culture). Vision 2: '心豊かで、安全・安心に暮らせる島' (Island where people live with a rich heart, safely and securely). Vision 3: '希望と活力にあふれる豊かな島' (Island abundant with hope and vitality). Vision 4: '世界に開かれた交流と共生の島' (Island of open exchange and coexistence with the world). Vision 5: '多様な能力を発揮し、未来を拓く島' (Island that utilizes diverse abilities to open up the future). Arrows connect the visions to the central society and environment/economy circles, and the environment/economy circles to the central society circle.</p>		

◆基本施策（関連部分を抜粋）

1 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島を目指して】

(1) 世界に誇れる島しょ型環境モデル地域の形成

ウ 人と環境に優しいまちづくりの推進	③ 花と緑にあふれる環境づくり 在来種の活用を推進し、沖縄らしい緑地の創出に取り組みます。また、主要道路及び観光地へのアクセス道路等については、適正な植栽管理、飾花を行い、世界水準の観光地にふさわしい沿道景観の形成や、周辺環境と調和のとれた沖縄らしい風景づくりに重点的に取り組みます。
--------------------	---

(2) 自然環境の保全・再生・継承及び持続可能な利用

イ 水域・陸域・大気・土壌環境の保全・再生	④ 自然環境再生の推進 自然環境及び生物相互のバランスに配慮しつつ、沖縄らしい砂浜の創出や海浜緑地の創出など、地域の特性に応じた海岸の整備に取り組みます。 また、自然石等を用いた河川護岸の整備や景観・環境に配慮した多自然川づくりにより、河川の水辺環境の保全・再生に取り組みます。さらに、自然環境再生に取り組む市町村や団体の活動を支援し、県内の自然環境の保全・再生を促進します。
-----------------------	--

(5) 悠久の歴史や伝統文化に育まれた魅力ある空間と風土の形成

イ 沖縄の歴史と景観に配慮した千年悠久のまちづくり	<p>① 沖縄固有の景観・風景・風土を重視した魅力的な景観形成 風景づくりの主体である市町村の景観行政団体への移行促進や地域住民が主導的役割を担う風景づくりの推進体制の構築を促進するとともに、市町村間連携による広域的な風景づくりに取り組みます。また、道路や沿道空間の緑化、無電柱化等に加え、都市部での公園・緑地等の配置など、景観地区の指定や景観アセスメントの実施も踏まえ、潤いのある公共空間の形成に取り組みます。さらに、沖縄らしい風景づくりや景観形成に向けて、風景・まちなみの再生を先導し専門的な知識を有する人材の育成や技術開発に取り組みます。</p> <p>② 世界遺産の環境整備と歴史的景観を活用したまちづくりの促進 古民家等の保全に向けた技術者の育成や資材の確保等により、古民家や御嶽・拝所・石垣・赤瓦など各地域の景観資源の保全等に努め、地域の歴史・文化等の特性を生かしたまちづくりに取り組みます。</p> <p>③ 沖縄固有の景観資源の保全・継承 河川や海岸等の水辺環境においては、水と緑の貴重な空間や憩いの場としてのニーズが高まっていることに加え、景観を構成する重要な要素であることから、環境保全や景観に配慮した河川や海岸の整備に取り組みます。 また、都市景観の向上については、防災面での機能も併せた電線共同溝による無電柱化等を推進し、良好な景観の創出に取り組みます。</p>
---------------------------	---

2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して

(4) あらゆるリスクに対応する安全・安心な島づくり

イ 大規模災害等に備えた強くしなやかな県土づくりの推進	① 社会基盤等の防災・減災対策 高潮及び潮風害対策については、景観や生態系等の自然環境に配慮するとともに、背後地の状況を考慮した海岸保全施設や防風・防潮林等の整備に取り組みます。
-----------------------------	--

3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して

(2) 世界から選ばれる持続可能な観光地の形成と沖縄観光の変革

ア「新しい生活様式／ニューノーマル」における安全・安心で快適な観光の推進	② 快適で魅力ある観光まちづくりの推進 沖縄らしい風景の保全や創出、憩いの場やレクリエーション施設の整備に加え、空港、港湾の緑化、良好な沿道景観の形成など、観光地としての受入品質を単なる「安全・安心」だけではない「快適」なレベルまで高め、誰もがリラックスして楽しめる国際的な観光地にふさわしい観光まちづくりに市町村、観光協会、観光関連団体と連携して取り組みます。
--------------------------------------	--

4 世界に開かれた交流と共生の島を目指して

5 多様な能力を発揮し、未来を拓く島を目指して

◆県土のランドデザインと圏域別展開（関連部分を抜粋）

1 県土全体の基本方向

(1) 県土の均衡ある発展と持続可能な県土づくり

・環境の観点においては、無秩序な開発が広がることで、本来守るべき自然資源や歴史資源が失われることがないように、自然環境の保全や伝統・文化の継承と産業振興との均衡のとれた県土づくりを推進します。特に、本県のソフトパワーの源泉である自然環境や歴史・伝統文化と調和する沖縄らしい風景づくりを進めるとともに、沖縄島北部や西表島の世界自然遺産の適正管理や、「琉球王国のグスク及び関連遺産群」など世界遺産の価値を更に高める取組を推進します。

(2) 我が国の南の玄関口における臨空・臨港都市と新たな拠点の形成

(3) 広大な海域の保全・活用

・景観や生態系など自然環境に十分配慮しつつ、高潮や津波、波浪等による自然災害や海岸浸食から県民の生命や財産を守るための海岸保全に取り組むとともに、持続可能な海洋性観光地の形成や臨港都市機能等の整備充実を図ります。

3 圏域別展開

(1) 北部圏域

オ 持続可能なまちづくりの推進の推進	① まちづくりの推進 本県を代表する観光地としての沿道景観整備やまちなみ景観創出など、地域にふさわしい個性豊かな風景づくりを進め、観光イメージや地域の魅力向上を図ります。あわせて、自然災害等からの防災・減災のため、景観や生態系等の自然環境に配慮した河川、海岸、砂防、防風・防潮林等の整備を推進します。
--------------------	---

3 第5次沖縄県国土利用計画

平成30年3月

目標年次 平成39年(2027年)

第1章 県土の利用に関する基本構想

1 県土利用の基本方針

○基本理念（国土利用計画法第2条）

国土利用計画法第2条に示す国土利用の基本理念に即し、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と地域性豊かな県土の均衡ある発展を図る

○県土利用の基本方針

1. 適切な県土管理を実現する県土利用（県土管理）

- ・都市機能等の中心部や生活拠点等への集約
- ・優良農地の確保
- ・森林の保全（水源の涵養機能の維持）
- ・生態系の維持及び陸域・水辺環境の保全

2. 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用（自然共生）

- ・グリーンインフラ（屋上緑化、多自然川づくり等）の取組の推進
- ・生態系の維持及び水辺環境の保全

3. 安全・安心を実現する県土利用（防災・減災）

- ・ハードとソフトを適切に組み合わせた防災・減災対策の推進
- ・公共施設の立地を通じ居住を安全な地域に誘導
- ・経済社会上重要な諸機能の適正配置やバックアップ

4. 駐留軍用地跡地利用の推進（跡地利用）

- ・総合的かつ計画的な土地利用

・新たな経済活動の拠点形成

5. 沖縄21世紀ビジョン基本計画の推進に資する県土利用

- ・地域拠点間を結ぶ交通ネットワークの構築
- ・自立型経済の構築に向けた取組の推進

○地域類型別の県土利用の基本方向

○利用区分別の県土利用の基本方向

第2章 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(1)計画の目標年次は、平成39年とし、基準年次は平成27年とします。

(2)県土の利用に関して基礎的な前提となる人口と一般世帯数については、平成39年において、それぞれ約148万人、約63万世帯と想定します。

(3)県土の利用区分は、農地、森林、原野等、水面・河川・水路、道路、宅地及びその他の7区分の地目別区分

(4)県土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の県土の利用の現況及び将来の想定される利用状況を基本に、将来人口等を前提とし、利用区分間の調整を行い推計

2 地域別の概要

平成39年における地域別人口を次のとおり想定するものとします。

北部地域約13.0万人/中部地域約52.4万人/南部地域約72.0万人/宮古地域約5.0万人/八重山地域約5.6万

ア 北部地域

リゾート施設や国際コンベンション施設が立地する西海岸においては、観光・リゾート機能の充実を図り、名護湾沿いに良好な沿道景観の創出など観光軸の強化を推進します。また、名護東道路等のハシゴ道路をはじめとする幹線道路ネットワークの整備により、高次都市機能が集積した名護市の中心市街地やその周辺地域との広域交流・広域連携を促進し、適切な機能分担を図ります。さらに、自立経済の発展を支える物流基盤の強化を図るとともに、大型クルーズ船の接岸可能な港湾施設と周辺施設の整備を進めます。

また、沖縄科学技術大学院大学を核として、国内外の研究機関や民間企業等の集積を図り、本県が国際的な先端的頭脳集積地域として発展していくための知的・産業クラスターの形成を推進するとともに、リゾート地域・施設との連携を促進することにより国際的な学術研究・リゾート拠点の形成を図ります。

本地域における農業は、品目の多様化が進んでおり、生産施設や販売体制の整備等を計画的に実施し、新たな産地認定と既存産地の育成を重点的に取り組みます。また、かんがい施設や区画整理等の各種生産基盤の整備を行うとともに、農業水利施設等の長寿命化や赤土等流出問題の総合的な対策を推進し、農地保全及び環境負荷低減を図ります。さらに、特産品の高付加価値化やブランド化を図るため、食品加工、流通、販売、観光等が連携した体制の整備及び強化を推進するとともに、農産加工施設などの整備を図ります。加えて、農山漁村においてグリーン・ツーリズム等による交流・体験及び滞在拠点を形成し、観光リゾート産業等との連携や農林水産業の多面的機能の強化を図ります。

このほか、公園・緑地、情報通信関連施設、環境衛生施設等の公用・公共用施設等の整備が見込まれますが、これらの実施に当たっては、これまで蓄積された産業及び生活基盤等を有効活用するとともに、貴重な野生動植物を含む豊かで多様性に富んだ自然環境を保全し、防災・減災、景観等にも配慮した上で、適正な土地利用を図る必要があります。

4 持続可能な県土の管理

- | | |
|----------------|--------------------|
| (1) 拠点都市機能の充実 | (2) 優良農地の確保・農業振興 |
| (3) 森林の保全・林業振興 | (4) 健全な水環境の確保 |
| (5) 海岸の保全 | (6) 美しい景観の保全・再生・創出 |

4 “美ら島沖繩”風景づくり計画（沖縄県景観形成基本計画）	平成 23 年 1 月
<p>◆景観形成（風景づくり）の基本理念</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 沖縄らしさを持つ景観形成 2) 生活の質を高める景観形成 3) 県民一人一人がつくっていく景観形成 <p>◆景観形成（風景づくり）の基本目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 亜熱帯の光と風、水、緑を感じさせる景観づくり 2) 重層的歴史文化を感じさせる景観づくり 3) 島の個性と美しさを感じさせる景観づくり 4) 心のゆとりを感じさせる景観づくり <p>◆景観形成（風景づくり）の基本的方向性</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 優れた景観の保全と新たな景観の創造のための施策の推進 2) 地域の主体性を生かした景観形成の推進 3) 人づくりと県民等の自発的な景観形成の取り組みの推進 4) 高齢者、障害者等への配慮 5) 長期的観点に立った総合的・計画的な景観形成施策の推進 <p>◆広域的な風景づくりの取り組み（広域景観域及び広域景観軸の設定）</p> <p>○西海岸自然景観軸（今帰仁村・本部町・名護市・恩納村・読谷村）</p> <p>リゾート施設が集積する恩納海岸や名護海岸、沖縄海岸国定公園のある本部半島、美しい羽地内海が広がる今帰仁海岸及び自然海岸を中心とする読谷海岸の西海岸地域は、海浜への眺望が区域の中心となる景観であり、本県の大切な観光資源です。これらの景観が十分楽しめるよう、羽地内海から読谷海岸までの軸を西海岸自然景観軸として設定しました。</p> <p>○風景づくりのキーワード</p> <p>風景の保全・回復：代表的な視点場から海への眺望、山並み・稜線、特色ある自然（山、海・海岸、川 等）</p> <p>風景の創出：背景となる自然との調和</p>	

5 緑の美ら島づくり行動計画	平成 24 年 3 月
計 画 期 間	平成 24 年度～平成 43 年度(2012 年度～2030 年度)
<p>【基本理念】</p> <p>「緑の美ら島の創生をめざして」</p> <p>第 1 編【基本計画】</p> <p>III. 緑の美ら島づくりのめざす姿（目標）</p> <p>目標 1 命あふれる緑の美ら島づくり（生物多様性の保全）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地本来の緑に配慮した森林緑地づくりを図るとともに、緑の回廊としての連続性を確保し、「生命あふれる緑の美ら島」をめざす。 <p>目標 2 活力ある緑の美ら島づくり（地域振興）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光や農林水産業などに寄与する緑の機能を確保した森林緑地づくりを図り、「活力ある緑の美ら島」をめざす。 <p>目標 3 沖縄らしい緑の美ら島づくり（文化の振興と快適な暮らしの確保）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化と暮らしを支える緑により沖縄らしい緑豊かな景観づくりを図り、「沖縄らしい緑の美ら島」をめざす。 <p>目標 4 “うまんちゅ”による緑の美ら島づくり（住民参加・県民運）</p>	

・県民、企業・NPO等の万人（うまんちゅ）との協働を推進し、「うまんちゅ」による緑の美ら島をめざす。

第2編【行動計画】

I. 緑の美ら島づくり行動計画の基本方針

1. 保全および緑化の方針

- ① 土地本来の緑を保護・保全・再生・創出
- ② 緑の回廊を創出
- ③ 歴史と文化に根ざし、地域振興に配慮した緑を保護・保全・再生・創出
天然記念物や歴史的・文化的な緑の保護・保全を行います。また、観光や農林水産業等の地域振興、修景や防災・減災に配慮した森林緑地の機能を確保します。
- ④ 外来生物法における“外来生物被害予防三原則”を守る

III. 地域施策の展開

4. 地域別の管理目標別ゾーニング図および重点区域図

■管理目標別ゾーニング図 沖縄県北部地域 NO.2 より



■沖縄県北部地域 NO.2 のゾーン別管理目標

ゾーン名	区分(ゾーンタイプ)	管理目標	ゾーン名	区分(ゾーンタイプ)	管理目標
自然環境を厳正に 守るゾーン	BA I	自然環境を厳正に 保護し再生させる	森林緑地の持続可能な 利用を図るゾーン	BI	森林緑地環境を 積極的に再生・ 創出し利用する
	SA II	自然環境を厳正に 保護する		BI	森林緑地環境を 保全・再生し 利用する
自然環境を守り育て 利用するゾーン	AI	自然環境を積極的に 再生させ利用する	身近な緑地環境を 創出するゾーン	CI	身近な緑地環境を 積極的に創出する
	AII	自然環境を保全して 利用する		CI	身近な緑地環境を 創出する
地域振興・ 文化の森づくり ゾーン		地域振興、文化振興 を促進ならしを 目的とする森林緑地 を創出する	島の風情 ゾーン		緑化と保全活動を 重点的に推進し、 緑の回廊を創出する

■重点区域図 沖縄県北部地域 NO.2 より



沖縄らしい風景づくり促進事業について

【目的】 沖縄らしく美しいまちなみ景観の創生

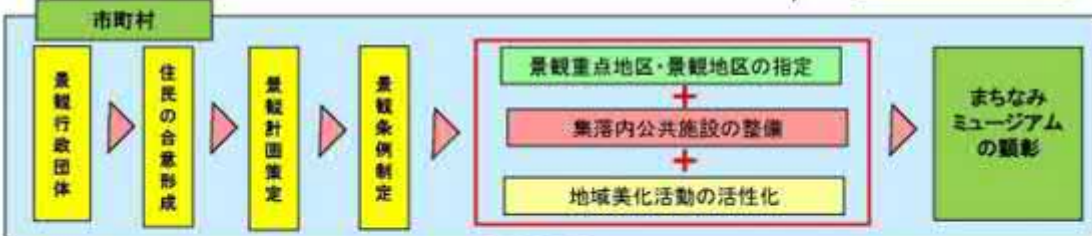
平成24年4月

・改正沖縄振興特別措置法制定 第84条の2 良好な景観の形成 に位置づけ

平成24年5月

・「沖縄21世紀ビジョン基本計画」を策定 「価値創造のまちづくり」に位置づけ

沖縄らしい
風景づくり促進事業



沖縄県景観評価システムの構築について

目的

- 公共事業におけるライフサイクル全体をとおして景観評価を行うことにより、景観に配慮された良質な公共空間を創出することを目的とする。
- 地域の景観形成を先導する公共事業において景観評価システムを実施することにより、住民が誇りと愛着の持てる魅力的な景観形成を推進し、ひいては質の高い観光地形成に寄与するものである。

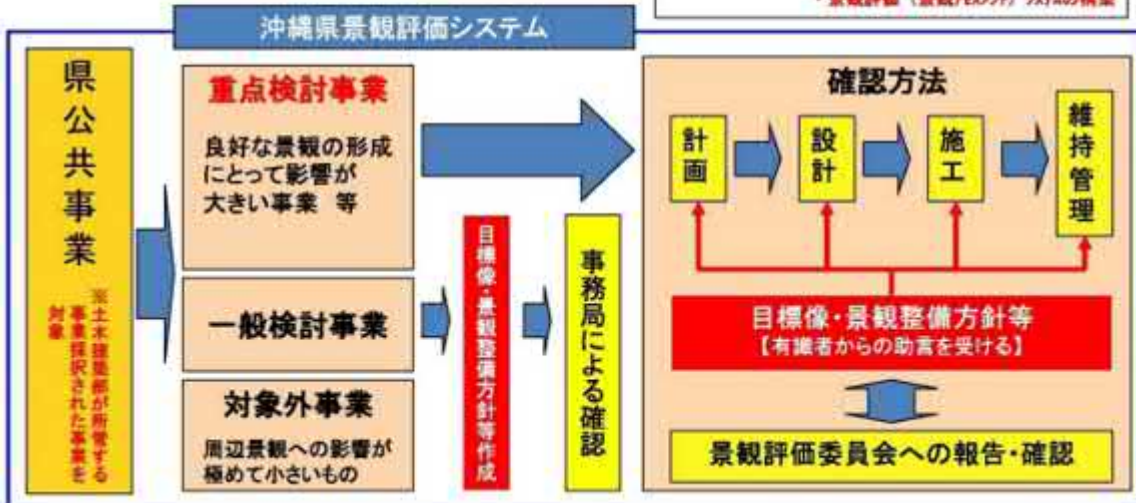
景観評価システム構築の位置づけ

沖縄振興特別措置法 第84条の2 良好な景観の形成

- 沖縄21世紀ビジョン基本計画 (5つの将来像の1つ)
1. 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にす島
 - (6) 価値創造のまちづくり

【施策展開】 ア 沖縄らしい風景づくり

・景観評価(景観アセスメント)システムの構築



7 沖縄ブロック新広域道路交通ビジョン・

沖縄ブロック新広域道路交通計画

2021年3月

目 標 年 次 概ね20～30年間を対象とした中長期的な視点で検討

沖縄ブロック新広域道路交通ビジョン

沖縄21世紀ビジョン（平成22年（2010年）3月策定）の実現に向け、その総合計画として「沖縄21世紀ビジョン基本計画」が策定された。これを受けて、交通分野に関する基本政策の具体的な構想を示した「沖縄県総合交通体系基本計画」が策定されている。さらに、社会資本の整備について、「沖縄ブロックにおける社会資本重点整備計画」が策定されている。これらの計画に示されている将来像や目標を踏まえ、広域的な交通について目指すべき将来の姿の検討を行う必要がある。

◆第1章 沖縄地域の将来像

1-4 沖縄地域の広域的な道路交通の将来像

- (1) 強くしなやかな自立型経済を支える広域的交通ネットワークを構築する
- (2) 「世界水準の観光リゾート」にふさわしい魅力的な交通基盤を実現する
- (3) 渋滞がないすべての人に優しいシームレスな交通体系を構築する
- (4) 台風・地震に強く早期に機能復旧できる交通ネットワークを構築する
- (5) ICT等の先端技術を積極的に取り入れた戦略的マネジメントを発信する

◆第3章 広域的な道路交通の基本方針

3-2 「世界水準の観光リゾート」にふさわしい魅力的な交通基盤を実現する

(3) 良好な道路景観、賑わいの形成

南国沖縄らしい景観・魅力的な沖縄の実現に向けて、期待感が高まる緑の創出、花と緑による快適都市空間づくり、ヤンバルの美しい海と緑豊かな山を生かした道路空間の創出を図り、道路景観の再生・更新を進める。沖縄のウェルカムロードとして、来訪者に沖縄らしい印象を与える質の高い道路景観の形成を目指し、美しい景観が継続可能な樹種選定を進める。また、新たなバイパスだけでなく現道も活用されるような工夫を行い、賑わいの形成を目指す。



図 3-2 幹線道路網（ハシゴ道路ネットワーク）の構築（2021.3時点）

沖縄総合事務局

◆基本的考え方

リゾートエリアとして沖縄らしい風景・風土を体感できる道路環境へ再生します。

◆2. 方針 2-1 方針の骨格 / 2-2 方針の内容

- 1) 沖縄らしさ・リゾートエリアを体感する景観に再生する。
 - ①リゾートエリアとして質の高いはなやかな景観を再生・更新する。
 (内容)・沖縄らしい華やかさを演出できる道路景観の形成を図る。
 ・景観資源を妨げるような既存植栽については、撤去や更新を行う。
 - ②連続的な海への眺望景観を再生・維持する。
 (内容)・街路樹の必要性を再検討する。・必要に応じて、沿道風景としてなじむ並木を形成する。
 - ③リゾートエリアを印象づけるエリアへの導入景観を整備する。
 (内容)・本エリアの導入に位置する交差点は、リゾートエリアの導入景観として修景の整備を行う。
- 2) 公・民の緑が一体となって沖縄らしさが増幅される道路景観の形成やその利・活用を図る。
 - ①ホテルや飲食店等と連携し、道路に賑わいがにじみ出でるような外構の工夫や道路利用を推進する。
 - ②ホテルの緑化やボランティア花壇等、現行の取組を一層推進し、華やかで親しみのある道路景観の形成を図る。
 (内容)・ホテルの入口部の緑化や名嘉真地区や恩納地区等で実施されている小学校や地域住民による花壇を継続して推奨する。
- 3) 良好な景観と安全の確保を基本とした、効果的・効率的な管理を推進する。
 - ①不健全な街路樹や既存木を撤去または更新し、景観の再生と管理費の圧縮を図る。
 (内容)・不健全で樹形が乱れている街路樹や既存木は撤去し、必要に応じて更新、再整備を行う。
 - ②効果的・効率的な管理に対応して植栽や植栽地構造の改善を図る。
 (内容)・風景と調和しつつ効率的な管理に対応する緑を形成する。

◆3. 計画 3-1 計画概要

図1 重点整備区間の位置（全体）



図2 重点整備区間の位置（恩納リゾートエリア）



9 太陽光発電の環境配慮ガイドライン 環境省

令和2年3月

◆はじめに

太陽光発電事業は、日当たりの良い立地であれば比較的導入しやすいため、全国的に導入が進んでいますが、一方で、太陽光発電事業の実施に伴い、土砂流出や濁水の発生、景観への影響、反射光による生活環境への影響などの問題が生じる事例が増えています。

本ガイドラインは、こうした状況を踏まえて、環境影響評価法や環境影響評価条例の対象にならない規模の太陽光発電事業について、適切に環境配慮が講じられ、環境と調和した形での事業の実施が確保されることを目的として策定するものです。

◆第2章 太陽光発電に係る環境配慮の進め方

⑥ 景観 良好な景観が変わってしまう、見えなくなるなどとして問題となる可能性があります。

- ・太陽光発電は日射や送電線等の条件が揃えば、様々な場所に設置することができるため、地域で保全しようとしている景観に影響を及ぼしトラブルになる事例があります。
- ・太陽光発電施設を設置した後に、景観への影響を小さくすることはとても困難です。立地を決定する前に周辺の眺望点やそこからの景観資源の眺めの状況などをよく調べ、影響の程度や対策の必要性について十分検討することが必要です。
- ・地域の景観を保全するための法律である「景観法」に基づき、都道府県又は市町村において景観計画や景観条例が策定・制定されている場合があります。まずは地方公共団体の景観計画や景観条例を参照し、事業区域の位置づけを確認しましょう。
- ・また、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園は、優れた自然の風景地を保護するための法律である「自然公園法」又は条例に基づき指定されています。事業区域の周辺にこれらの自然公園がある場合は、あらかじめ公園計画図等を参照し、公園計画の内容等を確認しましょう。

対策に関するチェックリスト【景観】

対策の例 太文字：事業規模等に関わらず、基本的に実施が求められる事項 その他：事業規模や地域の状況に応じて、実施が求められる事項	対策の採用 (○/×)	不採用の場合 その理由
アレイの高さは、周辺景観との調和に配慮したものとする。		
周辺景観との調和に配慮してアレイを配置する。		
敷地境界から距離（バッファゾーン）をとってアレイを配置する。		
敷地境界周辺に植栽を施す、又は周辺部の森林を残す。		
周辺景観との調和に配慮した太陽光パネルや付帯設備等の色彩とする。		
既存の太陽光発電設備がある場合には、既存設備と新設設備を同系色にする。		

■アレイの高さについて配慮した例（イメージ）



2. 集落の移り変わり

(村政施行百周年記念事業企画展「あの頃のうんな」より)

名嘉真・伊武部集落の移り変わり

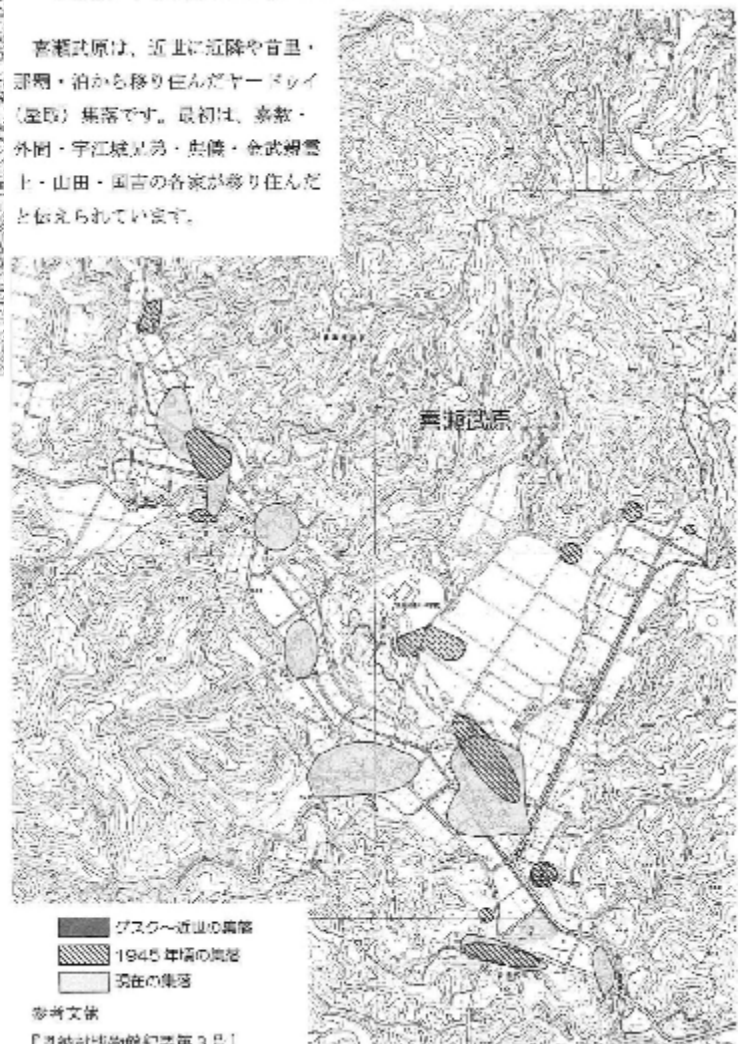
伊武部では、有史時代の伊武部貝塚（約 3500 前）が確認されています。その後のグスク時代の遺跡はまだ確認されていませんが、1945 年頃の集落と現在の集落は准産沿いに位置しています。

名嘉真では、名嘉真古島遺跡（グスク時代～）が内陸部に位置しており、その後の集落は河川沿いに形成されています。



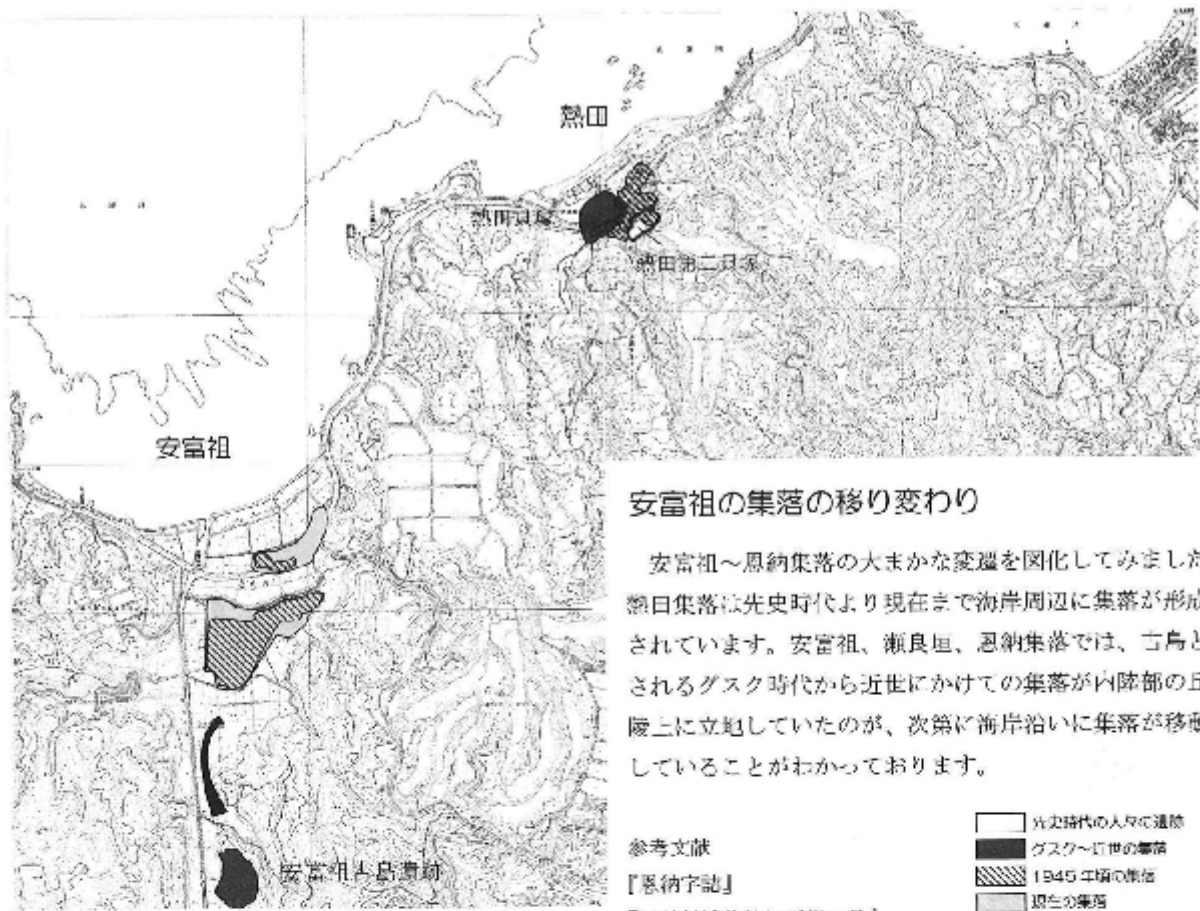
喜瀬武原集落の移り変わり

喜瀬武原は、近世に近降や首里・那覇・泊から移り住んだヤーブツイ（屋敷）集落です。最初は、嘉数・外間・宇江城兄弟・奥儀・金武親雲上・山田・国吉の各家が移り住んだと伝えられています。



参考文献

【恩納村博物館紀要第3号】

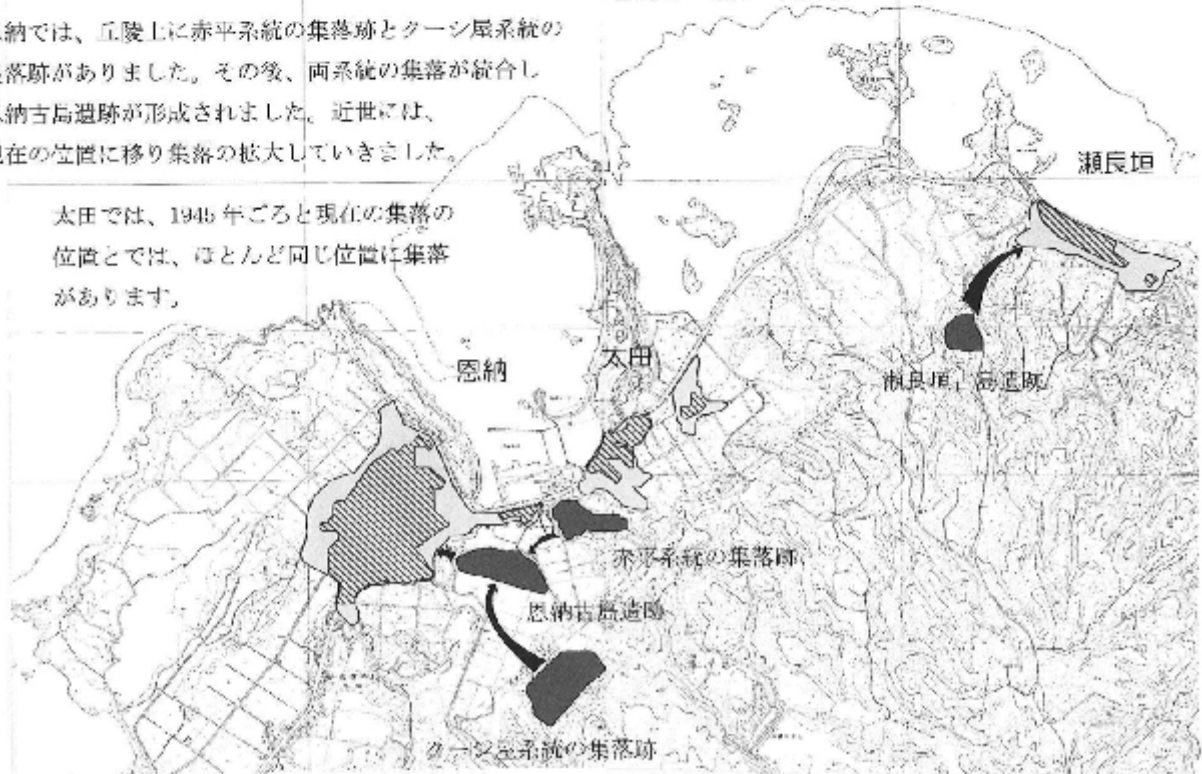


恩納・太田・瀬良垣集落の移り変わり

恩納では、丘陵上に赤平系統の集落跡とクーン屋系統の集落跡がありました。その後、両系統の集落が統合し、恩納古島遺跡が形成されました。近世には、現在の位置に移り集落の拡大していきました。

太田では、1945年ごろと現在の集落の位置とでは、ほとんど同じ位置に集落があります。

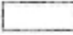



瀬良垣では、丘陵上に瀬良垣古島遺跡があり、その後の集落は丘陵下の海岸沿いに形成されています。



南恩納・谷茶集落の移り変わり

南恩納では、現在のところ先史時代～グスク時代の遺跡は確認されていません。現在まで、道に沿って集落が形成されています。

谷茶では、谷茶貝塚という先史時代の痕跡があり、現在まで海岸周辺に集落が形成されています。

-  先史時代の人々の遺跡
-  グスク～近世の遺跡
-  1945年頃の集落
-  現在の集落

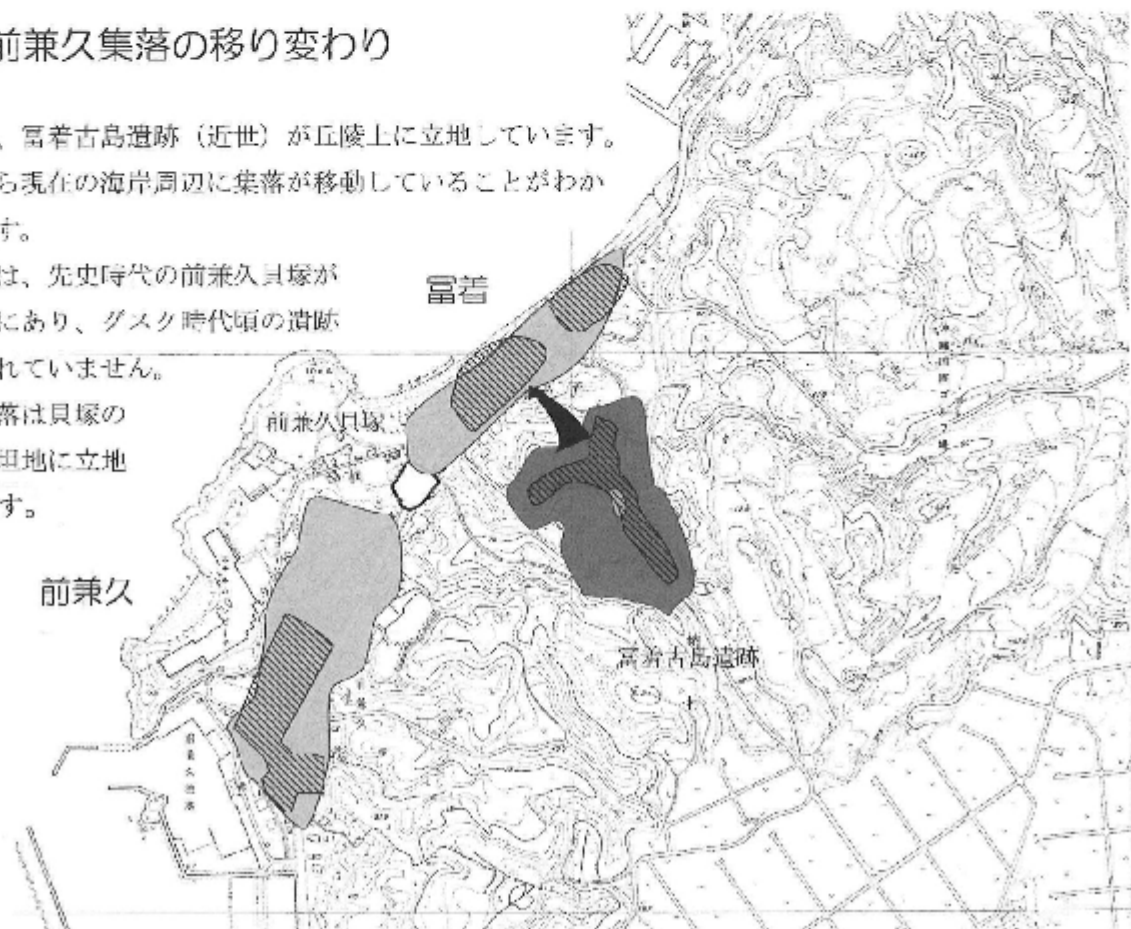


富着・前兼久集落の移り変わり

富着では、富着古島遺跡（近世）が丘陵上に立地しています。丘陵上から現在の海岸周辺に集落が移動していることがわかっています。

前兼久では、先史時代の前兼久貝塚が海岸沿いにあり、グスク時代頃の遺跡は確認されていません。

現在の集落は貝塚の南側の平坦地に立地しています。



仲泊集落の移り変わり

仲泊は、国指定の仲泊遺跡（約3500年前）から人々が生活していたことがわかっています。また、丘陵上に集落があった時期もあり、現在の集落は海岸沿いに形成しています。



山田集落の移り変わり

山田では、先史時代の人々の遺跡が久良波の海岸沿いに立地している久良波貝塚が確認されています。それ以降のグスク時代には、護佐丸の最初の居城としても知られる国指定の山田城跡が丘陵上にあり、その丘陵下には集落（山田古島遺跡）があります。その後、現在の集落に移動していることがわかっています。



真栄田～宇加地集落の移り変わり





真栄田では、1945年の航空写真でみる集落より人口増加しており、集落が拡大しています。

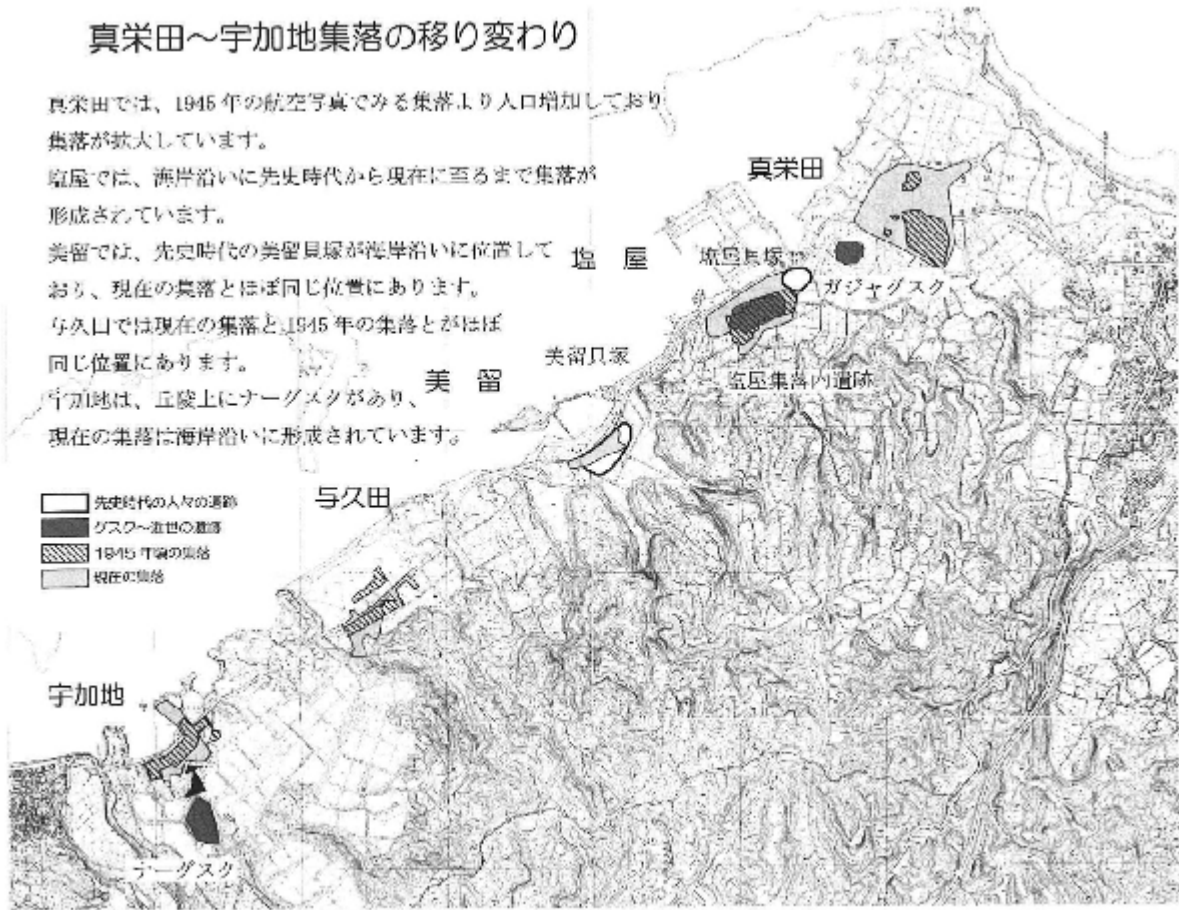
塩屋では、海岸沿いに先史時代から現在に至るまで集落が形成されています。

美留では、先史時代の美留貝塚が海岸沿いに位置しており、現在の集落とほぼ同じ位置にあります。

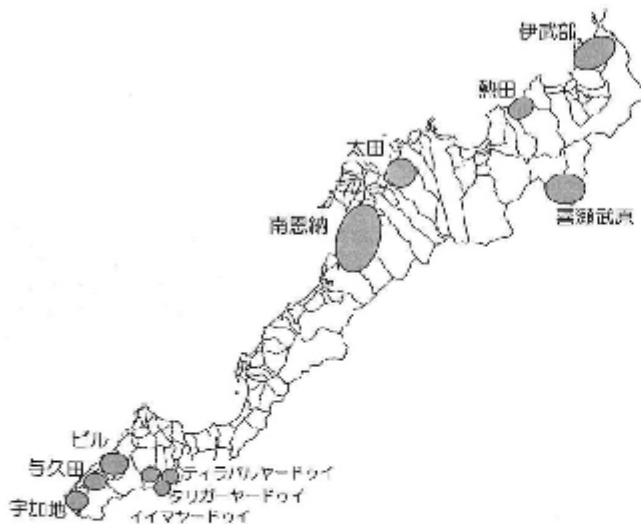
与久田では現在の集落と1945年の集落とほぼ同じ位置にあります。

宇加地は、丘陵上にナグスクがあり、現在の集落は海岸沿いに形成されています。

-  先史時代の人の移動
-  グスク～近世の遺跡
-  1945年頃の集落
-  現在の集落



恩納村の屋取集落



18世紀の初頭、王府が首里・那覇の士族人口の膨張による就職難により、士族の職業規制を緩和し、農業に従事することを容認しました。そのため、農村地域に士族たちが移り住むようになりました。彼らは、首里・那覇近郊へ、またはつてを求めて中頭や山原へと移っていきました。中には一門の本家や有力な分家が総地頭や殿地頭を勤める間切や村へ縁を頼っていく場合もありました。廃藩置県後はさらに権を失った士族が農村へ流れ、国頭地域の人口が増加しました。こうして移り住んだ人々によって形成された集落を屋取（ヤードゥイ）集落と呼んでいます。

恩納村にも屋取集落が形成されています。

	名義集	女島村	瀬長集	恩納	比嘉	高嶺	与那久	伊保	山田	真栄田
1914 (明治38)年	6,361 (内士族70)	706 (内士族08)	303 (内士族85)	986 (内士族201)	458 (士族0)	233 (士族0)	223 (内士族22)	547 (内士族24)	564 (内士族75)	570 (内士族172)
1921 (大正10)年	6,413 (内伊保35)	1,033 (内恩納武原299、 山田150)	418 (内山田152)	1,323 (内恩納245、 伊保135、 比嘉174、 高嶺76)	486	234	303	604	700 (内山田157)	754 (内山田203、 ビル55、 与久田56、 宇加地102)

明治36年の字別人口には士族の人口が記載されており、これが当時の屋取集落のおおよその人口と言えます。また、大正10年の字別人口を見てみると、小学の人口が分かります。これによっても屋取集落の規模を知ることができます。明治36年の時の安富組を別に見てみると、全人口が706人で、その内士族が506人とあり、屋取人口がかなり大きかったことが分かります。これは熱田と隣に独立行政区となった高嶺武原のおおよその人口だと推測されます。

3. 恩納村景観むらづくり計画見直しのための村民アンケート調査

(1) 調査概要

1) 調査の実施方法：郵送による配布・郵送または Web による回収

2) 調査対象・配布・回収

調査対象：20 歳以上の村民

調査実施期間：令和 4 年 11 月 11 日～令和 4 年 11 月 30 日

配布数： 1,800 件 有効回答数：401 件、有効回答率：22.3%

3) アンケートの構成

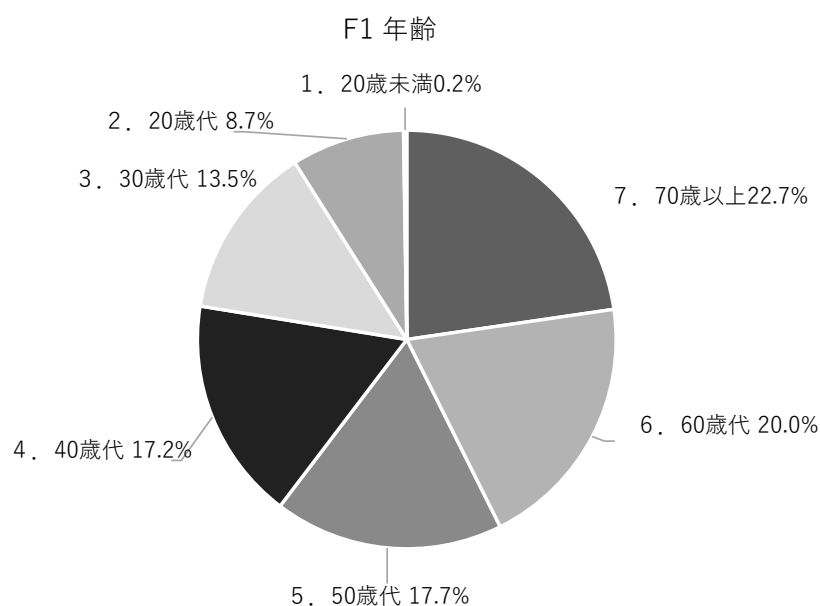
アンケート項目	
基礎情報	F1 年齢
	F2 性別
	F3 住んでいる自治会
	F4 居住年数
	F5 住んでいる地域の建物立地状況
	F6 出身地
	F7 村外での居住歴
恩納村の景観について	問1 日常生活でどのくらい風景・景観を意識しているか
	問2 好きな（誇りに思う・残したい）景観
	問3 建物の景観的要素が気になるか
	問3-1 気になる景観要素
	問3-2 気になる時
	問3-3 気になる建物の種類
	問4 大規模開発に対する高さ基準について
問4-1 許容される高さ	
恩納村景観むらづくり計画について	問5 恩納村景観むらづくり計画の認知度
	問6 景観条例に基づく届出の認知度
	問7 恩納村が景観に関して取り組むべきこと
	問8 良好な景観づくりのために必要なルール
	問9 良好な景観づくりのため自身で取組んでいること
	問10 景観を守り育むことで期待する効果
	問11 景観づくり活動のため必要な支援
問12 自由記入	

(2) 調査結果

1) 基礎情報

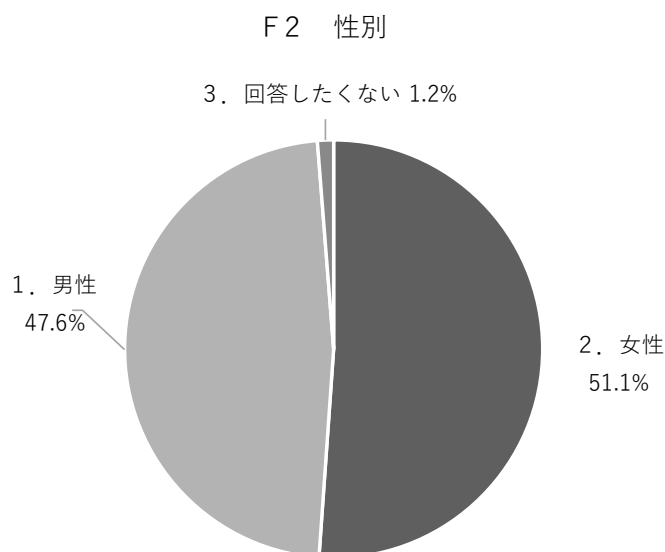
F1 あなたの年齢は次のどれですか。あてはまるものを1つ選び、番号を○で囲んでください。

「7. 70歳以上」が22.7%と高く、「6. 60歳代」(20.0%)、「5. 50歳代」(17.7%)、「4. 40歳代」(17.2%)と続いている。



F2 あなたの性別はどちらですか。あてはまるものを1つ選び、番号を○で囲んでください。

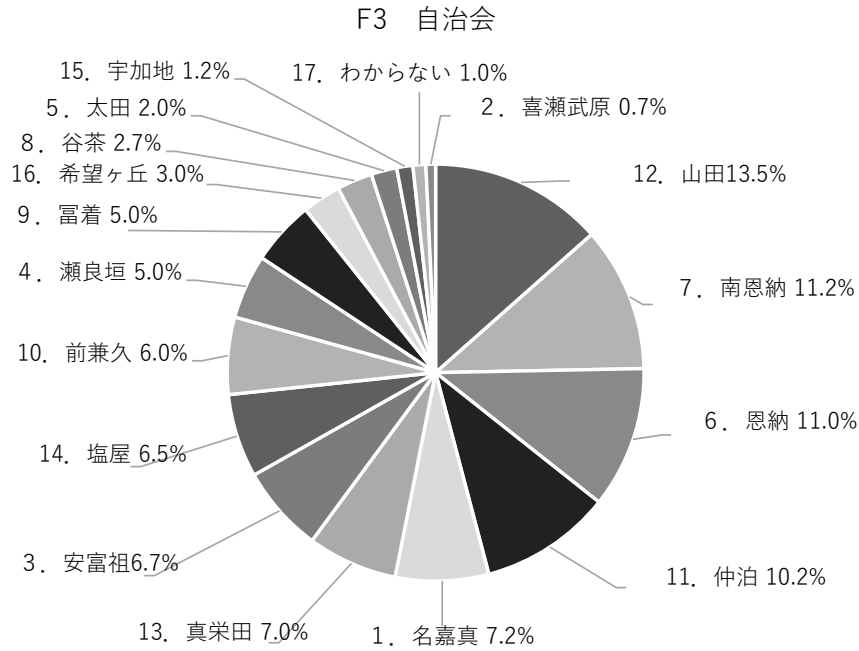
「2. 女性」が51.1%、「1. 男性」が47.6%と男女がほぼ同じ割合となっている。



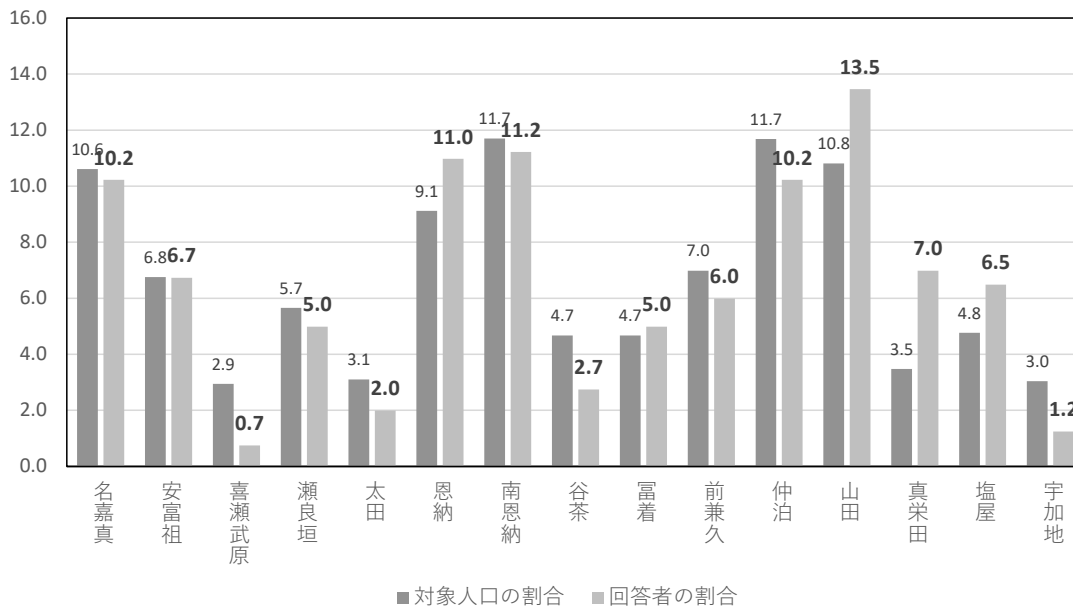
F3 あなたのお住まいの自治会はどちらですか。あてはまるものを1つ選び、番号を○で囲んでください。

「12. 山田」が13.5%と最も高く、「7. 南恩納」(11.2%)、「6. 恩納」(11.0%)、「11. 仲泊」(10.2%)と続いている。

山田、真栄田、塩屋、恩納では居住人口の構成比と比較すると、回答者全体に占める割合が高く、逆に喜瀬武原では低くなっている。

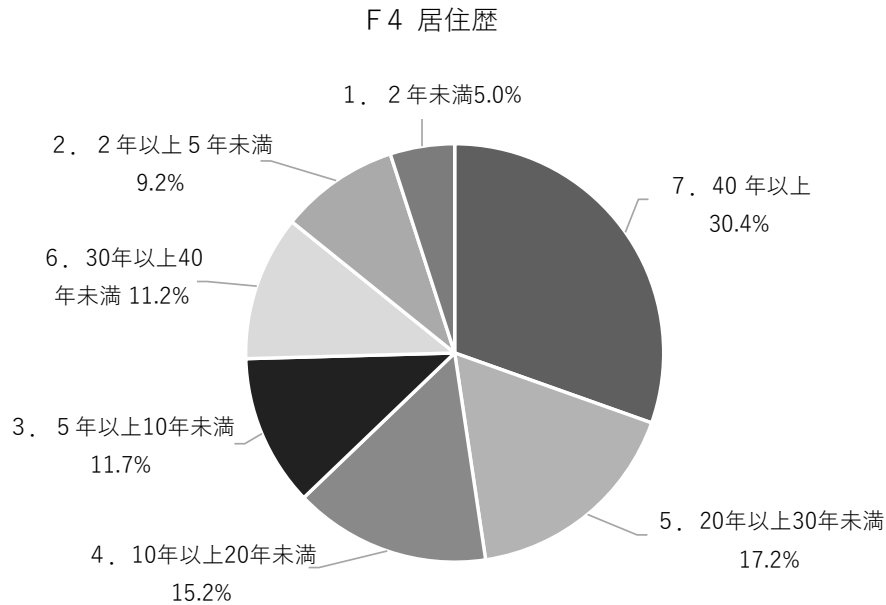


図一地区別人口構成比と回答者の割合の比較



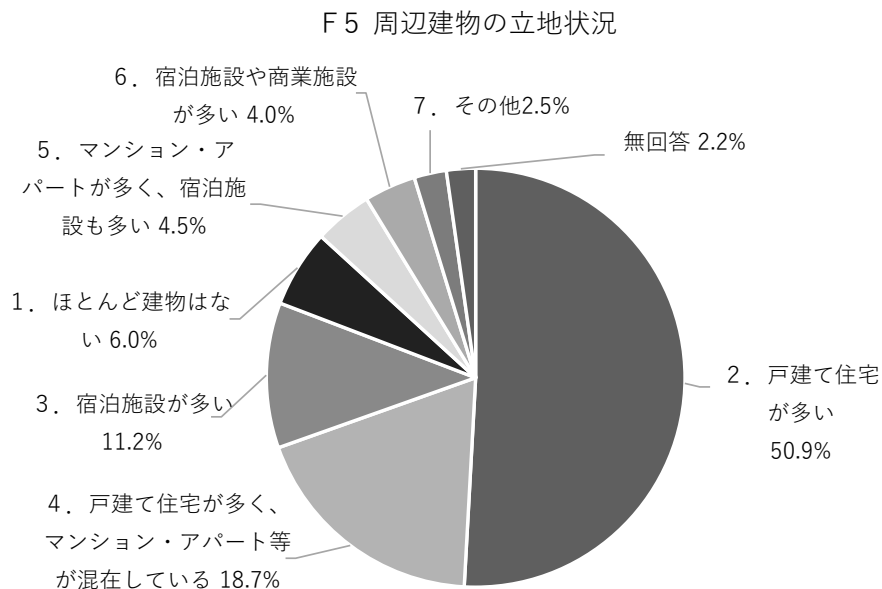
F4 あなたは、恩納村に住んでどれくらいになりますか。(○は1つ)

「7. 40年以上」が30.4%と最も高く、次いで「5. 20年以上30年未満」(17.2%)、「4. 10年以上20年未満」(15.2%)と続いており、比較的、居住年数が長い方の回答の割合が高くなっている。



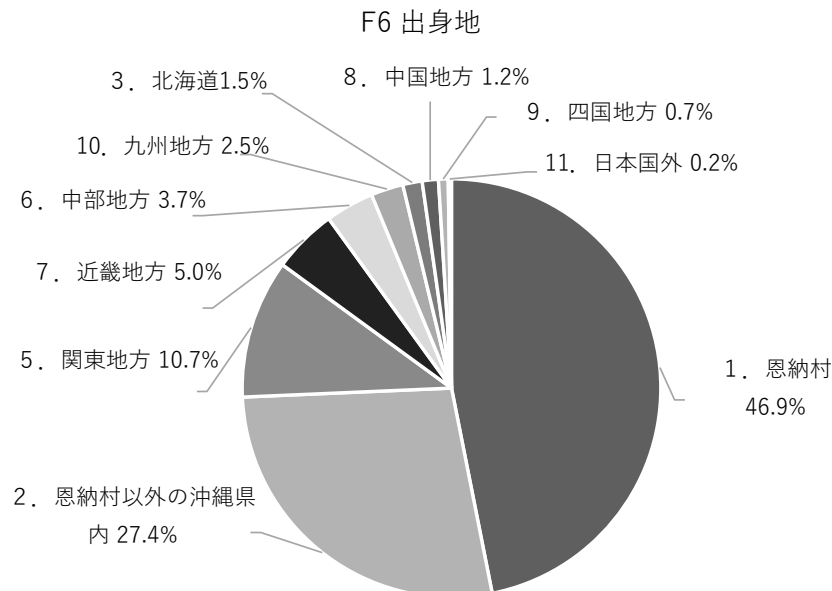
F5 現在、お住まいの周辺の建物の立地状況はどのようになっていますか。あてはまるものを1つ選び、番号を○で囲んでください。

回答者が住んでいる周辺の建物の立地状況は、「2. 戸建て住宅が多い」が50.9%と最も高く、以下、「4. 戸建て住宅が多く、マンション・アパート等が混在している」(18.7%)、「3. 宿泊施設が多い」(11.2%)と続いている。



F6 あなたのご出身地（主に育った地域）はどちらですか。あてはまるものを1つ選び、番号を○で囲んでください。

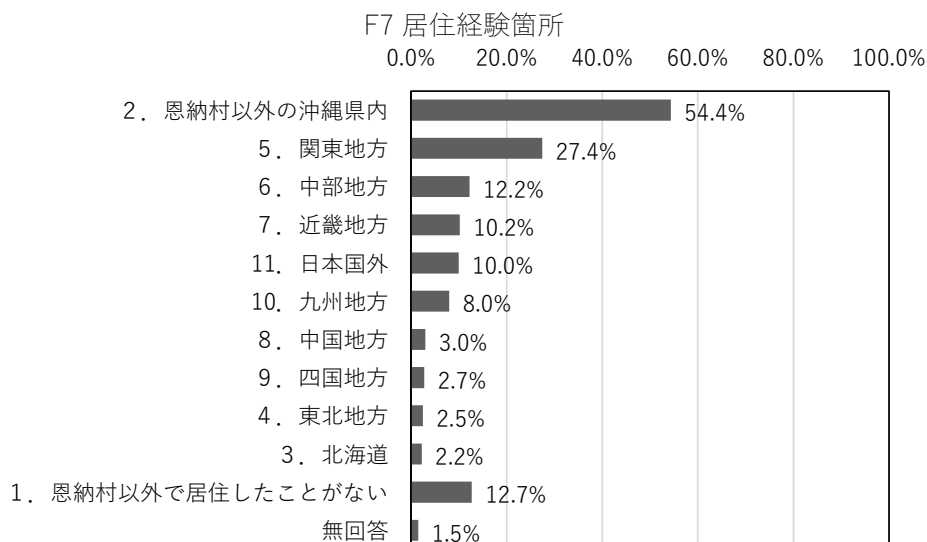
出身地は「1. 恩納村」が約半数（46.9%）を占め、以下「2. 恩納村以外の沖縄県内」（27.4%）、「5. 関東地方」（10.7%）、「7. 近畿地方」（5.0%）と続いている。



F7 恩納村以外での居住経験について、あてはまるもの全てに○で囲んでください。

「1. 恩納村以外で居住したことがない」は12.7%にとどまっており、9割近く（87.3%）が恩納村以外で居住経験がある状況となっている。

居住したことがある地域をみると、「2. 恩納村以外の県内」（54.4%）、「5. 関東地方」（27.4%）、「6. 中国地方」（12.2%）の順で割合が高くなっている。



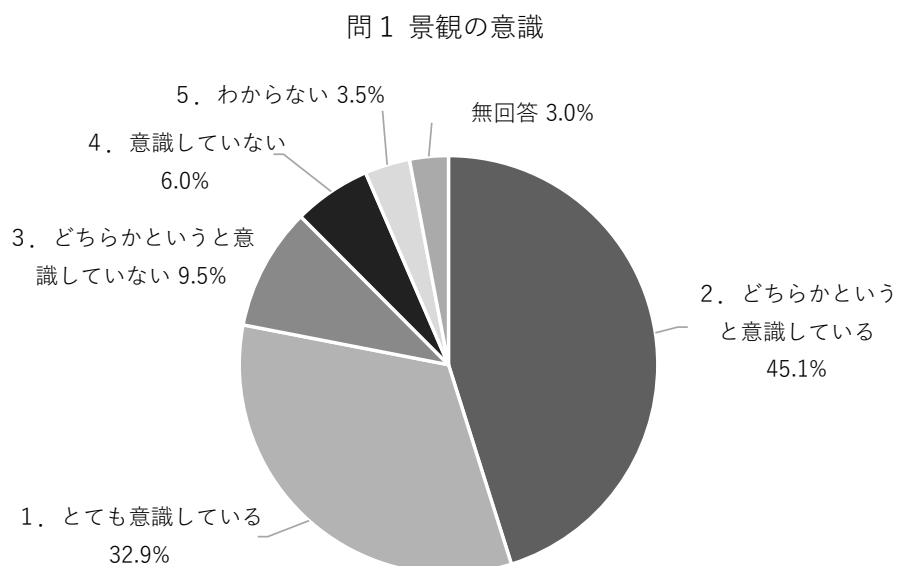
<その他>

アメリカ（12件）、オーストラリア（4件）、カナダ（3件）、イギリス（2件）、フィリピン（2件）

2) 恩納村の景観について

問1 あなたは毎日の生活の中で、どれくらい風景や景観を意識していますか。あてはまるものを1つ選び、番号を○で囲んでください。

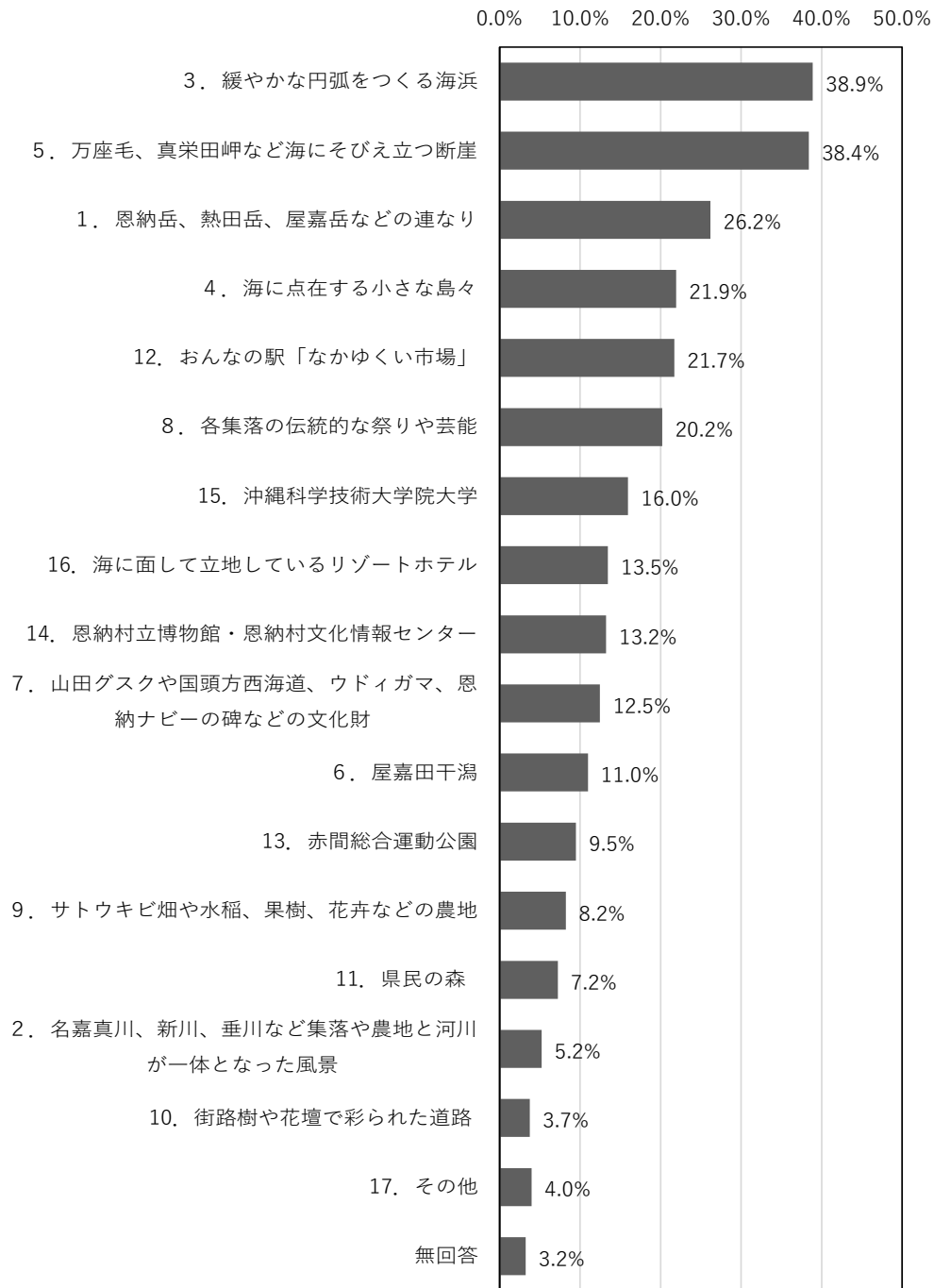
「2. どちらかという意識している」が45.1%と最も高く、「1. とても意識している」が32.9%と続いており、およそ8割（78.0%）の方が風景や景観を意識している状況となっている。



問2 恩納村で好きな（誇りに思う、残したい）景観はどこですか。次の中から3つ以内で選び、番号を○で囲んでください。

好きな景観は、「3. 緩やかな円弧をつくる海浜」（38.9%）と「5. 万座毛、真栄田岬など海にそびえ立つ断崖」（38.4%）が約4割を占め高く、以下「1. 恩納岳、熱田岳、屋嘉岳などの連なり」（26.2%）、「4. 海に点在する小さな島々」（21.9%）と続いている。

問2 好きな景観



<その他>

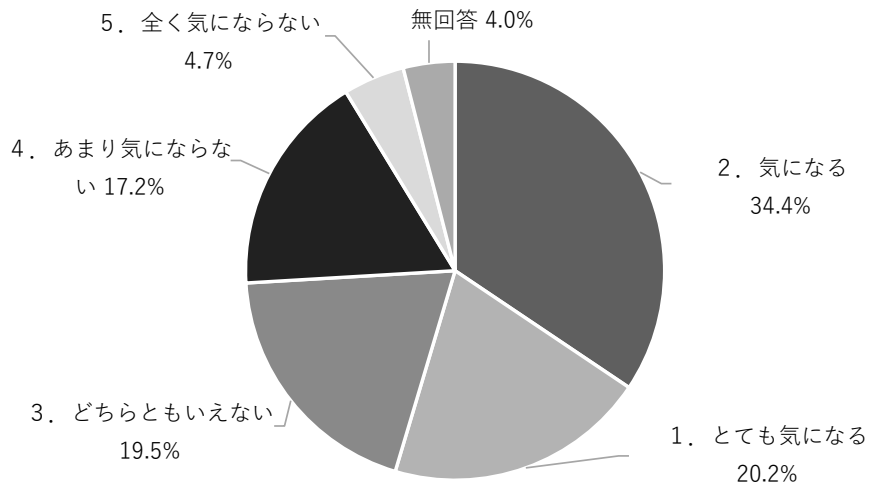
・おんなの駅「なかゆくい市場」の近代的な建物設備が必要と思う。美しく / ・キレイな砂浜、キレイな海、キレイな村 / ・屋嘉田干潟や各地域の名も無い海岸線・副並木 / ・瀬良垣の浜 / ・瀬良垣の公民館 / ・公民館等で地域住民が集まったりゲートボールをしている風景 / ・遠くから眺める恩納岳は全く富士山みたいに見えます。美しいです。 / ・タヌキ池もう面影はないですが後、喜瀬武原の川 / ・住民が自由に出入りできる砂浜、ハーリー / ・田園風景 / ・山 / ・キレイな海 / ・開墾からの眺望、残波から伊江島北部が一望できる / ・コバルトブルーの海 / ・熱田ビーチ

問3 あなたは、お住まいの地域や恩納村内にできた建物の景観的な要素（大きさ、色、形、植栽等）について、気になりますか。あてはまるもの1つを選び、番号を○で囲んでください。

建物の景観的な要素が気になるかどうかについては、「2. 気になる」が34.4%と高く、次いで「1. とても気になる」(20.2%)、「3. どちらともいえない」(19.5%)、「4. あまり気にならない」(17.2%)となっている。

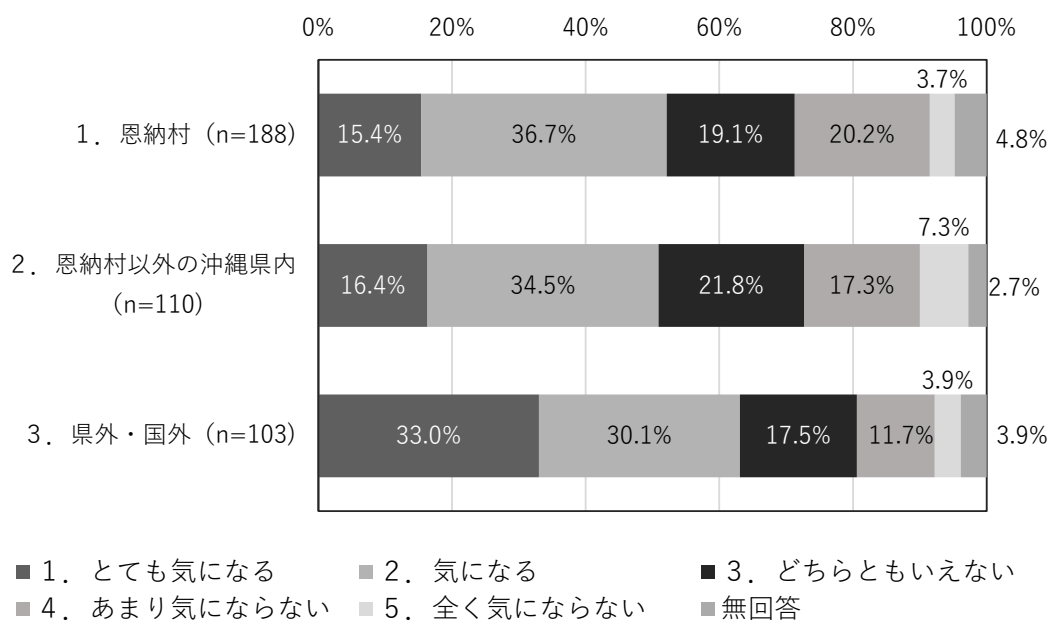
『気になる（「2.気になる」+「1.とても気になる」）』が54.6%、『気にならない（「4.あまり気にならない」+「5.全く気にならない」）』が21.9%となっており、回答者の半数以上が住んでいる地域や村内にできた建物の大きさや色彩等について気になると回答している。

問3 景観的な要素が気になるか



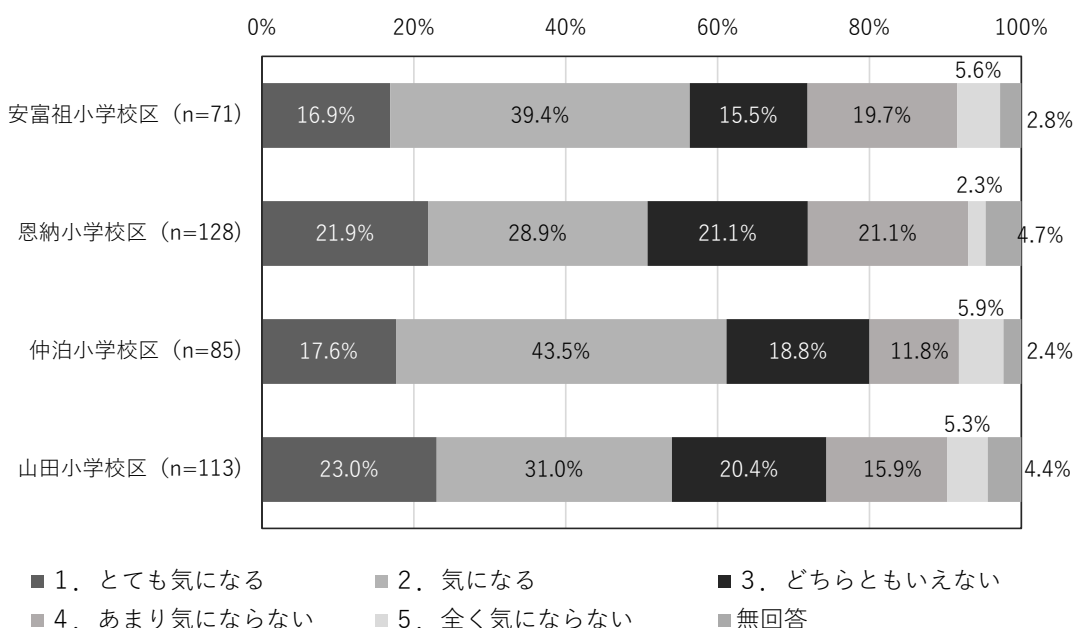
出身地別にみると、県外・国外出身者で『気になる（「2.気になる」+「1.とても気になる」）』とする回答が63.1%となり、恩納村及び恩納村以外の沖縄県内出身者より高い。

出身地別×景観的要素が気になるか



『気になる（「2.気になる」+「1.とても気になる」）』の回答の割合を小学校区別居住地でみると、仲泊小学校区で61.1%と高く、次いで安富祖小学校区（56.3%）、山田小学校区（54.0%）、恩納小学校区（50.8%）と続いている。

自治会（小学校区）別×景観が気になるか

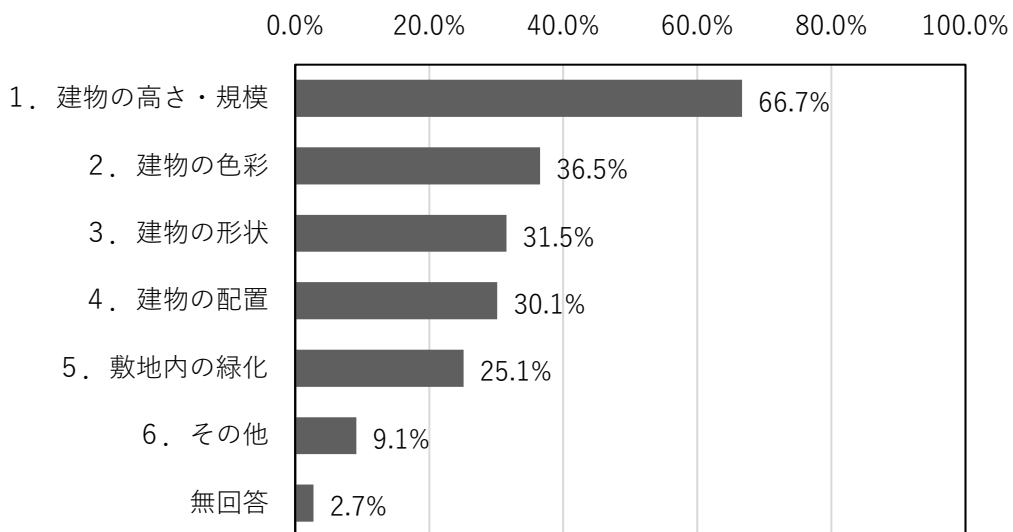


問3で「1. とても気になる」、「2. 気になる」と回答した方

問3-1 最も気になることは何ですか。あてはまるものすべての番号を○で囲んでください。

具体的に気になる景観的な要素は「1. 建物の高さ・規模」が66.7%と最も高く、以下「2. 建物の色彩」(36.5%)、「3. 建物の形状」(31.5%)、「4. 建物の配置」(30.1%)と続いている。

問3-1 気になる景観的要素 (n=219)

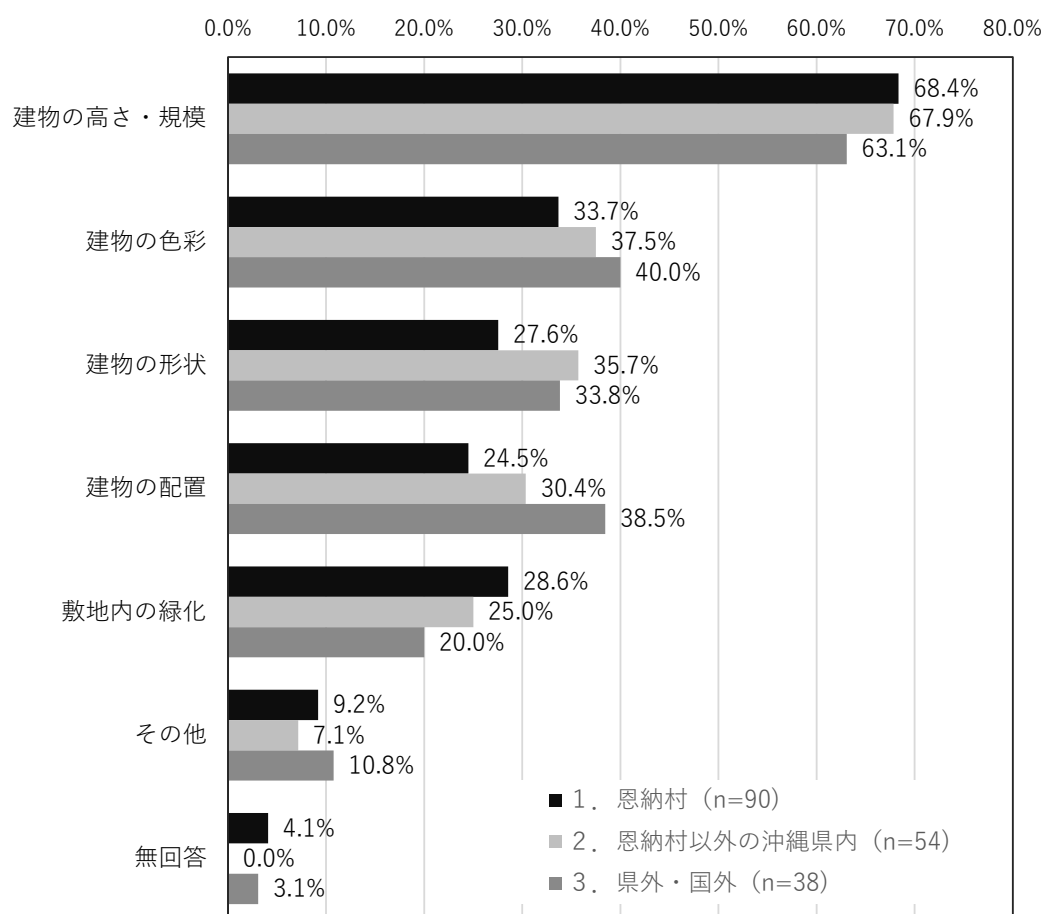


<その他>

・自宅マンションより目の前に広がるオーシャンビューが遮られるような建物は建ってほしくない /・用途 /・観光地道の駅として好感度とある建物を好む /・もうホテルはいらない /
・ホテルが多い。民泊も多くなっている /・色あせてカビで黒ずんでいるのが多い /・街路樹電柱 /・古くなった建物 /・地域住民への配慮 /・観光客の多さ /・海側の建物の建築によって海が眺めなくなること /・電柱の多さ /・建物の汚れ、水タンク、外構柵の汚さ、メンテナンスの悪さ /・自然を売りにしたりリゾート地なのにビジネス街の様な無機質な建物が多く残念 /・海にダイバーが多すぎる /・建物が密集しすぎている。建築基準法に抵触していないか /・プール付きの建物

最も気になる景観要素を出身地別にみると、「建物の高さ・規模」や「敷地内の緑化」については、県外・国外出身者と比較すると恩納村及び沖縄県出身では、『気になる』とする割合がやや高い。「建物の色彩」や「建物の配置」では、恩納村及び沖縄県内出身者と比較すると県外・国外出身者では『気になる』とする割合が高い。

出身地別×最も気になる景観要素

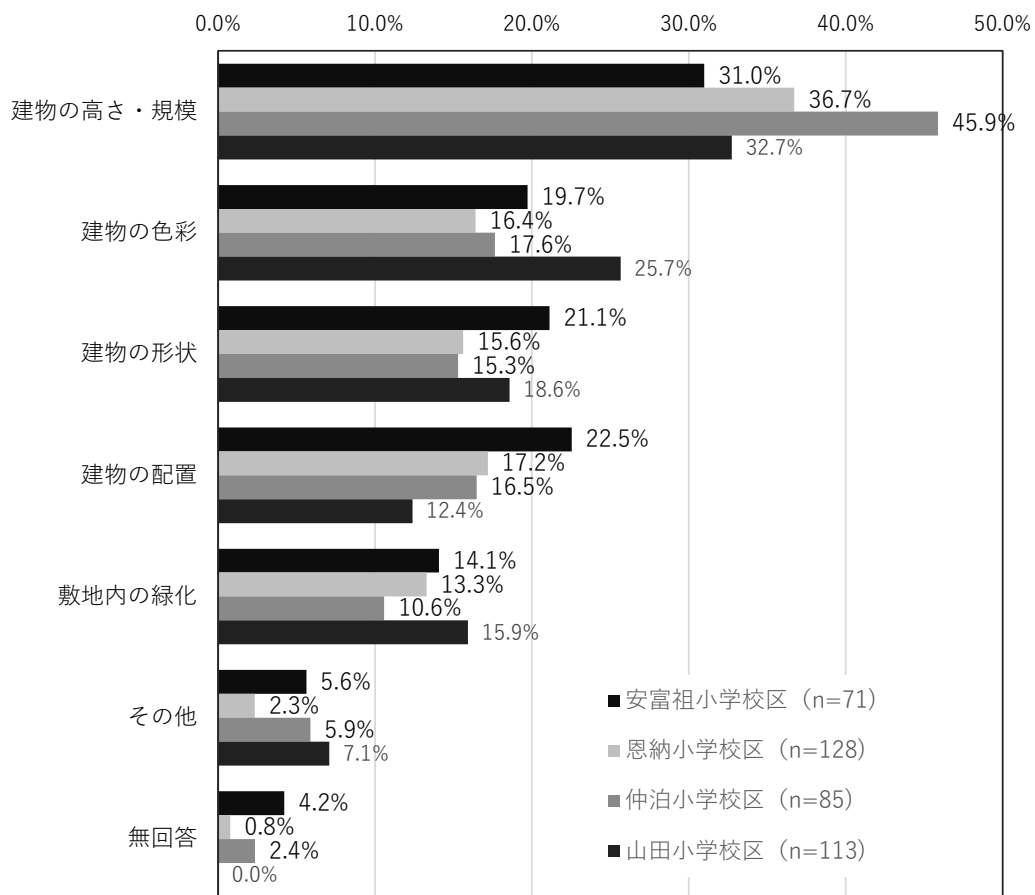


最も気になる景観要素を小学校区別居住地でみると、安富祖小学校区では「建物の形状」や「建物の配置」について他の小学校区と比較すると回答の割合が高い。

仲泊小学校区では「建物の高さ・規模」について他の小学校区と比較すると回答の割合が高い。

山田小学校区では、「建物の色彩」や「敷地内の緑化」については、他の小学校区と比較すると回答の割合が高い。

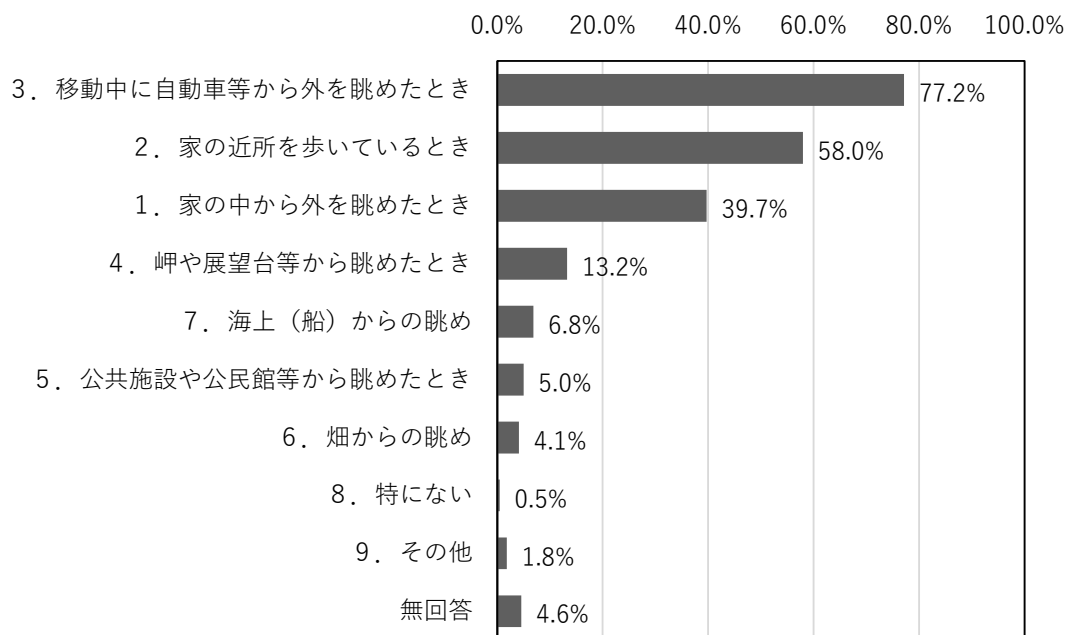
自治会（小学校区）別×最も気になる景観要素



問3-2 それはどのようなときに気になりますか。あてはまるものすべての番号を○で囲んでください。

どのようなときに気になるかについては、「3. 移動中に自動車等から外を眺めたとき」が77.2%と最も高く、以下「2. 家の近所を歩いているとき」(58.0%)、「1. 家の中から外を眺めたとき」(39.7%)と続いており、この3項目が主な意見となっている。

問3-2 気になるタイミング (n=219)

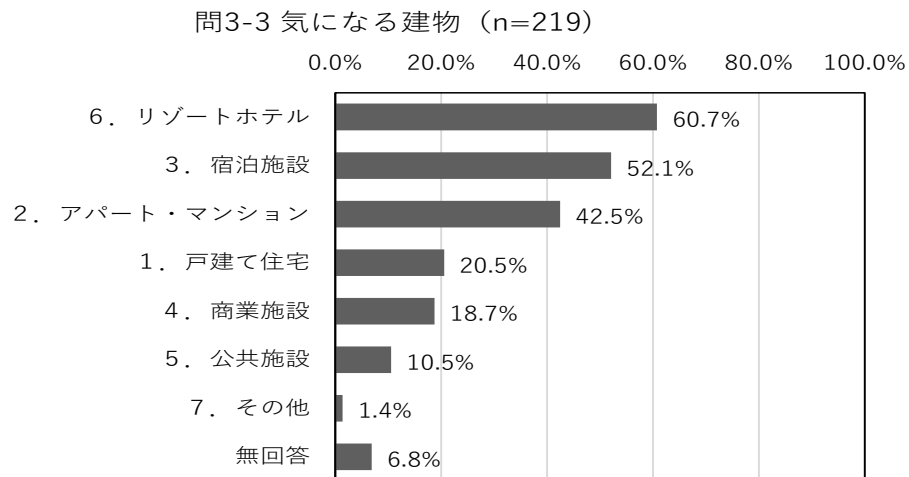


<その他>

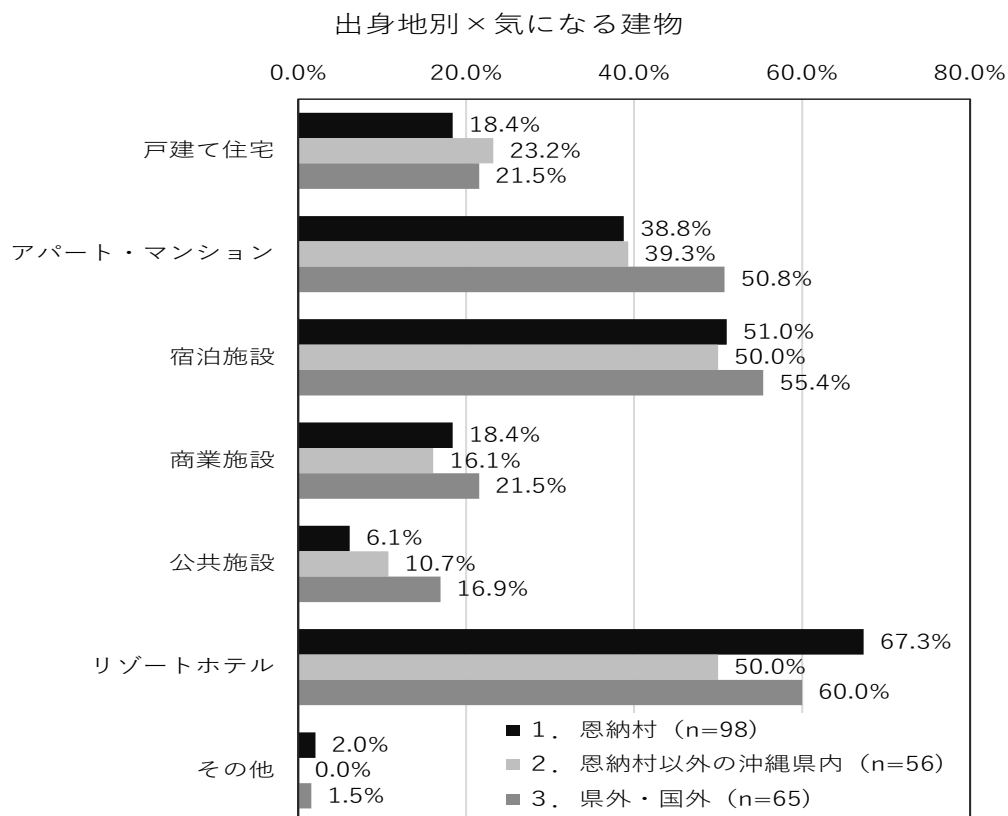
・現地で思うこと設備が古い為近代的にすべき /・恩納村ふれあい体験学習センターからの先の新規ホテル建設 /・店前や道路脇に良い大人が座り込んで毎日飲酒をするのを見る度治安の悪いスラム街の様な荒廃したような虚しさを感じる /・部落内を水着姿で歩く人が増えてきた

問3-3 それは具体的にどのような建物ですか。あてはまるものすべての番号を○で囲んでください。

具体的に気になる建物は「6. リゾートホテル」が60.7%と最も高く、以下「3. 宿泊施設」(52.1%)、「2. アパート・マンション」(42.5%)と続いている。



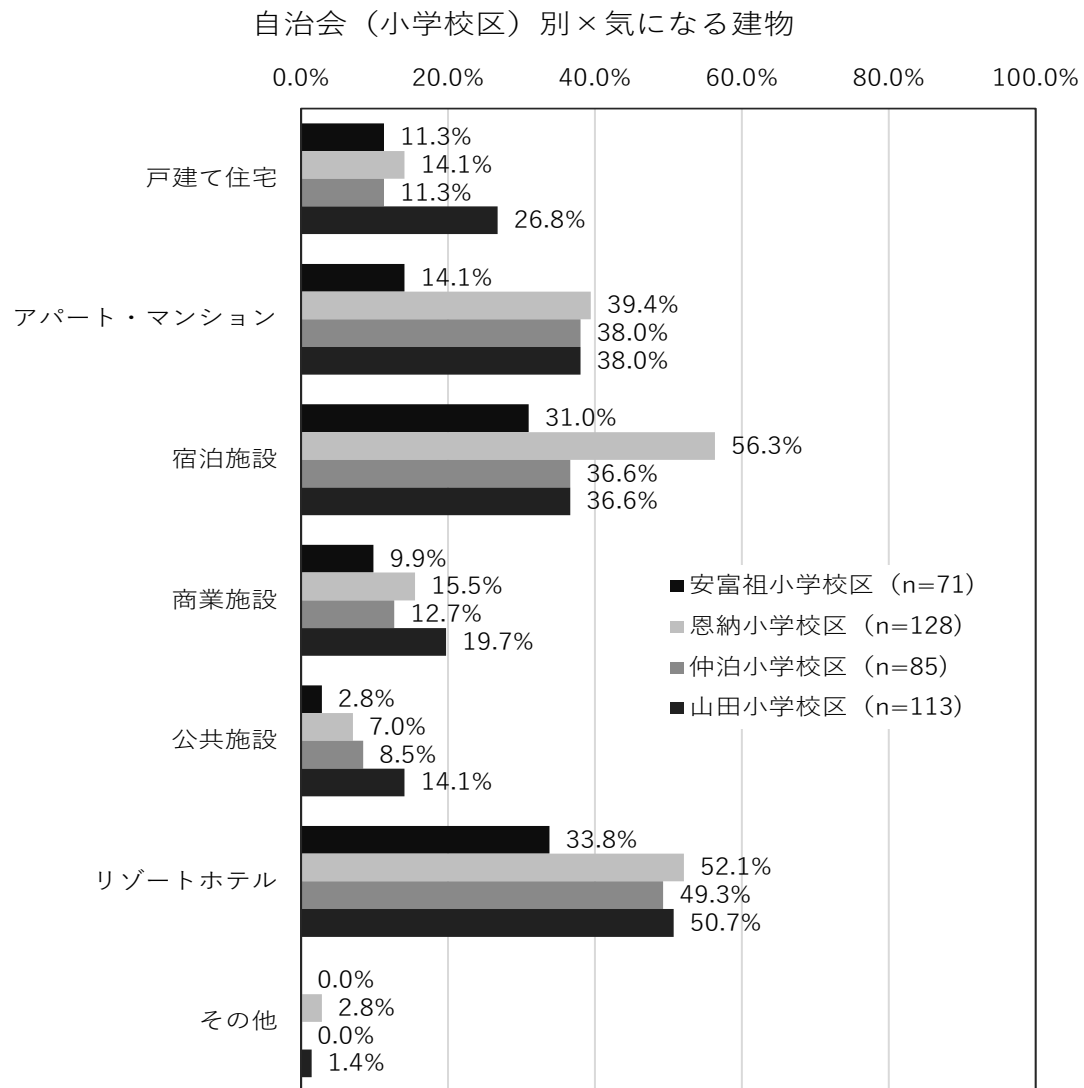
気になる建物を出身地別にみると「リゾートホテル」では沖縄県内出身者が他と比較すると回答の割合がやや低い。「アパート・マンション」や「公共施設」では県外・国外出身者が他と比較すると回答の割合が高い。



気になる建物を小学校区別でみると安富祖小学校区では「アパート・マンション」や「リゾートホテル」について『気になる』とする回答の割合が他と比べると低い。

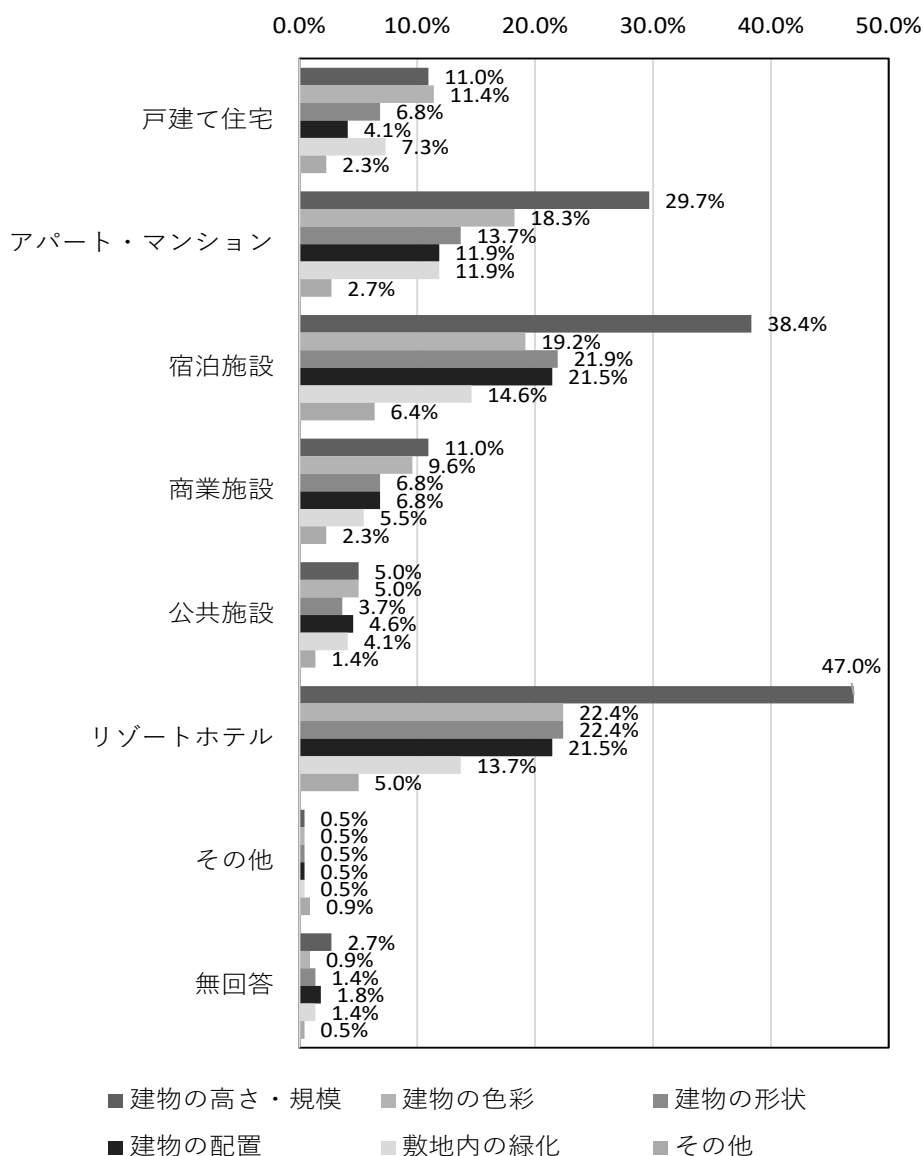
恩納小学校区では「宿泊施設」について『気になる』とする回答の割合が他と比較すると高い。

山田小学校区では「戸建て住宅」について『気になる』とする回答の割合が他と比較すると高い。



建物別に気になる景観要素をみると、ほとんどの建物で「建物の高さ・規模」が気になるという回答の割合が高く、特に『リゾートホテル』では47.0%が「高さ・規模」が気になると回答しており、『宿泊施設』(38.4%)、『アパート・マンション』(29.7%)についてもその割合は高い。

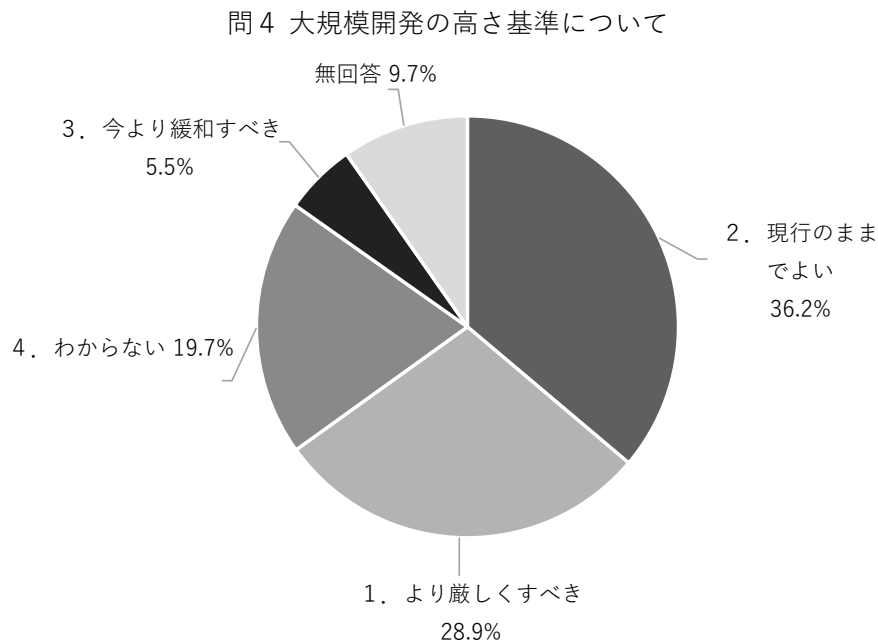
気になる景観要素×気になる建物



問4 本村では、村内におけるリゾートホテルなどの大規模な開発に対して、景観形成基準で高さの最高限度を設け、「40m以下」としています。

あなたはこの高さ基準について、どのように感じますか。(○は1つずつ)

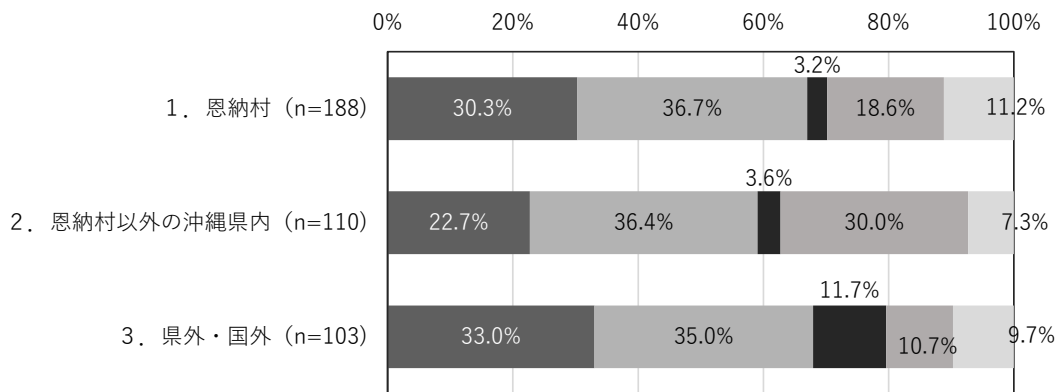
「2. 現行のままでよい」が36.2%、「1. より厳しくすべき」が28.9%となっており、回答の割合が拮抗している。また、「4. わからない」も約2割(19.7%)みられる等、既存の大規模な建物については気なるものの、具体的に建物の高さに関する制限については、意見が分かれる様子がうかがえる。



出身地別にみると、いずれも「2. 現行のままでよい」の回答の割合が高いが、「1. より厳しくすべき」については『沖縄県内出身者』(22.7%)が他と比較するとやや低い。

また、『沖縄県内出身者』では「4. わからない」(30.0%)が他と比較すると回答の割合が高く、『県外・国外出身者』では「3. 今より緩和すべき」(11.7%)が他と比較すると回答の割合が高い。

出身地別×高さ基準について



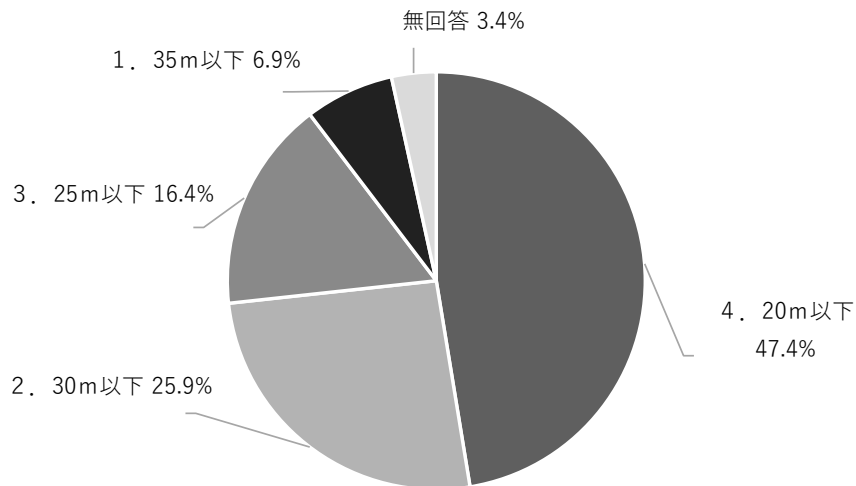
■ 1. より厳しくすべき ■ 2. 現行のままでよい ■ 3. 今より緩和すべき ■ 4. わからない ■ 無回答

問4で「1. より厳しくすべき」と回答した方

問4-1 リゾートホテル等の建築物の高さで、許容できる高さの上限はどのくらいですか。あてはまるもの1つを選んでください。(○は1つ)

厳しくすべきと回答した方の許容できる高さの上限は、「4. 20m以下」が47.4%と最も高く、「2. 30m以下」(25.9%)、「3. 25m以下」(16.4%)と続いており、現行の高さ制限よりかなり厳しい条件を期待する回答の割合が高い。

問4-1 厳しくすべき場合の高さ (n=116)



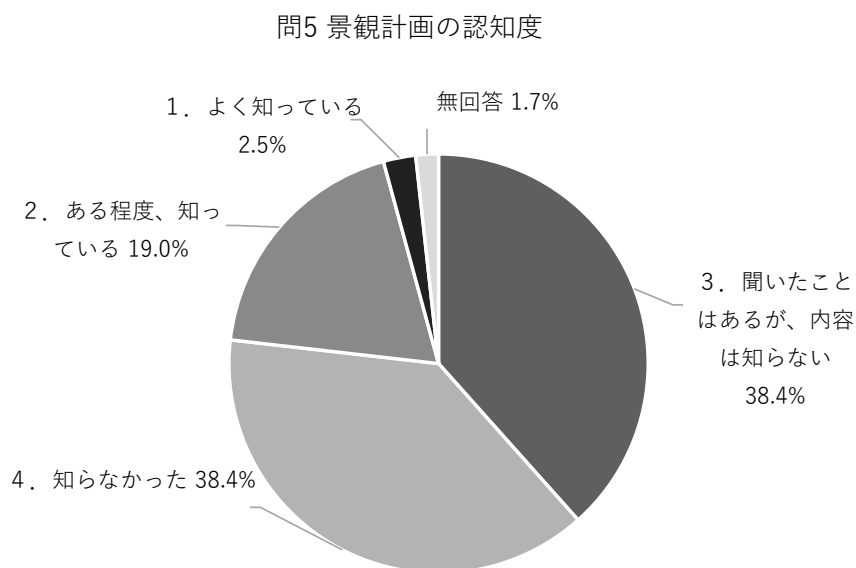
<その他>

- ・幅の規制もつくべきだと思う大規模なホテルが多い
- ・近所住宅に迷惑がかからなければ40mでも問題ないと思うが、すぐ隣で40mとかはどうなんだろう

3) 恩納村景観むらづくり計画について

問5 あなたは「恩納村景観むらづくり計画」をご存じですか。あてはまるものを1つ選び、番号を○で囲んでください。

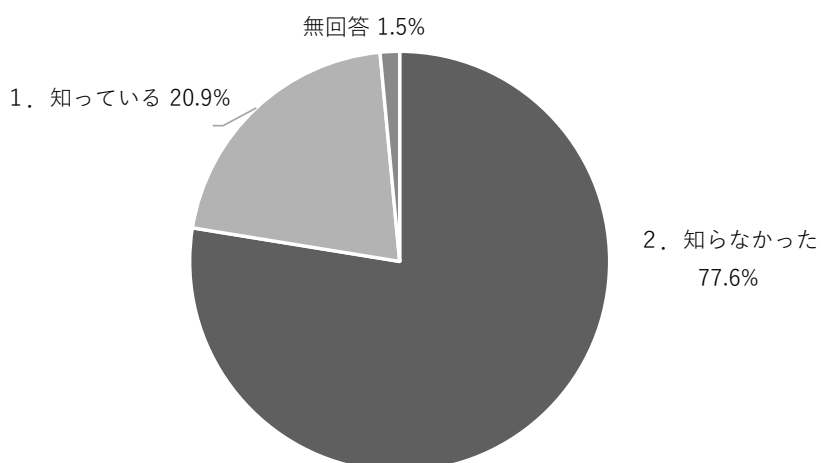
「3. 聞いたことはあるが、内容は知らない」(38.4%)と「4. 知らなかった」(38.4%)がそれぞれ約4割と占め、8割弱が『知らない』と回答している。また、「2. ある程度、知っている」(19.0%)にとどまっており、景観むらづくり計画の周知が不十分な状況がうかがえる。



問6 個人住宅を含め一定規模以上の建物の新築や改築、色の塗り替えなどの修繕等を行う際には、事前に景観条例に基づく届出が必要なことをご存じでしたか。あてはまるものを1つ選び、番号を○で囲んでください。

景観条例に基づく届出については、「2. 知らなかった」が77.6%と大半を占め、「1. 知っている」は20.9%にとどまっており、届出制度の周知が課題といえる。

問6 届出の認知度

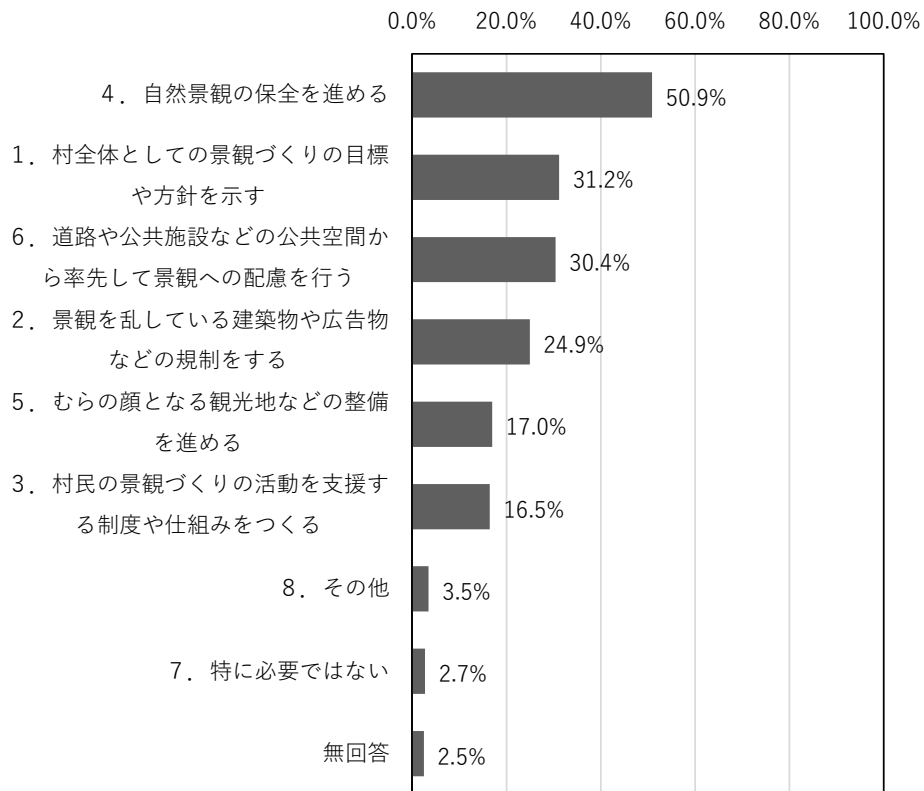


問7 今後、恩納村が景観に関して取り組んでいくべきことをお答えください。○は2つまで。

景観に関しては、「7. 特に必要ない」(2.7%)、「無回答」(2.5%)を除く94.8%が何かしらの対応が必要と考えている。

村が景観に関して取り組んでいくべき内容としては、「4. 自然景観の保全を進める」が50.9%と最も高く、次いで「1. 村全体としての景観づくりの目標や方針を示す」(31.2%)、「6. 道路や公共施設などの公共空間から率先して景観への配慮を行う」(30.4%)が続いている。

問7 村が景観に関して取組むべきこと



<その他>

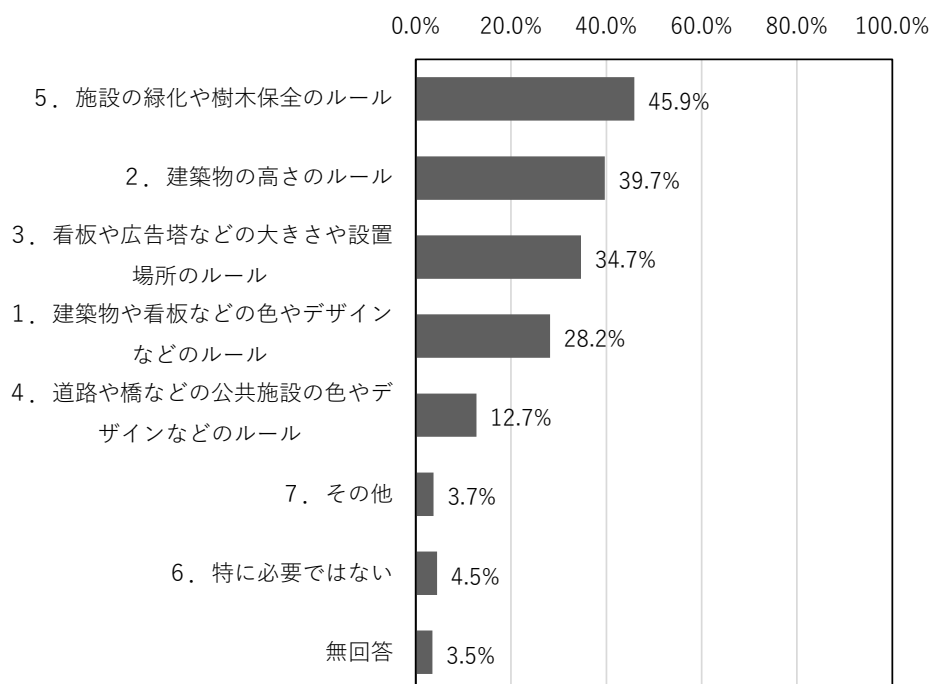
・海だけでなく、山、畑、無農薬などの田畑 /・穴だらけ /・リゾートホテルなどの大規模な開発に対して厳しく規制する /・ショッピングセンターが欲しい /・高さも気になるが海に囲い込む作りが嫌 /・58号 おんな村全体をLEDで外灯等で明るくしてほしい /・海亀の為にホテル外灯を明かりは少なく /・下水道整備 /・これ以上の大規模開発を増やさない /・赤瓦の使用、積極的に /・不法投棄の防止策 /・不法投棄やゴミ捨てなどを条例で規制する /・村で一番景観を乱しているのはビーチのごみの散乱を放置していることである。ビーチクリーンをボランティアだけに頼るだけでなく村の予算で実施するべき

問8 良好な景観づくりを行っていくために、どのようなルールが重要ですか。○は2つまで。

良好な景観づくりを行っていくためには、「6. 特に必要ではない」(4.5%)、「無回答」(3.5%)を除く92.0%が何かしらのルールが必要と考えている。

景観づくりに必要なルールとしては「5. 施設の緑化や樹木保全のルール」が45.9%と高く、次いで「2. 建築物の高さのルール」(39.7%)、「3. 看板や広告塔などの大きさや設置場所のルール」(34.7%)、「1. 建築物や看板などの色やデザインなどのルール」(28.2%)と続いている。

問8 景観づくりに必要なルール



<その他>

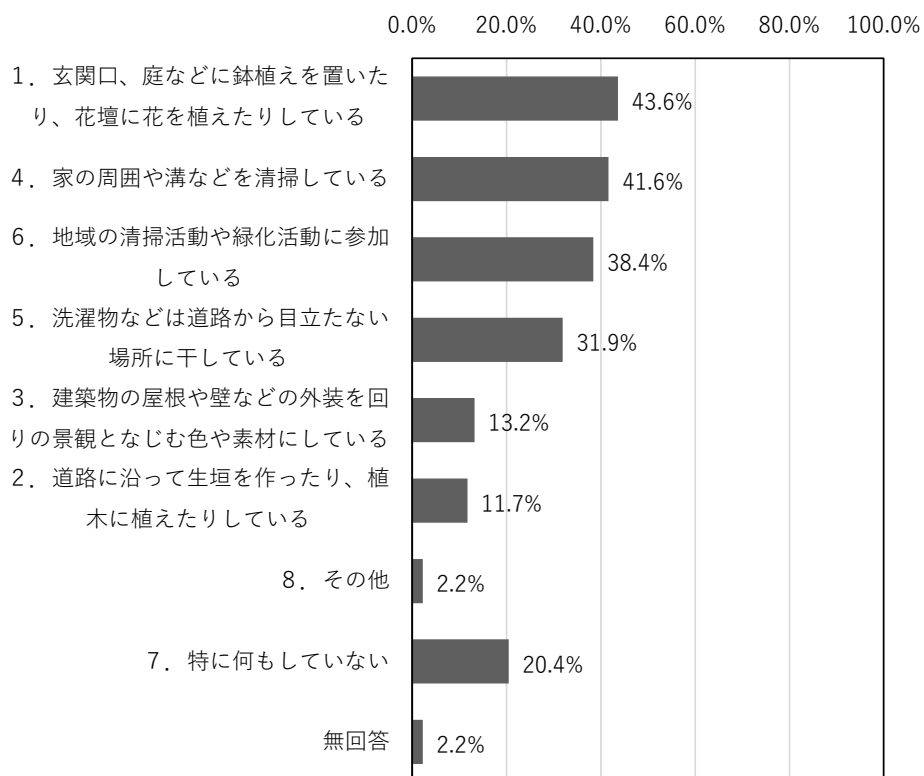
・海辺の緑をそのままにする。建物を建てない /・海へのアクセスを妨げる建築物に対するルール /・海側の景観をつぶして建てることに規制してほしい /・個人住宅の外構や建物の統一感を出すための最低限の決まりルール /・村道以外の植物が道路まで大幅に伸び、大変危険なエリアが多い。子供の歩道含む /・同じく不法投棄やゴミ捨ての取り締まりビーチでの焚火禁止 /・所有者不明の雑木等の伐採 /・建造物以上に住民のマナー、駐車場で営業している人々などの意識モラル改革 /・海の近くに家が建ちすぎ /・村の景観自体は何も不満はない。一番のウリである海をもっときれいにするルールを作るべき /・メリハリのあるルール(集落と他の場所との違い) /・住宅地に民泊は作らせないと学校周辺

問9 あなたが自分の住まいやその周辺の景観を良くするために取り組んでいることや工夫されていることをすべてに○をつけてください。

住まいやその周辺の景観を良くするために「7. 特に何もしていない」(20.4%)、「無回答」(2.2%)を除く77.4%が何かしらの取組を行っている。

景観を良くするために取り組んでいることは「1. 玄関口、庭などに鉢植えを置いたり、花壇に花を植えたりしている」が43.6%と高く、以下「4. 家の周囲や溝などを清掃している」(41.6%)、「6. 地域の清掃活動や緑化活動に参加している」(38.4%)、「5. 洗濯物などは道路から目立たない場所に干している」(31.9%)と続いている。

問9 景観づくりで取り組んでいること



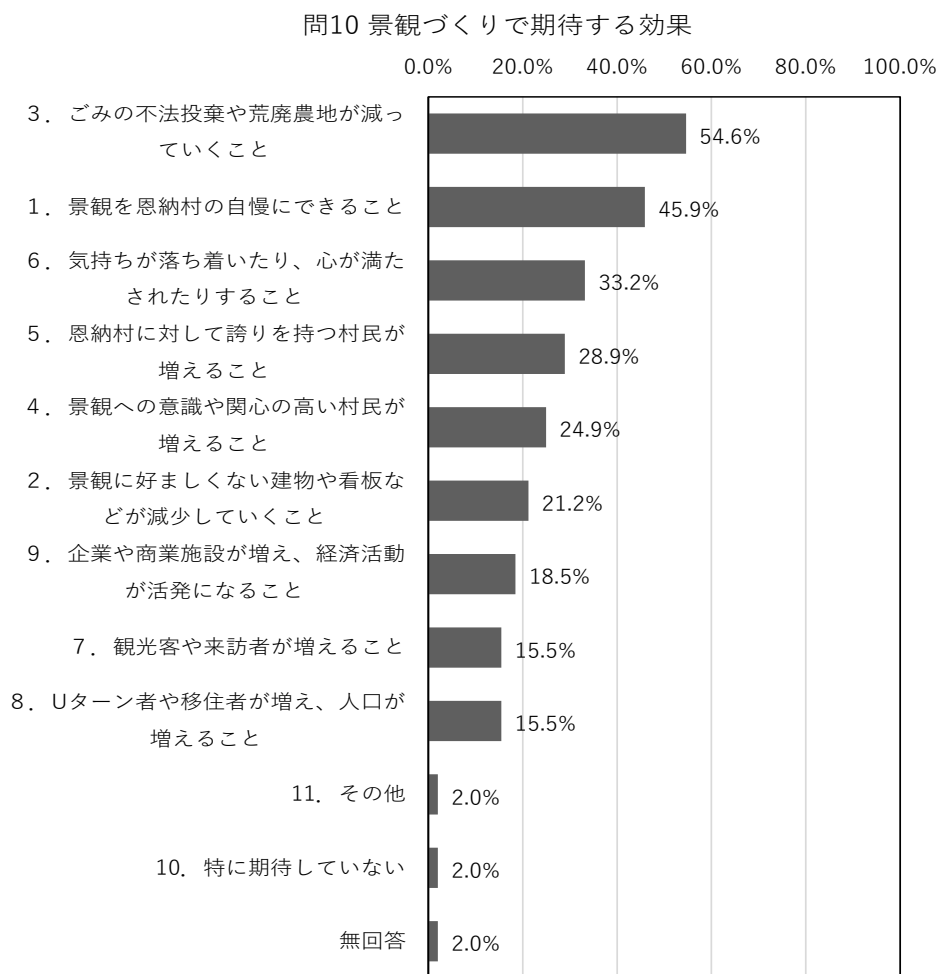
<その他>

・周囲の草刈りをして景観を良くしている / ・ビーチのごみ拾いはアメリカの人がやってくれます / ・海にゴミがあったら拾う / ・個人でビーチクリーンをしているが冬場の北風で中国や韓国から大量のペットボトル等のごみ、又はブイ等の漁具、発泡スチロール等軽石より大きな問題であるのに村が全く動いていない / ・ゴミ落ちていたら拾う

問10 恩納村の景観を守り、育む取り組みを進めていくことで、その効果としてどのようなことを期待しますか。○は3つまで。

景観を守り・育む取り組みで「10. 特に期待していない」(2.0%)、「無回答」(2.0%)を除く96.0%が、何かしらの効果を期待している。

期待する効果としては、「3. ごみの不法投棄や荒廃農地が減っていくこと」が54.6%と高く、以下「1. 景観を恩納村の自慢にできること」(45.9%)、「6. 気持ちが落ち着いたり、心が満たされたりすること」(33.2%)、「5. 恩納村に対して誇りを持つ村民が増えること」(28.9%)と続いている。



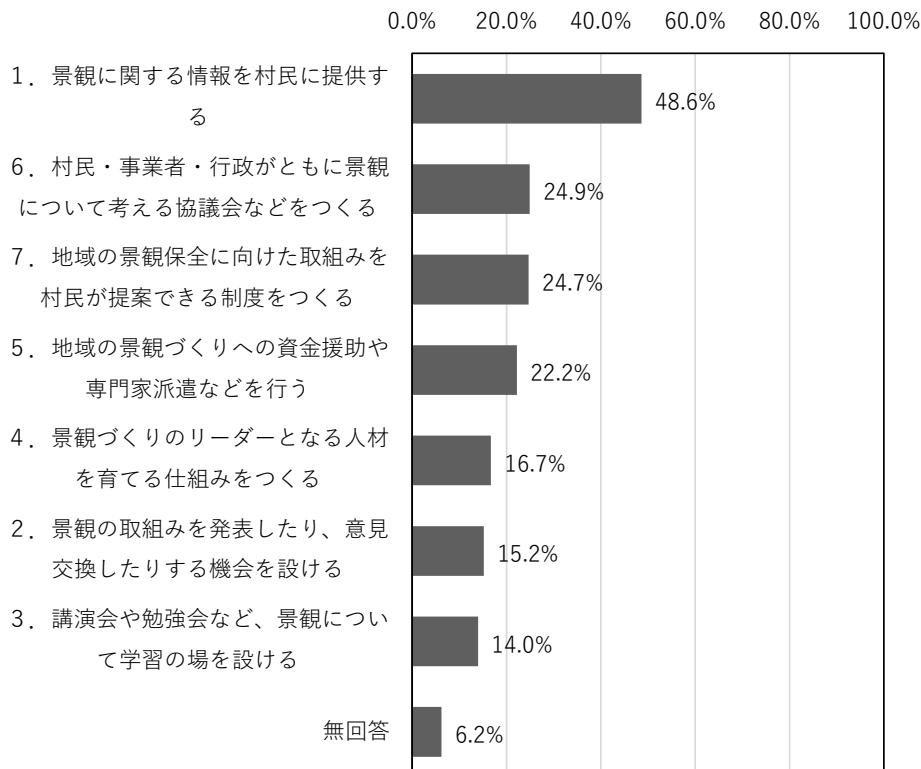
<その他>

・恩納村が経営して、村民の利益や村の維持費、様々なものに循環できるシステムを作るべき
 経済効果のみ重視せず豊かな自然風景を、守る事 /・次の世代にきれいな自然を残し世界のウチナンチューも自慢出来るうんな村を作ることができる /・廃墟となった建物を無くす雑草の整備 /・村民に優しい村 /・道の駅の様な売店(マチャグワー)等。村営アパートも増やしても良いと思う。高校の設立専門学校でも良いと思う察とか /・開発一辺倒ではなく自然を守る意識を高める事 /・これ以上増えてほしくない。すでにオーバーツーリズムです。特に中国人は要らない。(マナー悪く、うるさく、自己中心)

問11 村民のみなさんが景観づくりの活動を実施していくために、どのような支援があったらよいと思いますか。○は2つまで。

村民が景観づくりの活動を実施するために必要な支援としては、「1. 景観に関する情報を村民に提供する」が48.6%最も高く、以下「6. 村民・事業者・行政がともに景観について考える協議会などをつくる(24.9%)」、「7. 地域の景観保全に向けた取組みを村民が提案できる制度をつくる(24.7%)」と続いている。

問11 景観づくりのための必要な支援



問12 本村の景観について日ごろ感じていることや、これからの本村の景観づくりに関するご意見・ご提案を自由にご記入ください。

自由記入欄には、景観に関わる内容をはじめ、以下の様々な領域に対し多くの意見が寄せられた。

- ・大規模な建築物や開発に関すること (24件)
- ・観光産業に関すること (18件)
- ・道路等の雑草に関すること (24件)
- ・ごみ、不法投棄に関すること (5件)
- ・緑化に関すること (5件)
- ・道路景観に関すること (10件)
- ・地域の歴史・文化等の特性を活かした景観づくりに関すること (5件)
- ・その他景観に関すること (23件)

・その他（28件）

大規模な建築物や開発に関すること（24件）

1	リゾートホテルが多すぎて今更景観もないです。
2	リゾートホテルが多くなり、プライベートビーチになり、村民が楽しめるビーチが少なくなり、海浜に行く事が少なく、村の豊かな自然が楽しめるビーチが少ないように思います。
3	恩納村住み始めて 11 年経つがその間に景観が台無しにするホテル等が次々に建てられた事が本当に残念。恩納村にしかない自然や地元の文化をもっと大切にしていけるべき。他の所の真似を刷るのではなく、オリジナルを大切にすべき。ホテルを誘致する時もホテルの要望に合わせるのではなく、恩納村の基準を守らせるべき。恩納でしか体験できないものがあれば人は集まってくると思う。大人は固定観念があって、目新しいものを作れば人が来ると思い込んでいる人が多いので、子供達を教育して恩納村の持っている素晴らしさを再確認させて、それを活かした村づくりが出来たら良いと思う。又、夜空の星が見えなくなる街灯をどうにかしてほしい。（向きを変えたり明るさを調整してほしい）
4	リゾートホテルの乱立による恩納村の景観が失われること、ビーチからの景観が楽しめなくなるような立地でのリゾートホテルの建設には違和感を覚える
5	これ以上ホテルを増やしてほしくない
6	エメラルドグリーンのきれいな海はとても貴重な宝だと思うが沢山のプラスチックゴミで白い砂浜が汚れているのが心が痛む、ゴミを拾いたい気持ちはあるが指定のごみ袋が必要でありハードルが高い。観光客が来る事はうれしいがゴミや海が汚れる事は避けたいし、あまり居酒屋ばかりだと村民と観光客で温度差があるし観光客向けの味と値段という感じで行く気がしない。この自然をもっと守ることが後世まで続く観光地になると思うのでこれ以上ホテルや商業施設は要らないと思う。
7	絶景スポットに目障りな建物は建てないでほしい。
8	恩納村に住んでよかったと子供達も自慢できるようにこれからも務めていきたいと思っています。でも、もうリゾートホテルは不要です。
9	村内に今までたくさん建築されてきたホテルがある。建築限界を村で定めてこれ以上建築物(ホテル、部屋等)を認めない条例を制定する。
10	最近海辺に建物が多くなってきて、将来ドライブ中に海が見えなくならないか心配です。
11	アパートマンションの高さは、周辺地域の建物に威圧的にならないように四階建て（約30m未満）と規制して欲しい。
12	沖縄に移住してもうすぐ8年になります。沖縄の青い海と沈む夕日を毎日見たくて西海岸を選びました。恩納村以外には住んだ事は無く、又、住もうとも思わないのですがリゾートホテルが立ち並ぶエリアである為今後も増えることが予想されます。ただ、目の前に広がる海を眺めながら過ごす暮らしは手放したくないと思っています。海が見えなくなるような高いビルや大きな建物などが建設されない事を祈るばかりです。
13	開発が（ホテル道路）が進む中で、恩納村の良さが薄れ特徴が都市型に近づいて来ている。何を残し、何が変わるのを許容するのかを明確にしないと世界に誇れる恩納村にはなれない気がする。ハード、ソフト両面での整備が急がれます。
14	恩納村民とリゾートホテルの融合が出来ていない。景観作りを本格的にやるのであればもっとお金をかけて実地していかないと無理な話だ。
15	美しい景観が次々とリゾート開発されていき、持続可能とは思えない。環境が悪化しているのが目に見える。
16	ホテルを作りすぎ、昔の景色を残すべき
17	ホテルなどの大きな建物が多すぎる。
18	大規模なリゾートホテルより、南城のように個人を主体とした宿泊施設を増やした方がよりユニークで長い目で見て良い場所になると思う。
19	リゾートホテルはもう要らないじゃないですか。（多すぎ）

20	恩納村は護岸整備やリゾート開発が進み昔ながらの景観が失われていきます。これからは昔ながらの漁村の風景を再現してそれを体験施設にするのはいかがでしょうか？谷茶、安富祖あたり
21	ホテルが多すぎて威圧的である。高さや大きさはもっと厳しい制限をもうけるべきだ。観光だけに頼る村づくりはしてほしくない
22	これ以上自然破壊を進めない為にもリゾートホテルはこれ以上許可してほしくない。
23	海側の個人住宅や個人の宿泊施設等によって住民が海へ行く道が閉ざされている。海側の持ち主に必ず海へ通づる道を確保し、一般の人に開放するように要請してください。海側の建築をこれ以上すると海の眺めがなくなる。真栄田岬の開発はなくても良いと思う。
24	海岸沿いはリゾートホテル、飲食店が立ち並びすぎてせっかくの海が見えない。

観光産業に関すること（18件）

1	住民には厳しい村だともう。観光客には優しい村だと思う。なので若者は村から出ていき年若い人が増える。後、海亀にも厳しく思う。自然を推奨するならもう少しホテル側の協力も必要だと思う字の売店と村のつながりをもっと強力にしたらもう少し子供等と年寄りたちの幸せにつながるので地域（字の売店を）と村民だけの割引券買い物券等
2	観光が村の大きな収益となっているにもかかわらず、観光産業に対する村民の意識や理解が低い。
3	自然とマッチした観光施設、公共施設、リゾートホテルなどに重点を置いた取り組みの実施。農村地域を基本とした観光リゾートの村づくりを目指して欲しい。
4	ダイビングショップが多すぎる。集落内の水着姿や入れ墨の入った観光客が歩いているのが良くない。集落内をレンタカーがスピードを出して走行している。ここ数年住みにくい地域になっているように感じる。
5	ここを抜けると前面に広がる緩やかな海岸線と夕日を映し出す海。帰宅時に心を解放してくれる豊かな自然…。だった。。それが日に日に、ダイビング施設、民泊ホテル等の建設によりシャットアウトされ、心のよりどころを失っていく、『景観計画』なるものがあつたのならば、なぜこんなにも村の海岸線がつぶされていったのか？観光業、経済を回すのは、勿論大切。只、それをゆうせんするあまり、住民の心の安住がなくなり村にいる意味を失う。自慢出来る故郷でなければ観光業もまた、廃れていくと思う。
6	リゾート地の恩納村から、経済状況が悪化した時に廃墟地の恩納村にならないように規定等すべきだと思う。
7	プール付き民泊が設置されて、騒音、悪臭、風紀の乱れ等が発生し、不適切な住居地になってきた。取り締まる方法はないか？対処策を検討してほしい。（全裸でプールに入る時もある夜中午前2時頃騒いでいる）
8	県内でも民泊施設の多い恩納村なのに規制が無く野放し状態である。住宅地、学校周辺へ、宿泊施設を作る際、住民への説明が欲しい。又は、住宅地で経営できないようにしてほしい。村が民泊施設の規制をしない場合は騒音やゴミなどの苦情を対応をしていただきたいです。熱田の民泊の建物が密集しすぎていますが建築基準法は大丈夫ですか？調査してください。
9	住宅区域や学校周辺の近くに民泊ができてとても危惧しています。なぜかという、特に騒音が激しくて時々大騒ぎで眠れない時があるのでどうかしてほしいです。
10	景観づくりの心配り、取り組みも良いですが、民宿やレジャー商が増え地域周辺の方々に迷惑のかからぬよう心がけも必要かと思えます
11	家が建ちすぎて景観が損なわれている気がします。真栄田地域はダイビングをする人多すぎるので制限をしてほしい。
12	住宅地の中に営業されている多くの民泊施設にこの数年間とても悩まされてました。昨夜も深夜まで大声や音楽車の音で眠ることができませんでした。以前は喜びと希望にあふれた土地でしたのにこんなに変わってしまい、つらい思いをしています。

13	賃貸家屋は一時的に利用する者が多いせい深夜まで飲酒して騒ぐ、あるいは大声を出す、音楽がうるさい等あるので管理人の指導教養を徹底してもらいたい。
14	観光活性化と共に商業施設と自然を上手く調和、共存して、海やサンゴを、守っていく
15	未来の観光行のためにも、今ある自然や景観を大事に残す方が良いと思う。※イタリアのように
16	ダイバーが増える→海が汚れる→ダイビングショップなどの方々は海をきれいにする努力はあるのでしょうか？
17	住宅地の商業施設化の許可を厳しくしてほしい。特に住宅地内にある宿泊客の飲酒
18	富裕層の観光客は自然を求めて沖縄に来ることを忘れないでほしい。

道路等の雑草に関すること (24件)

1	海辺の清掃。道路の草取り
2	街路樹の手入れ、整備ホテル周辺はキレイだが雑草などが目立つ
3	雑草などが生えにくくする対策
4	こんなに雑草の生えた観光地は海外、国内でもないと思う。沖縄は草刈りをしてもすぐ生える。だから歩道中央分離帯などは生えない処置をするべきだと思う。あとはゴミ、村中ゴミだらけです。建物の景観の質問が多いけど、ホテルなどはキレイです。汚いのは村です。使われてないボロボロのビニールハウス歩道は歩けない雑草。そのあたりから考えてほしいです。
5	文化財等区と連携して定期的に清掃活動や美化活動ができる様にするべき。現在周辺はごみが置かれていたり、枯れ葉等で景観が良いとは言えない。絶対かんがえるべきです。
6	58号道端の草が伸び放題の時が長いような気がする。観光客も多いのにもう少し気を付けて綺麗にしてもらいたいです。
7	観光地や道路脇の草刈清掃等定期的に行う。ストリート名を付けたり、地域で自分達で考える景観づくりを指導援助する。
8	観光立県、村というが、国道の雑草で美しい海辺が台無しになっている。国道だから国の管轄で口を出せないとかで話が終わっていないか。特に国道が見苦しい。国、県、村の、連携が必要(調整)。ある程度大きな河川には有用な木を植え木陰を作ること河川の水温を下げ、海水の温度を下げる取り組み。島や町が奇主する木を選ぶ。台風などで害の出ない木を選定。危険生物の排除も景観の一部(タイワンハブ等)
9	万座毛、店舗以外の万座毛の芝の整備や雑草、雑木の伐採等景観をきれいにしてほしい。
10	国道沿いの雑草などが生い茂ってるのが気になる。常にきれいな事が村の景観作りに一番重要だと思う
11	ルネッサンスから見える海がとてもキレイで全国基準でも誇れる場所だと思います。私の住んでいる地域は緑も多く自然に囲まれるので落ち着き、帰る場所はここがいいといつも思っています。ただ、散歩をよくするのですが歩道に草が伸びて通りにくい所が多くあるのでそこはマメに草刈りをしてほしい。
12	恩納村の道端の草がボーボーに生えているのが気になります。(広い道路)観光客も多いのでそこの手入れだけでもだいぶ変わると思います。
13	道路脇の草木の管理整備をすすめる。
14	日本のプロ野球チームキャンプ誘致できないか西武辺り韓国のサムソンが居ますがやはり日本のチームだとファンももっと来ると思うが観光の村なのに道路沿い雑草が多い信号機が枝にかかって見えない。
15	道路沿いの雑草を刈ってほしい・管理が出来なければ樹木を撤去し歩道を拡げてほしい。

16	道路草は何とかしてほしい。（一か月に一回程草刈りは必要）あるいは草が生えない刈りやすい道路にする。松くい虫の松は早めに対策してほしい。
17	村内のリゾートホテルの建物や防風林の木、雑草が伸び放題でどこを車で走って見ても海岸景観はよくないと思いました。又、58号線からバイパスを抜ける村道もゴミや木、雑草が伸び、道もデコボコで一人で通るには怖かったです。開発をするなら村民の為に建売住宅をつくり2世3世の為に販売をすることなどのアンケートをしてはどうですか？荒廃農地が減っていく事に力と予算を組んで子孫代々受け継いで行けるような農業に指導者を付けて生活設計まで面倒を見て欲しい（アンケートを取ってから）（村民が今何を求めているなど）
18	松くい虫の枯れた松の木が見苦しいのでどうにかしてほしいです。いろんなところで（空地、空き屋敷）が多くて木に絡まったつたや草などをきれいにしたら良いと思います。
19	ルネッサンスから山田向けの歩道は草がすぐに伸びて非常に歩きづらい。定期的に草刈りをしていると思うがもっと頻繁に行った方が良い。
20	雑草が伸びているのが気になります。
21	空地、道路、歩道の草木が伸びっぱなしで死角が多く車両のすれ違いの際も子供の通学にも大変危険な道や場所が多いことが気になります。役場に問い合わせをしたところ村道ではないので何もできないとの回答。何方の私道か私有地かもわからずに村民はどうすることもできません。安全な村づくりの為、村役場からの働きかけを望みます。
22	1, 道路沿いの雑草が気になります。2, 枯れた気が気になります。3, 道路標識が古く見えにくい所もあります。
23	雑草等も伸びすぎないように刈ってもらいたいです。
24	歩道が汚い、海沿い。サンセットが見える場所は歩く人ランニングする人も多いのでよりきれいな方が良い。コロナで一時的にゴミは減った時もあったけどやっぱり汚くなっている決まった場所の草刈りが定期的になされているのは素晴らしいと思うので全体的にエリアを広げてほしい。

ごみ、不法投棄に関すること（5件）

1	ゴミ拾いはボランティアのかつように定期的が続いてほしい。（区単位の）
2	海岸沿いを散歩していると、ゴミや不法に捨てられたのがありどうにかできないかと思う。
3	恩納村の残したい美しい景観は数えきれないほどたくさんありますが、その景観をもっとも引き立てる周辺の環境整備（例えば道路に散乱するボトル、空き缶、様々なゴミ、そして雑草などの除去）がなされていないことが目につきます。せっかく恩納村の良い景観も損なわれているような気がして、もったいないと、日頃から思っています。恩納村全体の景観をもっとよくなるようにするためにはそこに住んでいる人たちの小さな気配り、（おもてなしの心）をいつまでも持ち続ける事こそが今後大切にするべきものではないか？と思います。
4	不法投棄が気になります。（国道沿い）
5	住宅地等見て感じる草花の植付等頑張ってる割には空プランター鉢生活古道具が散乱整理整頓も景観づくりのスタート

緑化に関すること（5件）

1	街路樹は多いけど、花が少ないので公共施設の周辺とかもう少し植えていったら良いです。
2	観光に来られる方々は車窓からの眺めを楽しみながら通ると思います。海沿いに草花を植えてきれいに手入れしてもらいたいです。
3	赤間運動場向かいの休耕地等を利用した花畑等（ある程度規模のある）
4	個人が自発的に花植えをしたり掃除をしたりすることが大切だと思います。まずは村役場の入り口を花でいっぱいにしてほしいです。

5	道路も植栽もあったのに緑が少なくなった。以前の様な花を植えるところがあると良いかと。地球温暖化にすすんでませんか？
---	---

道路景観に関すること（10件）

1	国道58号線沿いの植木（ヤシ系）を統一化。国道58号線沿いの海の景観を改善（海がみえる、すべての植木草などを撤去）。国道沿いの海ビューを見る駐車スペースをつくりサンセットビューシーサイドビューを売りにする村づくり
2	海岸沿いの樹木を南国を感じるヤシなどに統一すると素敵だと思います。道路脇の雑草の伸びきっているのがめだちせっかくの景観を悪くしていると思います。もっと海が見えるように海岸沿いを整備してほしいです。
3	景観を悪くする電柱の地中化を進めてください。台風の際の電力の安定にもなります。海を気持ちよく利用できる公共駐車場の設備をしてください。
4	電線の地中工事。ゴミ（生ごみ、資源ごみ）の回収スペースを増やす。
5	おんなの駅前の道はヤシの木が並んでカーブで水色の海でリゾート感が感じられてとてもいい景色だと思います。
6	青看板や道路標識等がはがれたり、薄れたりして読めなかったりする所が気になります。
7	街路樹の伐採は慎重にすべき、植物の成長は年数を要して再現は年月を要する。植栽伐採は行政の貧困。
8	電気、インターネットの配線を地中に埋めるとよい。
9	自然が壊れるので台風によって停電が多い地域なので電信柱の地中化をお願いしたい。景観も良くなる。
10	街路樹防風林があるのは賛成なんですけど葉が落ちて周囲がちらかっていたら良いとは言えない

地域の歴史・文化等の特性を活かした景観づくりに関すること（5件）

1	景観作りは「15字の地域」で、その「字」ごとの特色を活かした景観づくりが必要と思う。各「字」で自分たちの「字」はこうしたいと考える地域でのリーダー育成が大事であると思います。
2	景観は工学的な考えではなく文化、歴史、経済活動などによって、生み出されているものなので、とぎれなく取り組むことが必要である。特に琉球芸能関係の文化がベースなっているものも多いためそんなところを村民から提案できるようにした方が良いと思います。
3	県外から移住してきたので海が近くにあってリゾートホテルが立ち並んでいる観光地である恩納村が魅力で誇りあるところだと思っていただけ、家庭を持ち恩納村で今後も暮らしていくようになって生活を守っていく事や伝統、文化を守っていく事が景観づくりや保全につながると思う。
4	海の青々とした清らかと自然の景色に癒されています。村民が一致団結して村の豊かな自然に未来の子供たちがしっかり村民の歴史を繋いでいく、環境づくりを望みます。（例えば学習の一環として各字の子供たちに村の映像を鑑賞させ、意識付けをしてはいかがでしょうか？そうすることによって村全体の明るい景観づくりが活かされるのでは？
5	昔から住んでいらっしゃる方々の意見や知恵を参考にせずには、「人が住みやすい環境作り」から見直した方が良いと思う。上部だけ繕ってもそこに住む人の「心」が大事であって「恩納村に住んでよかった」とか「また来たいな」「生涯はここで」と自分自身が思えるような取り組みから必要だと感じます。「人間力」の向上心を育むことからお勧めします。

その他景観に関すること（23件）

1	恩納村の西海岸はどこ部落から眺めてもすばらしいですね。恩納村の宝ですよ。
2	赤間運動場辺りから屋嘉千瀉を見下ろす景観展望台を作ってほしい。
3	空き家問題と恩納村文化、自然、エコ、農業などを関連させるのがどうかと考えています。荒れ果てた空き家を買取りその土地建物を①恩納村の文化自然を伝える為の施設として活用②エコな取り組みの場（例えばコンポスト場にして地域のゴミを減らす。もしくは発電施設、水浄化の施設のマイクロ版など③農業（水耕栽培）やはちみつ栽培、苗木の育成場など ホテルや飲食店の景観も気になりますが、荒れ果てた家もとっても景観として気になります。
4	荒廃農地かわかりませんが雑草が多いと田舎な感じがするのでオシャレになると気持ちいいなと思います。
5	山を壊さないで。沖縄の人たちは本土の人たちに不動産売却をして地元の人とあまり付き合わない。怖い。移住者はいなくてよい。農地は守ってほしい。
6	赤土対策を強化してほしい雨の日その後の海が痛々しい。
7	自然財産を大切にしてほしい
8	美しい自然と溶け合った恩納村の景観が大好きです。道路の一部がデコボコなのでスムーズに走れるようになると、もっと快適です。浜のクリーンアップは素晴らしい習慣です。恩納村に引っ越して良かった。
9	一村民として、誇りをもって、村全体の景観に対する保全取り組みに協力したい。日本一の住みよい村であり続けてほしい。そして、観光に訪れたすべての方々の思い出の地としてあり続けて欲しい
10	世界に誇れる村です。地域行政一体となって景観作りを進めてほしい
11	各地域ごとに大切に、保全したい景観を地域に選定しこれに地域住民がどう係っていけるか決めさせる事。地域の主体性、誇りが生まれると思うのですが。
12	村民や事業者などが一人一人より『繋がり』を大切にできる村づくりを期待しています。この村がこれからどこを目指し、どのような村で在りたいかを明確にすることがこれからの良い村づくりにつながるのではないかと思います。
13	村内、各区（字）に相談員や話し合い or 勉強会等があったら参加してみたいです。
14	恩納村は他市町村よりはよい方と思う。
15	サンナちゃんが可愛いので看板などにも登場すると可愛いと思います。
16	村民の人に見られる意識向上自分さえよければ良いという個人主義からの脱却が美しい景観維持の近道だと感じる。
17	村民の心持ちを景観について意識の共有が木村の景観づくりの基礎となると考えているので、本村民への意識付けのきっかけづくりを行っていただきたい。今回のアンケート等も有効と思うので年代を問わず又、観光に訪れる客達からもアンケートを拡げていけたらと思います。
18	メリハリがなく、全体的に抑制的な条例。村民の責務の条文は威圧的に感じる。中層景観形成地区リゾート景観創造地区はゆるめがいいのでは。集落地域に住宅を装って建てられた民泊の方が景観より気になる。アンケート取り方に否定的な意見が出にくいつくりになっており、盗意的に感じる。
19	村全体の景観作りのために村民をはじめ、関係する皆さんが連携するための協議会設置は必要だと思う。そのことによって来訪者が増えて村の活力になる。
20	居住地の景観はとても重要な事です。パリくらい厳しい規制があっても良いと思います。既得権に、負けず頑張ってください。行政に対する期待大です。
21	違法建築の取り締まりを徹底。他所から移り住み地元地域になじまない。協力しない方は住んでほしくない。
22	建築基準法国定公園法の厳守を看視、違法是正をすること

23	赤瓦、石垣、緑化への助成金、花を増やせばよいと思う。
----	----------------------------

その他（28件）

1	交通の便。風景が良いのだから遊園地があったら。商店が少なく、毎日の生活が大変。
2	景観も必要ですが、景観よりもスーパーを建設してほしい。
3	大型スーパーを作ってください。売店高い
4	大型スーパーが欲しい
5	地域の皆さんが毎日利用できるように商業施設（スーパー）を利用できるようにしてほしいです。
6	恩納村は観光客向けの事ばかりで、恩納村や地元での生活はあんまりされていない。ホテルは多く、恩納村の人が住めるところは少なく買い物も場所によって不便で地元で買うと少し高い観光客にもわかる案内や標識が必要。道がわからずに止まっているレンタカーをよく見る。事故も
7	恩納村共同売店の在り方、今後の存続も含め買い物弱者を支援するような仕組みなど課題が多いと感じます。
8	景観の取り組みも素敵ですが、元からずっと住んでいる村民の為に恩納村売店以外にイオンやユニオンやサンエーなどのスーパーができると村民の為にこれから住む人たちの為にもなると思います。よろしくお願いします。
9	安いスーパーが欲しいです。
10	企業にまかせず、恩納村が経営する場所等を増やすべき、子供たちの為無農薬野菜や田畑を増やし、安全、安心な食育に務めるべきだと思います。
11	北谷の様なアラハビーチのように住民が集まれるリラックスできる海岸設計などもあってはいいのではないかと思います。（バスケットコート、遊具、芝生）
12	おんなの駅の駐車場スペースが狭く、観光客にも多いため、もっと三か所ぐらい設置して欲しいです。カフェやマクドナルド、モスバーガーあればいいですね。地元の人が集まってコーヒー飲みながらユンタク出来る場所（場所）あればいいですね
13	農薬、除草剤を使った不自然で環境に悪い場所が本土に比べて非常に多く農薬に対するリスク等意識の低さが非常に気になる。
14	このようなアンケート、計画への取り組みは素晴らしいと思う。
15	村営産廃場の受け入れ基準が厳しいもっと緩和してほしい。ごみ処理に困る。
16	自然、動物、植物たあ、うしえてえないびらんどー。やーさして、いなまじゅん生ちていいかびち。
17	カラスや猫に家ではなく畑道で餌をあげていてそこにカラスや猫が住み着いている。猫は繁殖し続けている。ハウスのビニールに穴をあけることもあり、困ってしまいます。近所トラブルになるの怖く何も言えないので役場の方で駆除剤を撒くなどして対応してほしい。排泄物も臭いので景観的には良くないと思います。
18	外灯がないので増やしてほしい。特に住宅地など生活スペース危ない
19	街灯が少ないので増やしてほしいです。
20	仲泊の道に車を置かない指導を（いくら車社会とはいえひどい。駐車場を整備する活動を。
21	58号線の夜間車両騒音
22	少しずれますが、今、村の景観を最も乱しているのは58号線を那覇からきて恩納村に入る丘の上から見る海の絶景。の一番目立つところに「下地ミキオ」が知事選で建てた三本ののぼりをいまだに撤去しないとんでもない悪業です。本村どころか沖縄でも1、2を争う景勝を台無しにして多くの観光客を落胆させています。本人宛メールしても全く動きません。早急に対応してください。

23	景観を守る為にゴミのリサイクルや再生可能エネルギーを用いてサステイナブルな町づくりを行ってほしい。
24	村民の住宅建築が少なくなっていると思う。建築費の高騰と土地の高騰、特に恩納村土地高騰によると思う。住宅建築厳しい。
25	海外からのウキやペットボトルなどの漂流物の除去などの方法などを考えているのでしょうか？
26	海は毎年汚くなっています。貝も取れません
27	海がもっと美しくなる整備。温暖化に対する対策
28	残っている軽石を無くして、ビーチをきれいにしてほしいです。

4. 恩納村景観むらづくり計画見直しのための村内事業者アンケート調査

(1) 調査概要

1) 調査の実施方法：郵送による配布・郵送または Web による回収

2) 調査対象・配布・回収

調査対象：恩納村商工会 会員

調査実施期間：令和4年11月11日～令和4年11月30日まで

配布数： 554 件 有効回答数：128 件、有効回答率：23.1%

3) アンケートの構成

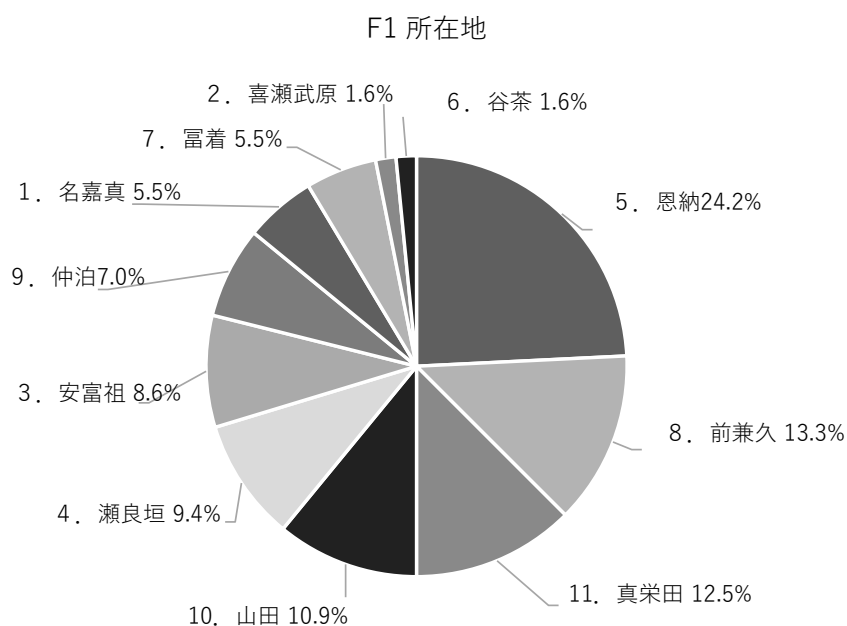
アンケート項目	
問1 事業所の概要	F1 所在地
	F2 業種
	F3 本社・本店の位置
	F4 主な顧客層
	F5 従業員数（パート含む）
	F6 利用している建物の形態
	F7 現在地での営業年数
景観づくりの取組みの必要性と理由について	問2 事業者が良好な景観を守り育てるための取組みについての考えとその理由
恩納村景観むらづくり計画について	問3 恩納村景観むらづくり計画の認知度
	問4 景観条例に基づく届出の認知度
建築物や広告物の設置について	問5 建築物や広告物の設置についての考え
	問6 良好な景観を形成するうえで、配慮すべき要素
	問7 景観づくりの取組みとして行っている(行いたい)こと
	問8 事業者が景観づくりで行政に求めること

(2) 調査結果

1) 事業者の概要

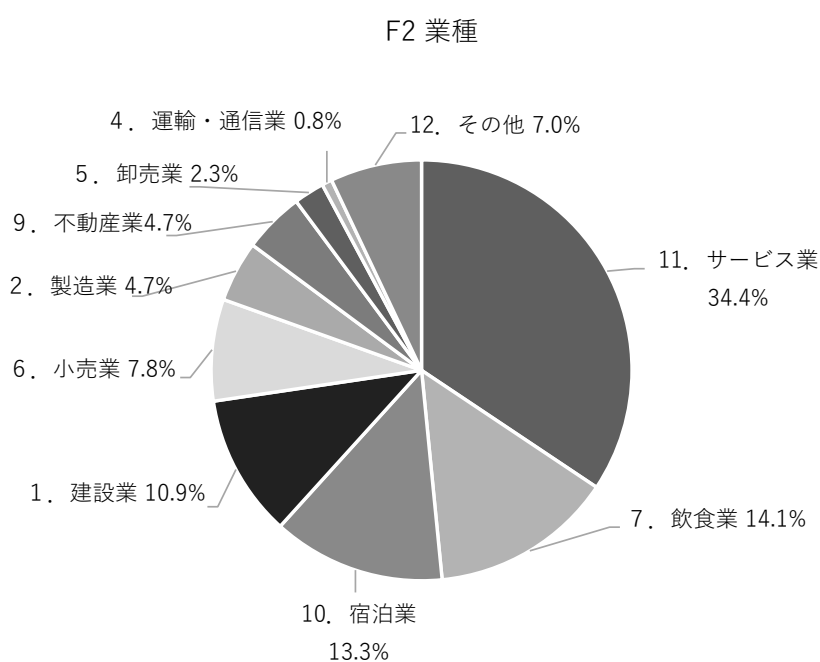
F1 所在地

事業所の所在地は「5. 恩納」が24.2%と高く、以下「8. 前兼久」(13.3%)、「11. 真栄田」(12.5%)、「10. 山田」(10.9%)と続いている。



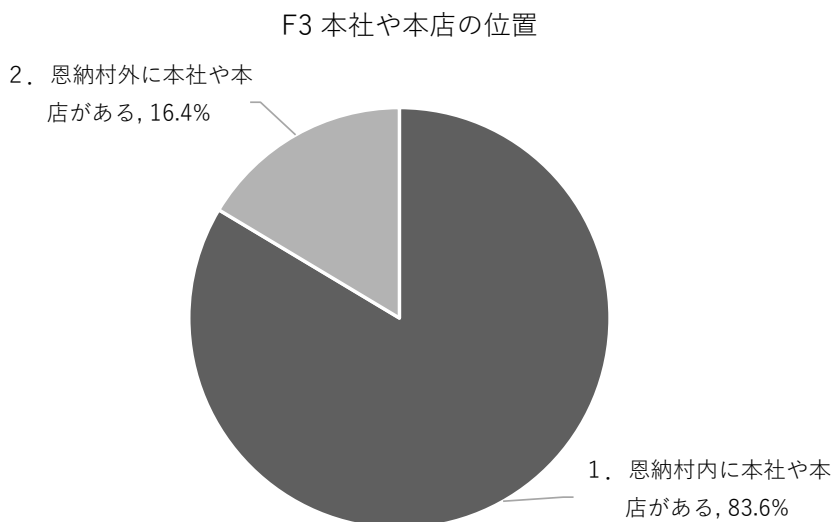
F2 業種

業種は「11. サービス業」が34.4%と最も高く、以下「7. 飲食業」(14.1%)、「10. 宿泊業」(13.3%)、「1. 建設業」(10.9%)と続いている。



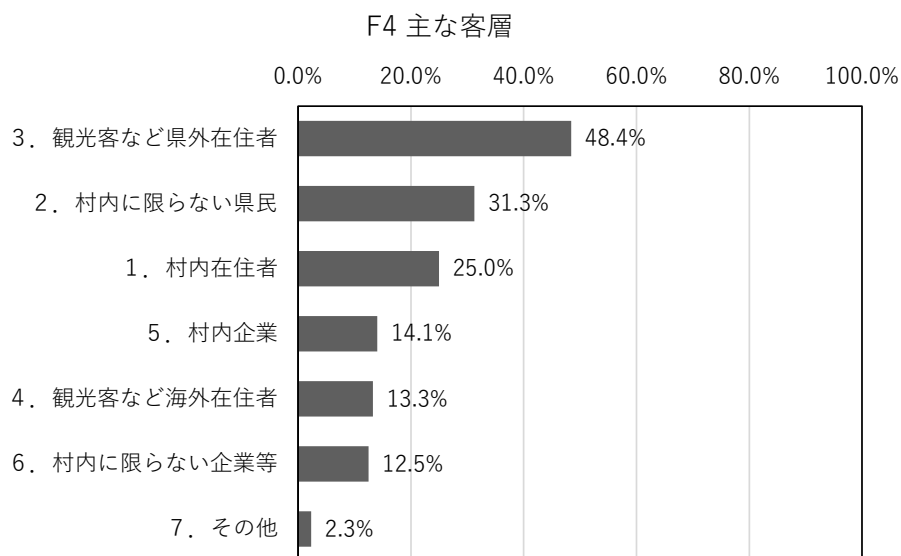
F3 本社や本店の位置

「1. 恩納村内に本社や本店がある」が83.6%と大半を占め、「2. 恩納村外に本社や本店がある」は16.4%となっている。



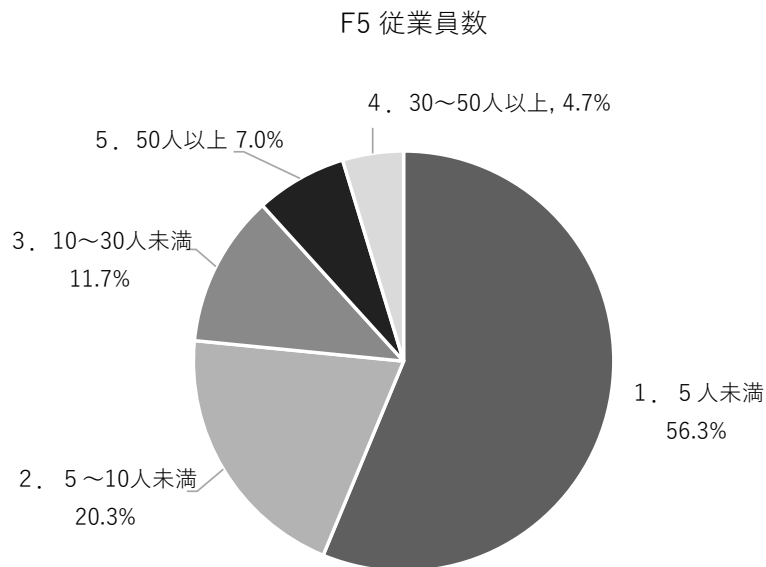
F4 主な顧客層

主な顧客層は「3. 観光客など県外在住者」が48.4%と最も高く、以下「2. 村内に限らない県民」(31.3%)、「1. 村内在住者」(25.0%)、「5. 村内企業」(14.1%)と続いている。



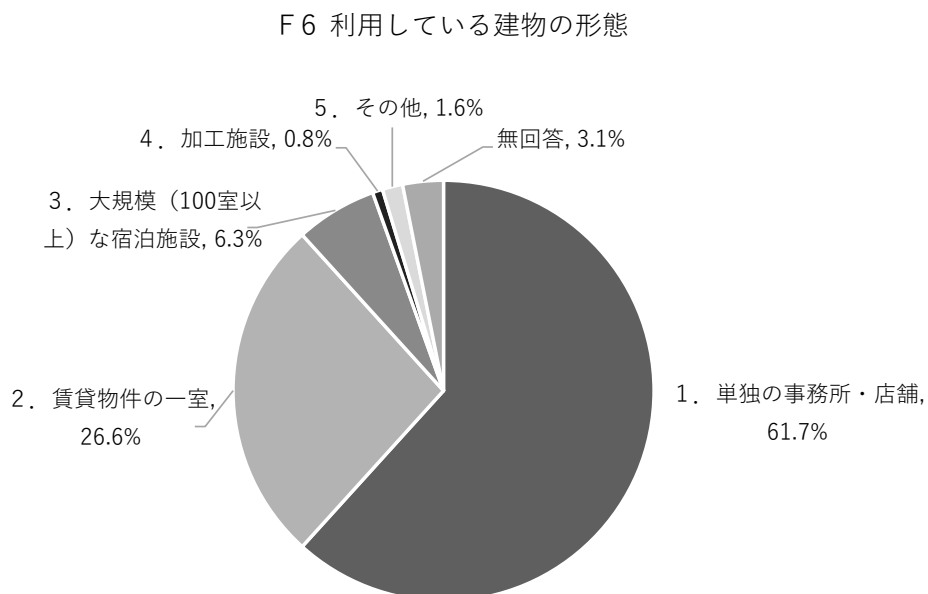
F5 従業員数 (パート含む)

従業員数は「1. 5人未満」が56.3%と最も高く、以下「2. 5～10人未満」(20.3%)、「3. 10～30人未満」(11.7%)と続いている。



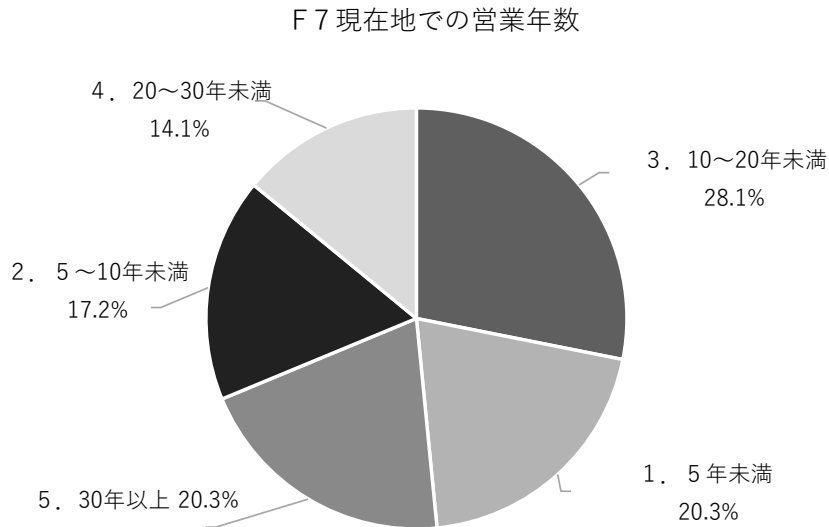
F6 利用している建物の形態

「1. 単独の事務所・店舗」が61.7%と最も高く、以下「2. 賃貸物件の一室」(26.6%)、「3. 大規模(100室以上)な宿泊施設」(6.3%)と続いている。



F7 現在地での営業年数

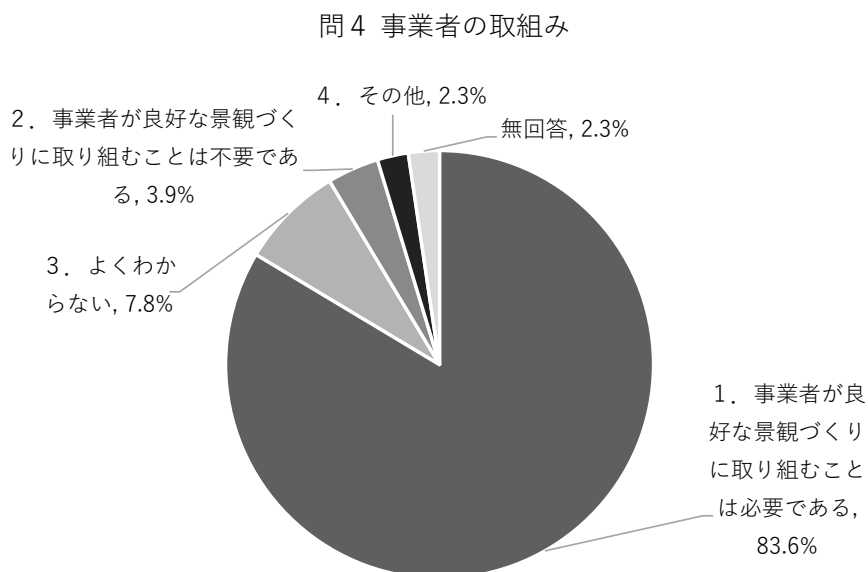
現在地での営業年数は「3. 10～20年未満」が28.1%と高く、以下「1. 5年未満」(20.3%)、「5. 30年以上」(20.3%)、「2. 5～10年未満」(17.2%)と続いている。



2) 景観づくりの取組みの必要性と理由について

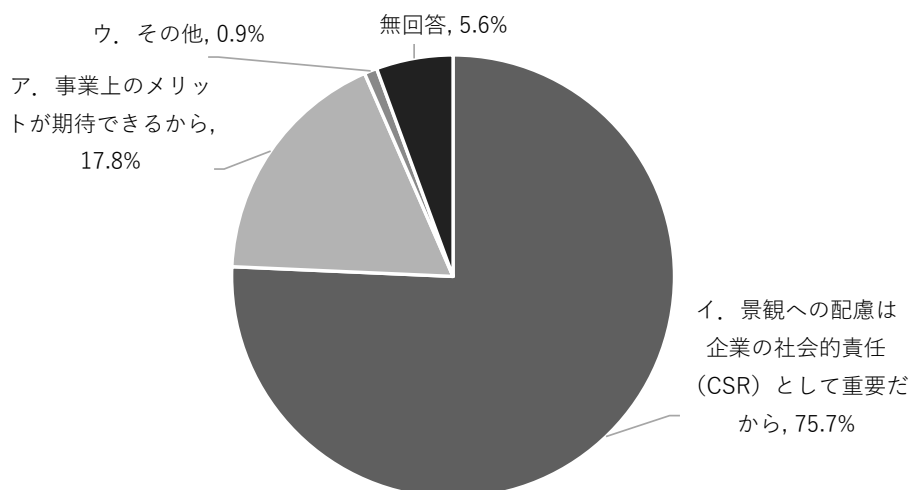
問2 事業者が良好な景観を守り育てていくための取り組みについて、どのようにお考えですか。また、その理由についてもお答えください。

「1. 事業者が良好な景観づくりに取り組むことは必要である」が83.6%と大半を占める一方で、「2. 事業者が良好な景観づくりに取り組むことは不要である」が3.9%みられる。



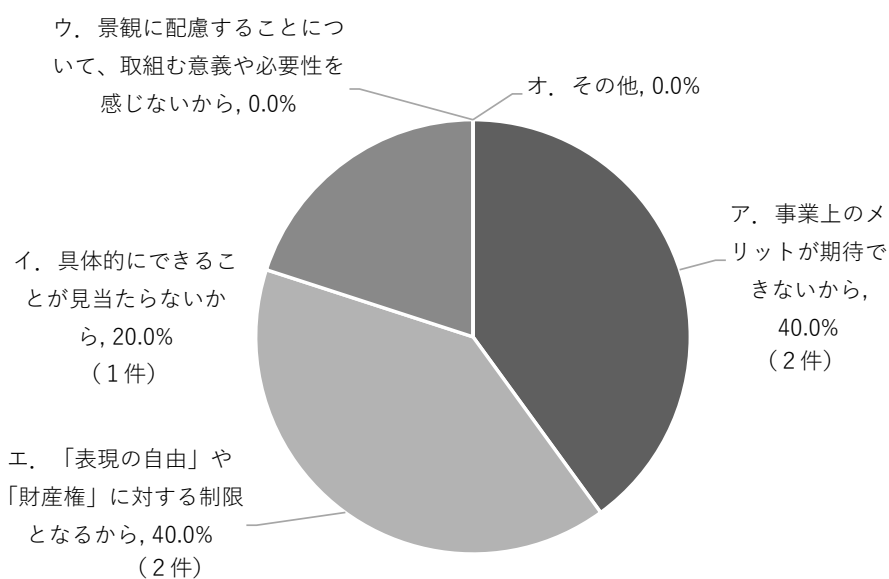
景観づくりに取り組む必要がある理由としては、「イ. 景観への配慮は企業の社会的責任（CSR）として重要だから」が75.7%と最も高く、次いで「ア. 事業上のメリットが期待できるから」が17.8%となっている。

問4-1 取り組みが必要な理由 (n=107)



一方で、景観づくりへの取り組みが不要な理由としては、「ア. 事業上のメリットが期待できないから」、「エ. 「表現の自由」や「財産権」に対する制限となるから」がそれぞれ2件、「イ. 具体的にできることが見当たらないから」が1件となっている。

問4-2 取り組みが不要な理由 (n=5)



<その他>

・観光地なので取り組みは必要だと思うが、表現の自由や財産権等を踏まえた上で行うべきだと思う /・必要ですが審査基準を満たせば許可出来る事が最善 /・景観への配慮は必要であるが、事業を拡大し雇用創出等、地域経済への貢献が認められるものについては例外も必要だと思います。ちなみに沖縄のダイビング業界で初となる「60歳になっても安心して働ける場所」を目指し、ダイビング、宿泊施設、レストランを自社でコンパクトに実現すべく、令和5年着工予定です。 /・とにかく自然を残す取り組みが必要です /・ダイビング飲食来沖観光客のイメージアップ

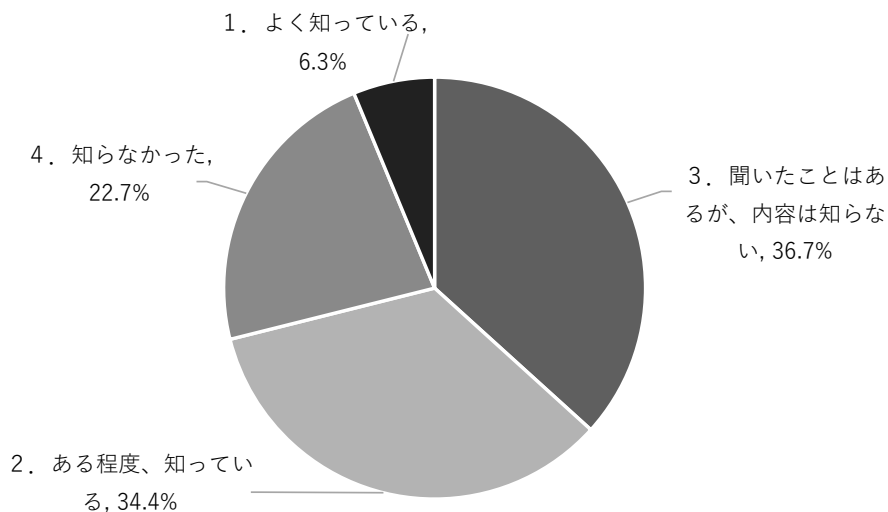
3) 恩納村景観むらづくり計画について

問3 あなたは「恩納村景観むらづくり計画」をご存じですか。あてはまるものを1つ選び、番号を○で囲んでください。

計画については、「3. 聞いたことはあるが、内容は知らない」(36.7%)及び「2. ある程度、知っている」(34.4%)がそれぞれ3～4割を占め高く、次いで「4. 知らなかった」(22.7%)となっている。

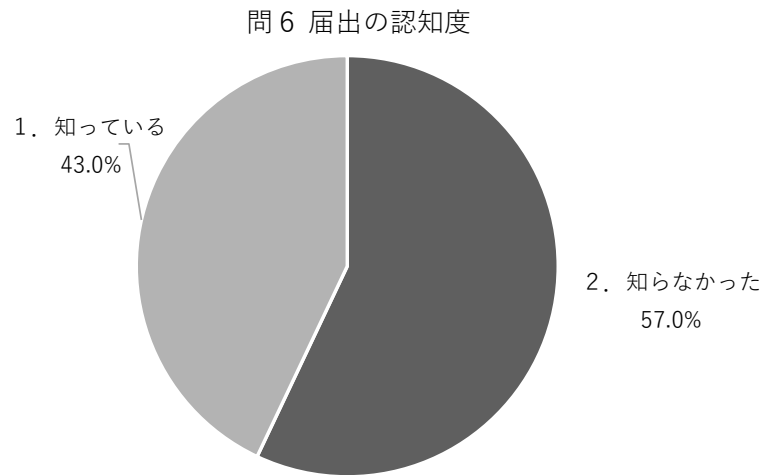
村民アンケート調査結果と比較すると、恩納村景観むらづくり景観に対する「認知度は高くなっている。(村民アンケート問5：知らなかった38.4%)

問5 景観計画の認知度



問4 個人住宅を含め一定規模以上の建物の新築や改築、色の塗り替えなどの修繕等を行う際には、事前に景観条例に基づく届出が必要なことをご存じでしたか。あてはまるものを1つ選び、番号を○で囲んでください。

「2. 知らなかった」が57.0%、「1. 知っている」が43.0%となっており、村民アンケート調査結果と比較すると、条例に基づく届出制度に対する認知度は高くなっている。
(村民アンケート問6：知っている 20.9%)



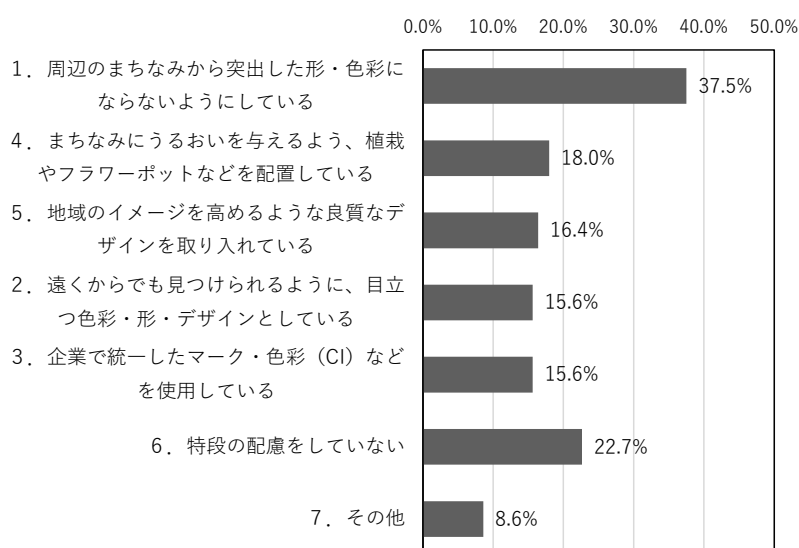
4) 建築物や広告物の設置について

問5 建築物や広告物等の設置について、貴事業所の考え方にあてはまるものをお答えください。(○はいくつでも)

「6. 特段の配慮をしていない」(22.7%)を除く77.3%が、建築物や広告物等の設置に際し何かしらの配慮を行っている。

取り組み内容としては、「1. 周辺のまちなみから突出した形・色彩にならないようにしている」が37.5%と最も高く、次いで「4. まちなみにうるおいを与えるよう、植栽やフラワーポットなどを配置している」(18.0%)となっている。

問7 広告物等の設置について



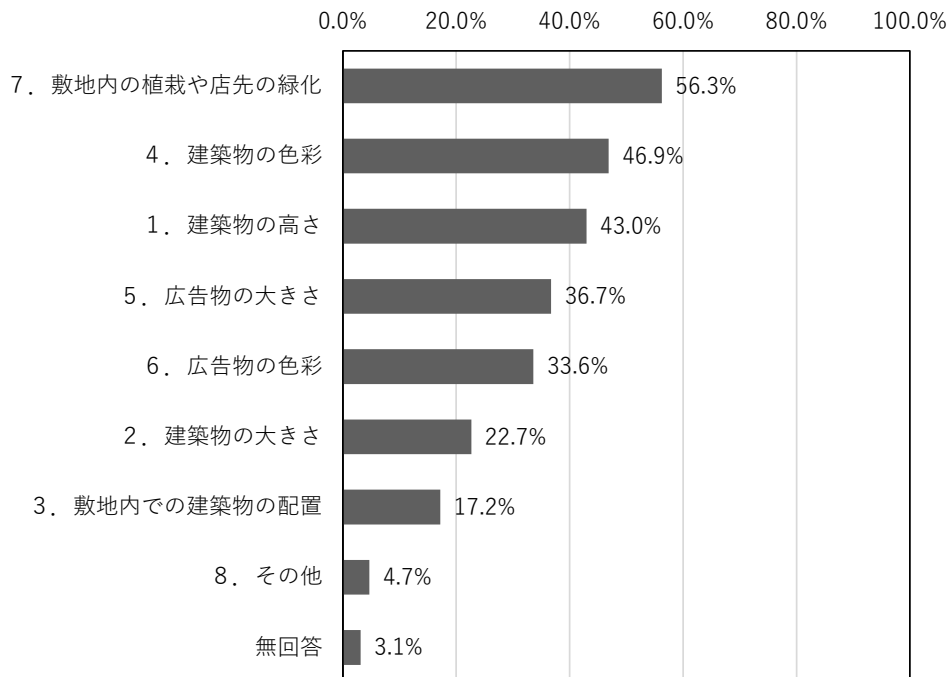
<その他>

・アパート等で看板を出していない。 / ・借家なので特に外側は意識してない。 / ・所にもよるがあまりにも奇抜な看板はどうかと思う。闇夜に突然出てくる電光掲示板違和感あり /
 ・下品ではなく、安全なら良いと思う。 / ・条例計画後は景観に配慮するよう留意している。
 / ・近く来るとわかるように表記している。 / ・自宅なのでおちついた色にした。

問6 恩納村の良好な景観を形成していく上で、貴事業所として配慮すべきだと思う要素を選んでください。(〇はいくつでも)

良好な景観を形成するうえで事業所として配慮すべき要素としては、「7. 敷地内の植栽や店先の緑化」が56.3%と高く、以下「4. 建築物の色彩」(46.9%)、「1. 建築物の高さ」(43.0%)、「5. 広告物の大きさ」(36.7%)と続いている。

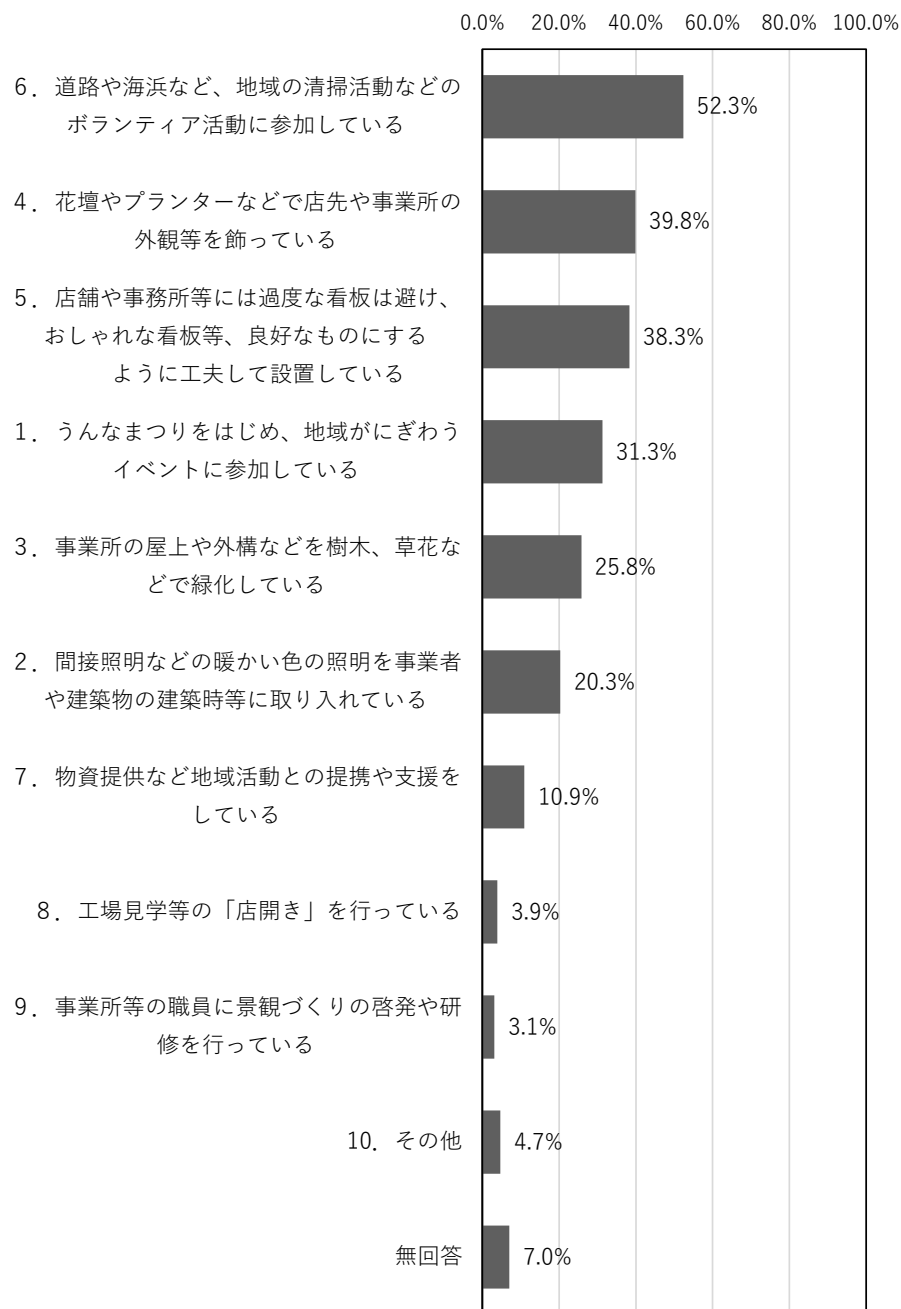
問8 景観形成で配慮すべき要素



問7 事業者の景観づくりの取組みとして行っている、又は行いたい取組みについてお聞かせください。(〇はいくつでも)

景観づくりの取組みとして行っている取組み又は今後行いたい取組みは、「6. 道路や海浜など、地域の清掃活動などのボランティア活動に参加している」が52.3%と最も高く、以下、「4. 花壇やプランターなどで店先や事業所の外観等を飾っている」(39.8%)、「5. 店舗や事務所等には過度な看板は避け、おしゃれな看板等、良好なものにするよう工夫して設置している」(38.3%)と続いている。

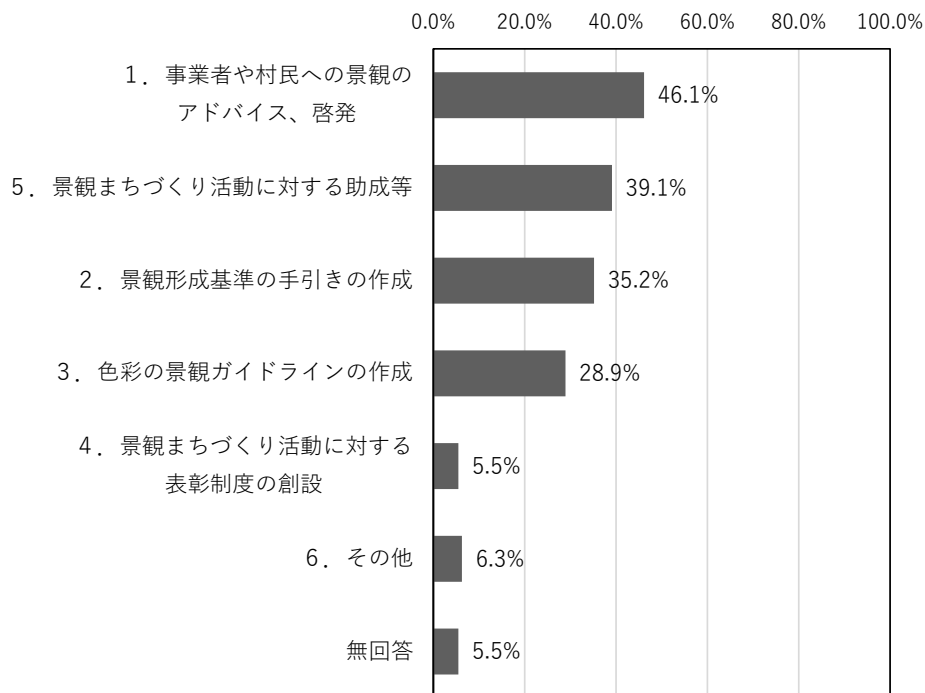
問9 景観づくりの取組みとして行っている・行いたいこと



問8 事業者が景観づくりを進める上で、行政に求めることについてお聞かせください。(〇は2つまで)

事業者が景観づくりをすすめるうえで行政に求めることは、「1. 事業者や村民への景観のアドバイス・啓発」が46.1%と高く、以下「5. 景観まちづくり活動に対する助成等」(39.1%)、「2. 景観形成基準の手引きの作成」(35.2%)、「3. 色彩の景観ガイドラインの作成」(28.9%)と続いている。

問10 景観づくりで行政に求めること



<その他>

・電柱の地中化 /・年間を通して雑草が生い茂っている。リゾート感が薄れているので、定期的に刈ってほしい /・恩納ブランドの確立 /・小さな店舗の景観よりも圧迫感のある大きなホテルの景観が残念 /・村全体で建蔽率の指示が必要。採光、通風がよくない。R58号への植樹リゾート地の楽しさ豊かさがない。 /・店舗入り口にバス停の標識が設置されている為車両侵入路が狭すぎる。 /・改築及び塗り替えの指導 /・規則緩和

5. 恩納村景観むらづくり条例

平成26年3月17日

条例第9号

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 景観むらづくり計画及びこれに基づく措置（第7条—第9条）

第3章 法に基づく行為の届出等（第10条—第19条）

第4章 その他（第20条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、本村の良好な景観の形成に関する基本的な事項及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、法において使用する用語の例による。

（基本理念）

第3条 景観むらづくりは、サンゴ礁の海の青さや山々が織りなす美しい緑等、優れた自然景観を資源に国内有数の観光リゾート地として発展してきた本村が、山田グスク等の歴史・文化・なりわい・観光リゾートの風景と一体となった良好な集落景観を村民共有のかけがえのない財産として風景の保全・回復・創造していくために、村、村民及び事業者等がそれぞれの担う役割を認識し、協働で進めなければならない。

（村の責務）

第4条 村は、景観むらづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 村は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、村民等の意見を反映されるよう努めなければならない。

（村民の責務）

第5条 村民は、自らが景観形成の役割を担うものであることを認識し、それぞれの立場から積極的に景観形成に努めなければならない。

2 村民は、村が行う景観形成についての施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、自らの行為が周辺景観に影響を与えるものであることを認識し、積極的に景観形成に努めなければならない。

2 事業者は、村が行う景観形成についての施策に協力しなければならない。

第2章 景観むらづくり計画及びこれに基づく措置
(計画の策定)

第7条 村長は、法第8条第1項の規定する良好な景観の形成に関する恩納村景観むらづくり計画（以下「景観むらづくり計画」という。）を定めるものとする。

2 景観むらづくり計画による地区区分については、恩納村環境保全条例（平成3年恩納村条例第1号）の恩納村土地利用基本計画によって定められている用域区分に基づき指定を行う。

(計画の見直し)

第8条 村長は、景観むらづくり計画を見直ししようとするときは、あらかじめ村民等の意見を聴くとともに、第1819条の恩納村景観むらづくり審議会（同条を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

(景観むらづくり計画への適合)

第9条 建築行為等をしようとする者は、景観むらづくり計画に適合するよう努めなければならない。

第3章 法に基づく行為の届出等
(届出を要する行為)

第10条 法第16条第1項各号の行為をしようとする者は、規則で定めるところにより村長に届け出なければならない。

(届出を要しない行為)

第11条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次のとおりとする。

(1) 法第16条第1項第1号から第3号までの届出を要する行為で、規則で定めるもの

(2) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

(特定届出対象行)

第12条 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、法第16条第1項第1号又は同項第2号の届出を要する行為とする。

(相談・事前協議)

第13条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出が必要な行為を行おうとする者は、当該届出の前に村長に対して相談・事前協議を行わなければならない。

(助言及び指導)

第14条 村長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為が景観む

らづくり計画に適合しないと認めるときは、必要な措置を講じるよう助言し、又は指導することができる。

(勧告、命令及び公表)

第15条 村長は、前条に規定する助言又は指導に従わない届出をした者に対し、法第16条第3項又は法第17条第1項若しくは第5項の規定に基づき、勧告又は命令をすることができる。

2 村長は、助言、指導、勧告又は命令を行おうとするときは、審議会の意見を聴くことができる。

3 第1項の規定による命令を受けた者がこれに従わないときは、その旨を公表することができる。

(重点地区の指定)

第16条 村長は、良好な景観の形成を重点的に推進する必要があると認める地区を景観形成重点地区（以下「重点地区」という。）として指定するものとする。

2 重点地区の名称及び区域は、別表第1のとおりとする。

3 村長は、重点地区を指定しようとするときは、あらかじめ当該地区の村民及び審議会の意見を聴かなければならない。

4 前項の規定は、重点地区の指定を変更し、又は解除する場合において準用する。

(準景観地区の指定)

第17条 村長は、景観むらづくり計画において特に重要な地区については、準景観地区として指定することができる。

2 村長は、法第74条の規定により準景観地区の指定をしようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物等の指定及び解除)

第18条 村長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物及び法第28条第1項の規定による景観重要樹木となるものを指定することができる。

2 村長は、景観重要建造物及び景観重要樹木を指定しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、法第27条第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除又は法第35条第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(審議会の設置)

第19条 村長は、良好な景観形成に必要と認めるときは、恩納村景観むらづくり審議会を置くことができる。

(景観アドバイザーの認定)

第20条 村長は、景観むらづくりに関する調整事項について、技術的指導、助言等を行う者として、景観アドバイザーを置くことができる。

第4章 その他

(規則への委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (第16条関係)

名称	区域
山田城跡周辺地区	第7条の規定により策定した景観計画において重点地区として定めた区域

6. 恩納村景観むらづくり条例施行規則

平成26年3月18日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び恩納村景観むらづくり条例（平成26年恩納村条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(景観地区区分指定)

第2条 景観地区区分について、恩納村環境保全条例（平成3年恩納村条例第1号。以下「環境保全条例」という。）の恩納村土地利用基本計画の用域区分に基づき地区区分を指定する。

(1) 集落景観保全地区

環境保全条例の土地利用用域の公共施設用域のうち庁舎、学校用地、公民館等都市的な土地利用がなされている区域及び集落用域

(2) 準集落景観保全地区

環境保全条例の土地利用用域の準集落用域

(3) 農漁業景観形成地

環境保全条例の土地利用用域の農業用域及び漁業用域

(4) 中層景観形成地区

環境保全条例の土地利用用域の中層住居用域

(5) 自然景観保全地区

環境保全条例の土地利用用域の公共施設用域のうち河川、水面、水路等自然的な土地利用がなされている区域及び地域環境保全用域、保安制限林用域、

(6) リゾート景観創造地区

環境保全条例の土地利用用域のリゾート用域

(7) 基地景観形成地区

環境保全条例の土地利用用域の特定用域

(8) イノー（礁池）景観保全地区

国土地理院が発行する国土基本地図において沿岸域で隠頭岩として記載されている範囲

(建築物及び工作物の高さの算定)

第3条 建築物及び土地に定着する工作物の高さは、敷地地盤面から屋上に設置されている工作物を含め、建築物の中で最も高い位置までを算定する。

2 前項の敷地地盤面に高低差がある場合は、建築物が周辺の地盤面と接する最も低い位置を敷地地盤面とする。

(景観計画区域内における行為の届出)

第4条 法第16条第1項の規定による届出は、恩納村景観計画区域内行為届出書（様式第

1号)により別表第1に定める必要な図書を添付して行うものとする。

2 法第16条第2項の規定による届出は、恩納村景観計画区域内行為変更届出書(様式第2号)により別表第1に定める必要な図書を添付して行うものとする。

(届出及び勧告等の適用除外)

第5条 条例第12条で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 別表第2に掲げる行為以外のもの

(2) 良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと村長が認めるもの

(相談・事前協議)

第6条 条例第14条の規定による相談・事前協議をしようとする者は、景観地区別、景観形成基準別による景観形成基準チェックシート(様式第3号)を提出するものとする。

(適合通知)

第7条 村長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が法第8条第1項に基づく恩納村景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認めるときは、恩納村景観計画区域内における行為の制限の適合通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(行為の着手の制限に係る期間の短縮の通知)

第8条 村長は、法第18条第2項の規定により期間を短縮したときは、恩納村景観計画区域内行為着手期間短縮通知書(様式第5号)により、法第16条第1項又は同条第2項の規定による届出をした者に通知するものとする。

(恩納村景観むらづくり審議会への意見聴取)

第9条 村長は、条例第15条及び第16条の規定による助言・指導・勧告又は命令を行うおとすときは、恩納村景観むらづくり審議会の意見を聴くものとする。

(届出をした者に対する勧告)

第10条 法第16条第3項の規定による勧告は、恩納村景観計画区域内行為設計変更等勧告書(様式第6号)によるものとする。

(変更命令等)

第11条 法第17条第1項の規定による命令は、恩納村景観計画区域内行為設計変更命令書(様式第7号)によるものとする。

2 法第17条第4項の規定する通知は、恩納村景観計画区域内行為設計変更等命令期間延長通知書(様式第8号)によるものとする。

3 法第17条第5項の規定による命令は、恩納村景観計画区域内行為原状回復命令書(様式第9号)によるものとする。

4 法第17条第7項に規定する報告は、恩納村景観計画区域内行為状況等報告書(様式第10号)によるものとする。

(国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知等)

第12条 法第16条第5項に規定する通知は、恩納村景観計画区域内行為通知書(様式第11号)により別表第1に定める必要な図書を添付して行うものとする。

2 法第16条第6項に規定する協議を求めるときは、恩納村景観計画区域内行為協議書

(様式第12号)によるものとする。

(準景観地区の指定等)

第13条 条例第17条の規定により、準景観地区を指定しようとするときは、次に掲げる事項について公告し、当該地区の指定の案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。

- (1) 準景観地区の名称
- (2) 準景観地区の位置及び区域
- (3) 準景観地区の面積

2 前項の規定による公告があったときは、当該地区の村民及び利害関係者は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された準景観地区の指定の案について、村長に意見書を提出することができる。

3 第1項に規定する準景観地区の指定の案には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 準景観地区の名称及び区域
- (2) 当該区域における景観形成基準
- (3) その他良好な景観形成のために必要な事項

4 村長は、準景観地区を指定したときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 景観形成地域の名称及び区域
- (2) 指定した年月日
- (3) 景観形成基準

5 前3項の規定は、準景観地区を変更し、又は廃止しようとする場合について準用する。
(景観重要建造物の標識)

第14条 村長は、法第19条に規定する景観重要建造物の指定をしたときは、法第21条第2項の規定により設置する標識に、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定番号及び指定年月日
- (2) 景観重要建造物の名称
- (3) 指定の理由となった外観の特徴

2 村長は、法第21条第2項の標識を、当該景観重要建造物の良好な景観を損なわない意匠とするとともに、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

3 村長は、条例第18条第3項に規定する景観重要建造物の指定を解除したときは、前項に規定する標識を速やかに撤去するものとする。

(景観重要樹木の標識)

第15条 村長は、法第28条に規定する景観重要樹木の指定をしたときは、法第30条第2項の規定により設置する標識に、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 指定番号及び指定年月日
- (2) 景観重要樹木の名称
- (3) 指定の理由となった外観の特徴

2 村長は、法第30条第2項の標識を、当該景観重要建造物の良好な景観を損なわない意

匠とするとともに、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

- 3 村長は、条例第18条第3項に規定する景観重要樹木の指定を解除したときは、前項に規定する標識を速やかに撤去するものとする。

(委任)

第16条 この規則で定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年規則第7号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年規則第9号)

この規則は、公布の日から施行し、平成31年10月1日から適用する。

附 則

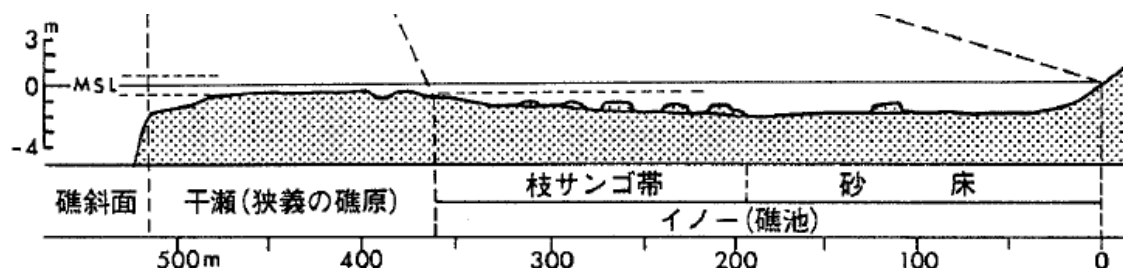
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

7. 用語集

あ行

* イノー

「干瀬」の内側に広がるサンゴ礁（礁池）。



図一 本部半島北部（与那嶺海岸）におけるサンゴ礁の縦断面形

出典：土地分類基本調査（沖縄県）

* ウシデーク

白太鼓と書く。祭りの余興芸能として、沖縄本島各地や周辺離島で演じられてきた民俗芸能で、女性のみで行われる円陣舞踊。村落共同体時代の五穀豊穡と村民の健康に感謝する。おもに旧暦9月16日に行われる。

* 御嶽

拝み山・森（ムイ）、グスク、ウガン、オン、スクなどと呼ばれる聖地の総称のこと。

* 沖縄海岸国定公園

沖縄島読谷村残波岬から名護市世富慶までの海岸沿いと嵐山及び屋我地島を含めた羽地内海から辺戸岬までの海岸一帯と学術的に貴重な動植物のみられる与那覇岳、名護岳を含めた区域と周辺海域を合わせた19,352ヘクタール（陸域6,817ヘクタール、海域12,535ヘクタール）が指定されており、自然公園法に基づき沖縄県が管理を行っている。沖縄特有の隆起石灰岩の海蝕崖とサンゴ礁の変化に富んだ美しい海岸景観を有している。

* 沖縄県屋外広告物条例

良好な景観形成や風致の維持等を図るために、屋外広告物法に基づき、屋外広告物の表示等について沖縄県全体の統一された基準として定められた条例のこと。

* 屋外広告物

常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告版、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたもののこと。

* 恩納村環境保全条例（平成3年2月1日制定）

恩納村の自然環境の保持と良好な景観を維持し、良好な集落環境の形成を行い、村土の有効利用を図るためリゾートを主とする開発を“抑制するところ”“開発するところ”と“村民生活の基盤となるところ”を明らかにするために村全域を8つの土地利用用域に区分している条例である。

か行

* 協働

地域を町民にとってより良いまちにするという共通目的を達成するため、自立と対等を基本に、町民と町がそれぞれの機能の違いを活かし、相互に補完し役割を分担して責任を果たす活動形態を指す。

* 国頭方西海道（くにがみほうせいかいどう）

沖縄県国頭郡恩納(おんな)村にある街道跡。琉球王朝の首都であった首里と国内各地を結ぶ宿道の一つ。西海道は首里の西原間切（琉球の行政区画）から浦添、北谷、読谷山、金武、名護、今帰仁、国頭の各間切を通る。そのうち、読谷山の喜名から恩納を経て、国頭地方に向かう道を「国頭方西海道」と称した。道幅は約2.4m、両側に松並木が植栽され、交通の歴史を考えるうえで重要とされ、2004年（平成16年）に、比屋根坂石畳道、御待毛、真栄田、仲泊の一里塚、石碇などを含む約1.3kmが国の史跡に指定された。15世紀後半以降の第二尚氏時代には海上を含むすべての道が首里に通ずる道として整備されたといわれ、恩納村を通る西海道は、読谷から多幸山、山田城跡や恩納城跡の下を通過する琉球王朝時代の各間切の番所と番所を繋ぐ宿道となっていて、人々や文物の交流を担った主要道路であった。

* 景観

「景」は眺める対象を表し、「観」はそれを眺める主体である人の感じ方や価値観を表す。景観は、自然や集落の姿だけでなく、地域の歴史や文化、風俗等私たちの暮らしに関わるすべてのものから構成される。目に見えるものだけでなく風の音や三線の音、地域の言葉、潮の香りなど五感をもって感じ取れるもの、その地域で生活してきた人々の心の中の風景（心象風景または原風景）も含む。

* 景観行政団体

景観法により定義される景観行政を司る地方公共団体のこと。都道府県、政令市、中核市、そして都道府県との協議・同意を得たその他の市町村のことである。景観行政団体は、景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることが出来る。

* 景観資源

景観上、重要と思われる資源（要素）のこと。

* 景観重要建造物

景観上重要な建造物（文化財にならないような新しいものも可）を景観重要建造物として指定できる。これに指定することにより、積極的に景観を保全することが可能になる。これに指定されると、所有者等に適正な管理が義務づけられ、現状変更の場合、景観行政団体の長の許可が必要となる。また、外観保存のための建築基準法の規制の一部を緩和し、税制上も適切に評価することができる。

* 景観重要樹木

景観上重要な樹木（文化財にならないような新しいものも可）を景観重要樹木として指定できる。これに指定することにより、積極的に景観を保全することが可能になる。これに指定されると、所有者等に適正な管理が義務づけられ、現状変更の場合、景観行政団体の長の許可が必要となる。

* 景観農業振興地域整備計画

景観計画区域内の農業振興地域のうち、景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を図るために策定する計画のこと。

* 景観法

景観行政団体が、景観行政を進めるために定める基本的な計画のことである。景観計画には、決めるべき必須事項と選択事項がある。必須事項としては、景観計画区域と方針、届出対象行為（条例で追加や限定が可能）ごとの景観形成上の制限内容（景観形成基準）等、選択事項としては、屋外広告物の制限に関する事項、景観重要公共施設の整備方針、占用基準等を定めることができる。また、通常行われる行為については届出に対する勧告が可能である。他方、建築物・工作物の色彩やデザインに関する形態意匠に関わる行為については、条例に位置づけることで、変更命令まで可能となる。

* 形態・意匠

建築物の高さ・形・素材などのこと。

* 建築物

家屋やビルなどの屋根や柱・壁のある工作物のこと。

* 建築面積

敷地面積のうち、建築物が建てられている範囲の面積のこと。

さ行

* 自然公園法

自然公園法（昭和32年（1957年）6月1日法律第161号）は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的（第1条）として定められた法律。

* 準景観地区

都市計画区域および準都市計画区域外の景観計画区域において、景観の保全を図るために指定される区域をいう。

指定は、相当数の建築物の建築が行われて現に良好な景観が形成されている一定の区域について、市町村が行なう。また、準景観地区内においては、条例で、建築物または工作物や開発行為等について、一定の規制がなされる。指定や規制の手続き、基準などは、景観法に規定されている。

た行

* 眺望点

優れた遠い場所からの景観（遠景）を眺めることができる場所のこと。公園の展望台等が当てはまる。

な行

* 農振法

農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的として制定された法律のこと。

は行

* 風景

自然・人・建築物などによって形作られる、その場所・場面のような。ながめ。けしき。
用例：田園風景 《類義語》 風光。風色。景。景観。光景。

ま行

*マンセル値

ひとつの色彩を「色相」「明度」「彩度」という3つの属性で表した値のこと。色相は、色合いを指す。赤 (R)、黄赤 (YR)、黄 (Y)、黄緑 (GY)、緑 (G)、青緑 (BG)、青 (B)、紫 (P)、青紫 (PB)、赤紫 (R) の10色相を基本色としている。明度とは、明るさの度合いを0から10の数値で表示したもの。明るい色ほど数値が大きくなる。彩度は、鮮やかさの度合いを0から14程度の数値で表したもの。数値が大きいほど鮮やかな色であることを示す。

や行

*屋取集落

土族の帰農によって沖縄本島の各地で形成された小村落。方音<ヤードウイ>18世紀の初頭、政治・経済・文化の中心地域であった首里・那覇から沖縄本島の農村地域に、良人（ユカッチュ）と呼ばれる土族の人口移動がおこなわれた。これらの帰農土族の移住者は居住人と呼ばれて、旧来の地人すなわち田舎百姓とは区別された。地人の住む古来の百姓村から遠く離れて、耕地のなかに点々と畑屋（はるや）式の宅地を構えた。これらの土族たちは、一時的仮居・仮住まいのわびしい生活を余儀なくされていたが、いずれは再起して、元の中心地域で一旗あげたいという信念が固かった。けれども時勢の流れは、かえって帰農土族を増加させ、ついに定着同化して集落化する方向へ進み、いわゆる屋取集落と称する集落形成をみるにいたる。沖縄本島の約600の村落のうち138が屋取起源の村落である。屋取には①独立屋取型；在来伝統の本村から独立して屋取だけで行政的単位村を構成するもの、②共存屋取型；本村と屋取が共存するもの、③従属屋取型；いまだ本村に従属する段階のもの3つの類型がある。在来伝統の本村（古村）と屋取起源の村（新村）とは、集落の立地・形態・内部構造の相違が大きい。

<参考文献>

- ・三訂 都市計画用語事典（都市計画用語研究会編著）
- ・まちづくりキーワード事典 第三版（三船康道+まちづくりコラボレーション著）
- ・沖縄大百科事典（沖縄タイムス社発行）
- ・景観用語辞典（篠原修編著）

恩納村景観むらづくり計画

令和6年3月 発行

発行：恩納村役場 企画課

〒904-0492

沖縄県国頭郡恩納村字恩納 2451 番地

TEL 098-966-1201
